

酒々井町告示第88号

平成29年第6回酒々井町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月5日

酒々井町長 小坂 泰久

1 期 日 平成29年12月11日

2 場 所 酒々井町議会議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	濱	口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君	
3番	酒	瀬	川	健	一	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御	園	生	浩	士	君	6番	川	島	邦	彦	君
7番	齊	藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君	
9番	佐	藤	修	二	君	10番	江	澤	眞	一	君	
11番	平	澤	昭	敏	君	12番	越	川	廣	司	君	
13番	竹	尾	忠	雄	君	14番	地	福	美	枝	子	君
15番	小	早	稲	賢	一	君	16番	高	崎	長	雄	君

不応招議員（なし）

平成29年第6回酒々井町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年12月11日(月曜日) 午前10時45分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第1号ないし議案第14号一括上程

(所信表明・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)

日程第 4 請願第3号

日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	大崎智行君
参事兼 企画財政課長	岡野義広君	参事兼 市民協働課長	清宮高由起君
参事兼 経済環境課長	芝野芳弘君	総務課長	大塚正徳君
税務住民課長	鳩貝剛君	健康福祉課長	河島幸弘君
まちづくり課長	板垣一成君	上下水道課長	黒田光利君
農業委員会 事務局会長	岩井尉行君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	玉井清人君	生涯学習課長	福田良二君
会計管理者	木村修一君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	鵜澤勝己	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎町長挨拶

(午前10時59分着席)

○議長(佐藤修二君) 開会に先立ち、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

[町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) おはようございます。改めましてご挨拶を申し上げたいと思います。平成29年第6回酒々井町議会定例会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

過日行われました酒々井町長選挙では議会議員の皆様を初め多くの町民の皆様方の温かいご支援をいただき、無投票当選という形で引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。心から感謝を申し上げる次第であります。

私は、これまで町としての品格、品質の向上、町民生活の質を高めることを念頭に各種施策を展開してまいりました。町のかじ取り役として4期目を迎え、これまでに培ってきました皆様との信頼ときずなを大切にしつつ、100年安心して住めるまちづくりに取り組んでまいります。第4期目の再選に当たり、町民の皆様からいただきました信頼と期待にお応えするため、子供から高齢者まで全ての人たちが生き生きと安心して暮らし、幸福感を感じられる全世代型福祉の充実を目指し、高齢になっても社会の担い手として活躍できる生涯現役社会、地域共生社会を築いていくための町政運営に渾身の努力を傾注してまいり所存でございます。

今後とも議会議員の皆様方の格別なるご指導、ご鞭撻と町民の皆様方のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○議長(佐藤修二君) ただいまから平成29年第6回酒々井町議会定例会を開会します。

(午前11時01分)

◎開議の宣告

○議長(佐藤修二君) これから本日の会議を開きます。

(午前11時01分)

◎議事日程の報告

○議長(佐藤修二君) 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎諸般の報告

○議長(佐藤修二君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、印旛衛生施設管理組合議会議員、平澤昭敏君。

〔印旛衛生施設管理組合議会議員 平澤昭敏君登壇〕

○印旛衛生施設管理組合議会議員（平澤昭敏君） 平成29年11月印旛衛生施設管理組合議会定例会議会報告をいたします。

印旛衛生施設管理組合議会室において開催されましたのでご報告いたします。

本定例会に提出された案件は4件であります。

議案第1号は、印旛衛生施設管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、職員の育児休業等に関する改正人事院規則が平成29年4月1日から施行されることにより、職員の育児休業の再取得、育児休業の再度の延長及び再度の育児短時間勤務に係る特別の事情に関し、所要の改正を行おうとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、印旛衛生施設管理組合一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、千葉県人事委員会勧告に基づき改定した通勤のために普通自動車等を使用する職員の通勤手当に対して設けた経過措置額について、所要の改正を行おうとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

第3号は、平成29年度印旛衛生施設管理組合会計補正予算第1号であり、補正額は581万9,000円の追加補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,793万6,000円にしようとするものであります。主な内容としては、歳入においては繰越金の既定の予算額500万に663万6,000円を追加し、1,163万6,000円とするものであり、また歳出においては諸支出金の既定の予算額1万6,000円に581万9,000円を追加し、583万5,000円とするもので行おうとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成28年度印旛衛生施設管理組合会計歳入歳出決算の認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。平成28年度の歳入歳出決算額は、歳入総額6億5,959万7,110円、歳出総額6億4,796万342円、歳入歳出差引額は1,163万6,768円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額は1,163万6,768円であり、本案は原案のとおり認定されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、小早稲賢一君。

〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 小早稲賢一君登壇〕

○佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（小早稲賢一君） 平成29年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会報告。

定例会は、平成29年10月16日、消防本部において開催されましたので、ご報告いたします。越川議員と同席しております。

定例会に提出された議案は6件であります。

議案第1号は、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額44億7,491万896円に対して歳出総額44億1,480万250円、歳入歳出差引額6,011万641円とし、翌年度に繰り越すべき財源はなく、全額を財政調整基金に繰り入れを行い、去る8月29日に監査委員の審査を受けて議会の認定を求めるものであり、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであり、職員の大量退職時期を迎えるに当たり、消防力の低下の防止策として、計画的に人員調整を図りたく、消防吏員の定数を引き上げるもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、育児休業の対象となる子の範囲が特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子まで拡大させ、あわせて育児または介護を行う職員に関し、深夜勤務、時間外勤務の制限を規定し、職員の就業環境を整備するもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、育児休業の対象となる子の範囲が特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子まで拡大されたことに伴い、対象となる子を条例で規定して職員の就業環境を整備するもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号は、平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてであり、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,299万円とするもので、歳入の補正については財政調整基金繰入金を増額、歳出の補正については常備消防費のうち備品購入費を増額するもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、千葉県内の軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受け付け等に関する事務について、継続性及び安定性の観点から千葉県市町村総合事務組合において共同処理を実施する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について協議し、議決を求めるもので、本案は原案のとおり可決されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員、濱口信昭君。

〔佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員 濱口信昭君登壇〕

○佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員（濱口信昭君） 平成29年11月2日、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会が組合会議室において開催されましたので、ご報告いたします。

本定例会に提出された案件は3件です。

議案第1号は、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

平成28年度の歳入決算額は3億826万9,479円で、対前年度比4.0%の増、歳出決算額は2億8,289万

4,911円で、対前年度比4.1%の増で、歳入歳出差引残高は2,537万4,568円となっております。歳入では組合運営全般に係る構成団体からの負担金が主なものであり、負担金総額は2億1,192万1,000円となっており、内訳は佐倉市が1億1,660万円で55.02%、四街道市が7,371万8,000円で34.79%、酒々井町が2,160万3,000円で10.19%となっております。

歳出の主なものは、施設の管理運営費、人件費などとなっております、本案は原案のとおり認定をされました。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、内容は人事院規則の改正に伴い、再度の育児休業の取得等ができる特別の事情に、保育所の利用を希望しながら当面その実施が行われない旨を明記しようとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、職員の通勤手当について、普通自動車等の使用者に係る経過措置を削除しようとするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、酒瀬川健一君。

〔佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 酒瀬川健一君登壇〕

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員（酒瀬川健一君） 平成29年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会について報告いたします。

平成29年10月6日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会が酒々井リサイクル文化センター大会議室において開催されまして、私と須藤議員が出席いたしました。今回は私のほうからご報告いたします。

本定例会に提出された案件は、全部で4件でありました。

議案第1号は、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定についてであり、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めようとするものでありました。平成28年度の歳入決算額は23億6,420万7,070円、歳出決算額は23億406万1,142円となっており、歳入歳出の差し引き残額6,014万5,928円については、全額翌年度に繰り越ししようとするものであります。また、歳入歳出の主な内容といたしましては、歳入では佐倉市、酒々井町からの負担金、国庫支出金及び組合債となっており、歳出においては施設の維持管理等ごみ処理費に要した経費及び平成28年度から3カ年継続で行っているごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う経費で、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号は、平成29年度一般会計補正予算（第2号）であり、補正額は6,889万4,000円の追加補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億5,739万3,000円にしようとするものでありました。歳入補正の主なものにつきましては、ごみ搬入量の増加に伴うごみ処理手数料の増額及び平成28年度一般会計決算額の確定に伴う執行残額を平成29年度へ繰り越しするための増額となっております。歳出補正の主なものにつきましては、ごみ処理施設機器整備工事及び財政調整基金への積み立てによる増額となっております、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、人事院規

則の一部改正を受けて、育児休業をすることができる特別の事情に関する規定を整備しようとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、通勤のために普通自動車等を使用する職員を対象とした経過措置を平成29年度限りで廃止しようとするもので、本案は原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） さらに、印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員、飯塚光昭君。

〔印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員 飯塚光昭君登壇〕

○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員（飯塚光昭君） 平成29年第2回印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が11月6日、佐倉市議会棟1階全員協議会室において開催されましたので、その概要についてご報告いたします。

提出議案は8件、報告2件でございます。

議案第1号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分としたことの承認を求めるものであり、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号は、任期満了に伴う監査委員の選任について、識見監査委員である越川芳勝氏の任期満了により、現監査委員を引き続き選任したいため、組規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるもので、本案は原案のとおり同意されました。

議案第3号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであり、歳入決算額2億2,315万4,618円に対し、歳出決算額1億9,274万5,700円で、実質収支額3,040万8,918円となり、全額、平成29年度へ繰り越したものであり、本案は原案のとおり認定されました。

議案第4号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計余剰金の処分及び決算認定についてであり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書のとおり処分することの議決を求め、あわせて同法第30条第4の規定により、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。

平成28年度の年間の用水供給量は1,848万9,731立方メートルであり、対前年度比2.81%の減量でありました。また、用水供給に関する収益的収入の決算額は34億5,743万4,706円、対する収益的支出の決算額は27億9,683万4,099円となり、差し引き6億6,060万607円の純利益となりました。

次に、資本的収入の決算額は7億1,045万2,150円、対する資本的支出の決算額は17億5,083万4,890円となり、この資本的収入額に対する不足する額10億4,038万2,740円は、損益勘定留保資金等で補填となりました。なお、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第5号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号は、平成29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであり、組合内のネットワークシステムが更新時期を迎えることから、新たにネットワークシステムを構築するために情報機器等の賃貸借を債務負担行為として設定するもので、債務負担の期間を平成29年度から平成34年度までとし、債務負担の限度額を2,503万9,000円と設定するもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてであり、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するもので、1億2,185万8,308円を翌年度へ繰越し越すものであります。

報告第2号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算繰越計算書についてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもので、3,451万1,000円を翌年度へ繰越すものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

次に、10月12日及び10月13日並びに11月9日の議員派遣につきましては、結果報告書の提出があり、これを受理しました。なお、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情第2号、受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書及び陳情第3号、千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。今回申し上げる行政報告は3件であります。

初めに、災害時相互応援協定の締結について報告いたします。10月16日に関東町村会において、災害時における相互応援に関する協定が締結されました。この協定により、関東町村会を組織する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の町村が災害に遭い応急対策を実施する必要が生じた場合に町村会が窓口となり、応援要請を行うこととなりました。

さらに、11月10日に茨城県阿見町と当町の間で災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。今回の協定締結に至った経緯ではありますが、プレミアム・アウトレットが立地している酒々井町と阿見町において、防災、商工関係等についての状況や課題について情報交換を行ってありましたとこ

ろ、大規模な災害発生時には多くの機関との連携が必要となることから、県外の単独自治体との災害協定締結に至りました。

この協定の趣旨は、地震等の大規模災害が発生し、被災した自治体単独では十分に被災者の救護、その他の応急措置が実施できない場合に相互に必要な応援を迅速かつ効果的に実施しようとするものであります。

なお、今後茨城県阿見町とはさらに連携を図りながら、防災の分野だけではなく、さまざまな分野において交流を進めていきたいと考えております。

次に、2件目として、第5回輝く創年とコミュニティ・フォーラムについてご報告いたします。

創年とまちづくりの事例などを学び、考える場として「地域がつなぐ 輝く創年と子供たち」をテーマとする第5回輝く創年とコミュニティ・フォーラムが11月12日、酒々井町中央公民館及びプリミエール酒々井を会場に開催されました。

このフォーラムは、酒々井まちづくり研究所のメインイベントとして平成25年から開催されているもので、酒々井まちづくり研究所研究員と行政がコミュニティ・フォーラム実行委員会を組織し、運営を行っております。午前中の分科会は、中央公民館を会場に「人と人を結びつける地域活動の実践」を主題とし、3つのテーマごとに3会場で開催、9団体より発表が行われ、町外からも多くの方にお越しいただき、参加者は約150名でありました。午後からは、プリミエール酒々井に会場を移し、オープニングでは酒々井中学校吹奏楽部によるすばらしい演奏、次に青少年おもなしカレッジによる小中学生が元気に歓迎の言葉で参加者を迎えました。

基調講演では、全国生涯学習市町村協議会会長、岩手県金ケ崎町長の高橋由一氏から「生涯教育とまちづくり」という題目で講演をいただきました。金ケ崎町は、昭和54年に生涯教育の町宣言をしております。

続いて、分科会レポートでは午前中に行われた各分科会のコーディネーターである第1分科会の鮫島真弓氏、第2分科会の新和宏氏、第3分科会の朝倉真一氏の3名から各分科会の内容が報告されました。

シンポジウムでは「地域と創年・子供」と題し、コーディネーターに酒々井まちづくり研究所長の福留強氏、パネリストに文部科学省から塩見みづ枝氏、公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会会長の永池榮吉氏、順天堂大学から鈴木美奈子氏、そして私も加わり、各氏からは仕事にかかわる施策や私生活での事例など、創年と子供にかかわる貴重なお話をいただいたところでありました。酒々井町に関連する話やユーモアを交えてのお話に終始和やかな雰囲気でした。シンポジウムを終了することができました。参加者は、約150名であります。

交流会では分科会及びシンポジウムの講師の方々にも参加をいただき情報交換、名刺交換が行われ、酒々井町の食も味わい、約70名による楽しい交流会となりました。

今後も住民によるまちづくりを考える場として全国のまちづくり関係者との交流事業等を行い、共同によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、3件目としてプリミエール酒々井増築事業について報告いたします。プリミエール酒々井は、図書館や文化ホールを備えた複合施設であり、生涯学習の拠点として平成15年度に建設したものであります。建設後10年経過したころ、会議室や世代間の交流スペースに対する要望が多くあり、プリミエー

ル酒々井は町の中心に位置し、利便性も高く、施設を増設することが最適であると考えました。あわせて、平成26年度に町の子ども子育て支援事業計画策定の際、実施した町民ニーズ調査において、図書館などに隣接した場所に児童館のような室内遊びの場があったらよいという子育て世代からの要望もあったことから、プリミエール酒々井の増築に係る設計を平成27年度に行ったところであります。しかしながら、町財政の厳しい折、さまざまな財源を模索する中で、平成29年1月国の補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金事業に該当することで、計画から2年越しとなりましたが、本年3月議会で補正予算の承認をいただき、具体的に事業を進めてきたものであります。

本交付金事業は、子育て世代や高齢者の世代間を超えた地域のつながりの中で、少子高齢化に対応した地域づくりへの取り組みとして交流の場などを設置するもので、以前からの町民ニーズに対応した町の事業計画にも合致するものであります。

早速、設計内容を見直しし、5月に第1回目の入札を行いました。成立せず、第2回目を7月に行い、落札者が決定し、臨時議会においてご審議いただいたところ、賛成議員は須藤、酒瀬川、川島、内海、越川、高崎の6名の議員であり、賛成少数で否決となってしまいました。町としても、町民の皆様、特に子育て世代の方々からの要望もあり、ぜひとも完成させたいとの思いから、9月に第3回目の入札を行いました。落札者が契約辞退し、さらに10月に第4回目の入札を行いました。応札者がなく不調となり、事業実施にまで至ることができませんでした。

本事業は、国の交付金や補正予算債を活用することで、実質的な町の一般財源負担は1割弱となり、町にとって大変有利な財源が確保されていたものですが、適正工期を考慮した事業進捗を考えると、これ以上の事業継続は不可能と判断し、内閣府に対し交付金事業中止の申し入れを行いました。

町民皆様の要望に応えることができず、このような結果となり非常に残念に思います。プリミエール増築事業については、議会のご意思を重く受けとめてまいりたいと考えておりますが、町としましては今後も地方創生、子育て支援、定住促進など、100年安心して住めるまちづくりの取り組みに最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤修二君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

3番議員 酒瀬川 健 一 君

4番議員 那 須 光 男 君を指名します。

◎会期決定

○議長（佐藤修二君） 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から12月20日までの10日

間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月20日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承ください。

◎議案第1号ないし議案第14号一括上程

（所信表明・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（佐藤修二君） 日程第3、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とします。

町長から所信表明及び提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいまから所信の一端を述べさせていただきます。

本日ここに平成29年第6回酒々井町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のご多忙の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

私は、このたびの町長選挙におきまして町民の皆様の温かいご支援によりまして、第46代酒々井町長に就任することができました。改めて心から感謝を申し上げます。

本日は、町長に再選しまして初めての議会でありますので、ここで私の所信を申し上げさせていただきます。

さて、近年の日本の政治・社会・経済情勢の変化は、地方自治において、基礎的自治体としての自立と、地域住民を強く意識した行政運営への転換を求め、さらに人口減少という避けては通れない事態を前に、「地方創生」という大きな課題に対し、各地方自治体は、独自性豊かで大胆な施策展開を模索しております。こうした時代の変化に対応し、酒々井町が今後も持続発展し続けるため、私はこれまで3期12年間の町政運営において精魂を傾け努力してまいりました。

振り返りますと、平成の大合併という大きなうねりの中、住民投票により酒々井町が独立・独歩の道を選択した直後、私の第1期目がスタートいたしました。就任直後は、世界的な金融・経済危機が深刻度を増し、急速に進む少子高齢化、地方主権や規制緩和、さらに政権交代による新たな国の仕組み等、まさに時代は大きな変革のときを迎え、小規模自治体としての存続をかけ町の借金体質からの脱却を目指し、行政改革に取り組んでまいりました。

第2期目は、町民福祉の向上と町の均衡ある発展を図るため、町の品格・品質の向上と、町民生活の質を高めることを念頭に、子ども医療費の助成拡大など子育て支援の充実や、保育園・学校施設耐震化100%の達成、全教室へのエアコン設置及び太陽光発電設備の整備など教育環境の充実や、安全・安心のまちづくりなどに積極的に取り組んでまいりました。

そして、平成25年3月、永年の町の悲願でありました酒々井南部地区新産業団地の町開き、同年4月酒々井インターチェンジの開通と酒々井プレミアム・アウトレットの開業により、酒々井町は新たな時

代の扉を開きました。

第3期目においては、アウトレット効果により交流人口が急増する中、「酒々井」の知名度・地域ブランド力の向上による波及効果を、活力あるまちづくりに生かせるよう努めてまいりました。おかげさまで、アウトレットは順調に第3期増床計画が進行中であり、周辺には温浴施設や産直施設等がオープンしたほか、町なかにおいては町民の皆様からの要望が最も高かった病院施設が、平成31年開業に向け準備を進めております。

さらに防犯ボックスの設置、郷土愛やふるさと意識を醸成する酒々井・千葉氏まつりの実施、子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の開始など、町民生活に身近な施策の充実にも取り組んでまいりました。

こうした私の町政運営に対し、町議会、また多くの町民の皆様のご理解とご支援をいただき、深く感謝を申し上げる次第であります。

しかし、ご承知のとおり、この間、国内では人口減少問題の深刻さがクローズアップされ、地方創生の機運が高まりました。これに対し町では、「酒々井町人口ビジョン」において、2060年の将来目標人口を1万7,000人と定め、その目標達成のため「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画のアクションプランとして位置づけをしました。

したがって、私の第4期目は、これらのアクションプランを一つ一つ、戦略的かつ着実に実行することにより、団塊の世代が75歳を迎える2025年危機においても、しっかりと自治体としての持続可能性を堅持し、町としての魅力を高められるよう人口減少問題に挑戦してまいります。

特に福祉分野におきましては、平成31年4月に上岩橋地域に開院予定の（仮称）酒々井病院を拠点として、可能な限り住みなれた地域で、高齢者の皆さんが自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

そして、3月の施政方針でもお示ししましたとおり、平成29年度にスタートいたしました第5次総合計画、後期基本計画では、基本構想で示された基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」に基づいた、将来都市像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現のための6つの基本目標の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、着実に各種施策に取り組んでまいります。

また、さらに私の4期目、第4ステージといたしまして、5つの施策を考えております。

第1に「だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり」として、平成29年度より運営を開始した「酒々井町防犯ボックス」の効果的な活用を初め、地域の消防団、自主防災組織、自治組織、ボランティア団体等との協力関係を強化し、町の実情に合わせ、積極的に防災・防犯対策の充実を図ります。子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる新たな町民参画システムによるまちづくりを目指し、地域住民と行政との連携による取り組みをさらに進めてまいります。

第2に「子どもを産み育てるなら酒々井町で」として、中学生までの子ども医療費助成の継続や、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する子育て支援拠点を整備し、また郷土史、民話など幅広く活用して郷土愛を育み、子供たちがずっと酒々井に住み続けたいと思えるような教育を推進していきます。

第3に「誰もがいきいきと生活できるまちづくり」として、平成31年開業予定の総合病院と連携を図

りながら、健康寿命の延伸、介護予防を目的とした施策に取り組みます。また、町が委託している地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を密にし、在宅を中心とする地域包括ケアに向けた取り組みを進めます。

第4に「魅力ある雇用の場をつくり定住者確保へ」として、商工業や農業の振興を初め、南部新産業団地・墨工業団地を中心に、酒々井インターチェンジ周辺地区の土地利用も含め、インターと成田国際空港への近接さを生かした企業誘致を積極的に進め、雇用の場と定住者の確保を図り、企業進出による新たな税収源を確保することで、高齢者の増加による個人町民税の減収分を補います。

第5に「シティプロモーションで魅力発信」として、酒々井プレミアム・アウトレット、しすいハーブガーデン、約3万4,000年前の旧石器時代からの文化遺産を含め、本佐倉城跡・酒々井宿を中心に酒々井町ならではの特徴ある文化・歴史遺産や景観、特産品等を発掘・育成し、地域のブランド力向上に努め、それらの魅力を発信し、活動人口や交流人口の増加につなげてまいります。

以上、町政運営の指針として申し上げましたが、高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設・インフラの維持更新、魅力ある学校・教育環境整備や、子育て支援の充実等、山積する行政課題に対し、いま一度さらなる行政の効率化・深化を図るなど、引き続き無駄を省き行政効果を高め、住民参加、明朗行政を推進し、持続可能性都市としての人口と安定した財源の確保を重視しつつ、これらの施策を戦略的に進めてまいりますので、議会を初め町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信の一端といたします。よろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして、本議会に上程いたしております提案理由のご説明をさせていただきます。

今回上程いたしました案件は14議案であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。初めに、議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。平成29年9月28日に衆議院が解散したことに伴い、10月22日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、これらの経費に係る予算を早急に補正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月28日に平成29年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、補正額は1,079万8,000円で、財源は全て県委託金で対応するものであります。

次に、議案第2号は、酒々井町ポイ捨て等防止条例の制定についてでございます。近年、健康被害や身体への危険性が指摘されている路上での歩行喫煙、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置については町民の関心も高く、生活環境改善のための対応を求める要望が多く寄せられているところであります。本年6月に施行されました酒々井町環境基本条例に基づく個別の施策として、町民の生活環境の改善と向上を図る上で、これらの行為を禁止行為とする基本的なルールを定め、町と町民等が協働して清潔できれいなまちづくりを進めることを目的とし、本条例を制定しようとするものであります。なお、細部につきましては、後ほど経済環境課長からご説明申し上げます。

次に、議案第3号は、酒々井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本改正につきましては、職員の年次有給休暇の付与について、現在の1月から12月までの歴年単位から職員の採用、退職及び人事異動の時期と合わせるため、千葉県や周辺市町と同様に4月から翌年3月までの年度単位に改めようとするほか、給与条例の改正に伴い附則第12項を削除する

ものであります。

次に、議案第4号は、酒々井町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。人事院規則の改正に伴い、再度の育児休業の取得等の要件として、保育所等の利用を希望し申し込みを行っていながら、当面その実施が行われない旨を明記するほか、給与条例の改正に伴い附則第3項及び第4項を削除するものであります。

次に、議案第5号は、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。特別職の期末手当における年間支給割合を一般職の職員の期末勤勉手当における年間支給割合の改定に準じて改正しようとするものであります。細部につきましては、後ほど総務課長からご説明申し上げます。

次に、議案第6号は、酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じた給料表、勤勉手当の改定に伴い所要の改正を行うものであります。また、あわせて時間外勤務手当を算定する際に用いる職員の労働時間について、労働基準法の趣旨を踏まえ所要の改正を行うほか、結核性疾患に係る給与等の取り扱いについて、給与条例ほか関係条例の規定の見直しを行おうとするものであります。細部につきましては、後ほど総務課長からご説明申し上げます。

次に、議案第7号は、酒々井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に規定する「子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証」については、「保護者の申請により行う任意交付」の取り扱いとする改正が行われましたので、これに準じて酒々井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算65億442万8,000円に歳入歳出それぞれ2億4,219万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億4,661万9,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、酒々井中学校グラウンド用地購入費、酒々井小学校用地購入費を初め、町道02—009号線道路改良事業、JR酒々井駅自転車等駐車場整備事業を計上しております。また、障害者福祉関係経費として障害児給付費、障害者医療費や児童福祉関係経費として保育委託費、児童生徒国際交流振興事業としてドイツドルフェン市との児童交流事業経費などのほか、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて人件費の補正等を行うものであります。また、歳入については、各事業費の増額に伴う国、県支出金の増額、地方債等の増額をするものであります。細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第9号は、平成29年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、高額介護予防サービス費相当支給費の増額に伴うものを補正するものです。既定の歳入歳出予算12億4,470万3,000円に歳入歳出それぞれ11万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,481万3,000円にしようとするものであります。歳出は、総務費及び地域支援事業費を増額するものであります。歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、準備基金繰入金などを

増額するものであります。

次に、議案第10号は、平成29年度酒々井町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、既定の収益的支出を8万5,000円増額し、4億4,585万4,000円とし、資本的支出を25万6,000円増額して4億5,191万5,000円にしようとするものであります。また、職員給与費を34万1,000円増額して6,325万3,000円にしようとするものであります。収益的支出、資本的支出のいずれも今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて人件費の補正を行おうとするものでございます。

次に、議案第11号は、平成29年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。既定の収益的支出を3万9,000円増額して4億3,813万9,000円とし、資本的支出を4万9,000円増額して3億562万6,000円にしようとするものであります。また、職員給与費を8万8,000円増額して、1,667万5,000円にしようとするものです。収益的支出、資本的支出のいずれも今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて人件費の補正を行うものであります。

次に、議案第12号ないし第14号は、酒々井町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めようとするものであり、一括して提案理由を申し上げます。酒々井町税賦課徴収条例第78条の規定により、固定資産評価審査委員会の委員定数を3名としておりますが、平成29年12月21日をもって任期が満了となりますので、議案第12号の齋藤照一氏、議案第13号の鶴岡嘉廣氏、議案第14号の星野建一郎氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

以上が議案に係る提案理由の説明でございます。よろしく慎重ご審議ご決定くださいますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長による所信表明及び提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

初めに、議案第2号について、経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から議案第2号、酒々井町ポイ捨て等防止条例の制定について、添付させていただきました資料に基づき内容を説明させていただきます。

本年6月議会でご承認いただきました酒々井町環境基本条例に基づき、町の責務として規定している個別の施策を定めるものでございます。

それでは、条文に沿って順次説明させていただきます。第1条では、条例を制定する目的を規定しております。たばこの吸い殻のポイ捨ての温床となる歩行喫煙を規制するとともに、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び歩行喫煙、これは道路や公園等の公共の場所、または道路に隣接する植え込み、花壇等で見かけられ地域の環境を悪化させ、周辺住民や施設等の利用者に迷惑と不快感を与えていることが問題とされております。このような問題を防止するため、町、町民等の相互協力のもとポイ捨て等を規制することにより、ごみが散乱しない清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を保持することを目的と規定しております。

第2条では、この条例で用いる用語の定義を規定しております。

第3条では、ポイ捨て等を防止するための町の責務を規定しております。町は、この条例の目的である清潔できれいなまちづくりを実現するため、条例の趣旨、目的を周知する活動など制度の普及啓発と

あわせ、町、町民等及び土地所有者等が協働して環境美化を推進する施策を実施しなくてはならないことを規定しております。

第4条では、ポイ捨て等を防止するための町民等の責務を規定しております。

第5条では、自動販売機により飲食物等を販売する事業者の責務を規定しております。

第6条では、土地所有者等の責務を規定しております。

第7条では、禁止行為を規定しております。第1号では空き缶等のポイ捨てをすることを禁止行為と規定しております。第2号では公共の場所及び他人が所有、占有、または管理する土地に飼い犬等のふんの放置を禁止行為と規定しております。第3号では公共の場所において歩行喫煙することを禁止行為と規定しております。

第8条では、指導及び勧告を規定しております。

第9条では、期限を定めた命令を規定しております。

第10条では、第7条の禁止行為を行った者に対し、指導、注意等ができることを規定しております。

第11条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則第1号では、施行期日について定めております。施行期日は、周知期間として3カ月を考慮していることから、平成30年4月1日とするものでございます。

附則第2号では、本条例には違反者に対する罰則を規定しておりません。一人一人が守らなければならない基本的なことを再認識することで、強制されなくても美しいまちづくりのために行動できることを目的としております。ただし、条例施行後の状況を検証し、必要があるときはその検証結果に基づいて罰則の規定等所要の措置を講ずることを規定しております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第5号及び議案第6号について、総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私から、議案第5号及び第6号につきまして細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第5号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、特別職の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給割合に準じ0.1月分引き上げ、4.3月分から4.4月分に改定しようとするものです。

第1条につきましては、12月支給分の支給割合を0.1月分引き上げ2.325月分とするもの。

第2条につきましては、引き上げ分である0.1月分を6月及び12月支給に均等に配分し、6月支給を2.125月分、12月支給を2.275月分にそれぞれしようとするものです。

なお、第1条につきましては、平成29年12月1日から適用し、第2条につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第6号です。酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う改正を行おうとするものです。

第1条の給与改定に係る部分については勧告に準じた給与改定を行うもので、給料表については民間との較差を埋めるため、平均0.18%の引き上げを行うものです。改定に伴う影響額は、一般会計ベース

で100万9,000円と見込んでおります。

次に、勤勉手当については、年間支給割合を0.1月分引き上げ4.4月分とし、引き上げ分については勤勉手当を引き上げ0.95月分とするもので、影響額は一般会計ベースで631万8,000円と見込んでおります。これらのほか、改定に伴うその他手当、共済費等を含めた全体の影響額は773万5,000円と見込んでおります。

次に、第2条の給与改定に係る部分については、平成30年度以降に対する期末勤勉手当の支給割合に関するもので、期末勤勉手当については今回の改定により引き上げ分、0.1月を6月期と12月期の勤勉手当を均等に配分し、それぞれ0.90月とするものです。

また、平成27年度から3年計画で行っていましたが給与制度の総合的見直しは、平成30年3月31日で完了となり、これに伴い、現在経過措置で行っている現給保障と高年齢層、7級の55歳以上ですけれども、高年齢層に一律で行っていた給与1.5%減額も廃止となります。

給与改定以外のその他の改定としましては、現在時間外手当等を算定する際に用いる職員の年間労働時間には祝日等を含めて計算しているところですが、労働基準法の趣旨を踏まえ、労働時間から祝日等を差し引くため、差し引く時間を規則で定めるよう改正するものでございます。規則につきましては本改正条例公布後、酒々井町勤務時間、1時間当たりの給与額の算定に関する規則の新規制定を予定しているところでございます。また、医療の進歩に伴う結核疾患に係る療養期間の短縮に伴い、結核性疾患に係る給与等の取り扱いについて、国及び他の地方公共団体の改正状況に鑑み、結核性疾患に係る規定の削除を関係条例もあわせて行おうとするものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、第1条中、給与に係る部分については平成29年4月1日から、勤勉手当に係る部分については平成29年12月1日からそれぞれ適用し、それ以外の部分につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、第2条につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第8号について、企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）の細部につきまして、歳入歳出補正予算額事項別明細書により主な内容をご説明させていただきます。

事項別明細書11ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。

なお、今回の補正で人件費につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に準じまして改定を行うものでございまして、一般職の給料表改定、勤勉手当等の増額と特別職の期末手当の増額とを合わせ905万5,000円の増額となっております。その他、歳出については順次主なものをご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、財政一般事務費償還金2,513万8,000円につきましては、震災復興特別交付税の調整に伴う未調整額の返還でございまして、印旛沼の国営かんがい排水事業（平成27年度分）の確定によるものでございます。

続きまして、積立金、土地計画事業基金2,539万5,000円につきましては、9月議会で都市計画事業基

金の設置、管理及び処分に関する条例の制定を可決いただきましたことから、平成27年度分、28年度分を積み立てるものでございます。

12ページでございますが、2項徴税费、2目賦課徴収費、償還金利子及び割引料過年度還付金及び加算金100万円につきましては、町県民税及び法人税の還付に伴い不足が見込まれることから増額をするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、障害者総合支援事業の扶助費、障害児給付費1,113万9,000円は利用者が増加し、また障害者医療費1,465万3,000円は生活保護者の透析利用者の増によりまして、それぞれ不足が見込まれることから増額するものでございます。

13ページになります。2目老人福祉費、老人福祉事業負担金補助及び交付金でございます。社会福祉施設等整備費補助金173万9,000円は、町内の介護施設2カ所にスプリンクラー設置工事の補助金を交付するものでございます。

扶助費、施術利用者助成事業164万6,000円は、マッサージ券利用者の増加により不足が見込まれることから増額をするものでございます。

14ページになりますが、2項児童福祉費、4目保育園費、保育委託事業、委託料、保育委託業務管内分でございますが、866万2,000円は加算額が増加となったこと。また、管外分463万8,000円は利用者が多くなり、それぞれ不足が見込まれることから増額するものでございます。

また、負担金補助及び交付金、私立保育園等保育事業補助金115万8,000円は、県保育士処遇改善加算事業費補助金を活用するもので、私立保育園保育士への補助金96万円及び町単独補助金として駐車場の借り上げについて19万8,000円の補助を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

16ページ、6款商工費でございます。1項商工費、4目コミュニティプラザ運営費、コミュニティプラザ運営事業629万5,000円でございます。コミュニティプラザ改修に伴う詳細設計に伴い、地質調査が必要なことから145万8,000円を補正するものでございます。また、483万7,000円はコミュニティプラザ改修に当たり、耐震診断が必要なことから補正をするものです。

17ページになりますが、7款土木費でございます。1項道路橋りょう費、2目交通安全施設費、社会資本整備総合交付金事業2,876万6,000円は、町道02—009号線、朝日橋拡幅工事に係るもので、国の交付金増額内示により補正をするものです。

3目道路維持費、社会資本整備総合交付金事業3,111万1,000円は、JR酒々井駅西口自転車等駐車場整備に係るもので、国の交付金増額内示により補正をするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、児童生徒国際交流振興事業237万7,000円につきましては、ドイツドルフェン市との生徒国際交流推進のため視察の経費でございます。

18ページでございますが、2項小学校費、1目学校管理費、酒々井小学校施設整備管理事業988万円につきましては、酒々井小学校用地購入関係でございまして、地権者から申し出がございまして購入する経費を補正するものでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページ、3項中学校費、1目学校管理費、中学校施設整備管理事業4,461万9,000円につきましては、

酒々井中学校グラウンド用地購入関係経費を補正するものでございます。

続きまして、4項社会教育費、6目プリミエール費、プリミエール管理事業工事請負費194万4,000円につきましては、エントランスのひさしの改修工事を増額補正するものでございます。

20ページになりますが、11款予備費、1項予備費、1目予備費500万円につきましては、予備費の残額が少なくなりまして、冬季を迎えるに当たり、雪害等の急な対応がとれるよう補正をするものでございます。

以上が歳出の主なもので、補正予算案の総額は2億4,219万1,000円でございます。

続きまして、財源につきましても説明をさせていただきます。9ページにお戻りいただきます。

9ページ、13款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,769万1,000円については、障害者医療費負担金732万6,000円、障害児入所給付費等負担金556万9,000円、子どものための教育・保育給付費負担金479万6,000円で、国から2分の1が交付されるものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節老人福祉費補助金173万9,000円については、地域介護・福祉空間整備等交付金で、町内の介護施設2カ所にスプリンクラー設置工事の工事に係るもので、国から10分の10交付されるものでございます。

4目土木費国庫補助金1,836万2,000円は、社会資本整備総合交付金で町道02—009号線、朝日橋拡幅工事及び都市再生整備事業でJR酒々井駅西口自転車等駐車場整備に係るもので、国の交付金増額内示により補正するものでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金884万5,000円は、障害者医療費負担金366万3,000円、障害児入所給付費等負担金278万4,000円、子どものための教育・保育給付費負担金239万8,000円で、県から4分の1が交付されるものでございます。

17款繰入金でございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7,119万7,000円につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰入金を増額するものです。

3目児童・生徒国際交流振興基金繰入金237万7,000円は、ドイツドルフェン市との生徒国際交流推進のための視察経費について、児童・生徒国際交流基金から繰入額を増額するものでございます。

続きまして、10ページになりますが、20款町債、1項町債、5目土木債、1節道路橋りょう債、地方道整備事業2,100万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業の町道02—009号線、朝日橋工事拡幅及び都市再生整備事業のJR酒々井駅西口自転車等駐車場整備に係る起債につきましても増額補正するものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

5ページの第2表でございます。繰越明許費補正につきましても、コミュニティプラザ改修設計業務ほか2事業について、予定工期の状況及び適正工期の確保から繰越明許の設定をするものでございます。

第3表地方債補正につきましては、町道02—009号線、朝日橋拡幅工事及びJR酒々井駅西口自転車等駐車場整備に係る工事費増加に伴い、地方道路整備事業債2,100万円を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第6号）につきましても内容説明させていただきました。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午後 零時 22分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時 29分)

○議長（佐藤修二君） これから総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 補正予算で1点だけお伺いしたいんですが、繰越明許の費用ですけど、たしかコミュニティプラザに関係しては、今年度ですね、2つの委託料持っていたと思うんですよ。28年度から繰り越しされたやつと29年度で措置したものとあると思うんですが、28年度のその予算に対する結果、結果表まだ出ていないというふうに伺っております。そういう中で、今度29年度が繰り越しをされるということなんですが、そうやって順々に1年ずつ送られているんですけど、それで、さらに今度の補正で耐震化なんかの補正を組むということなんですが、これがどうしてこんなに毎年毎年順送り、繰り越しになっちゃうんですか。根本的な理由は何なんですか。それが1点。

もう一つは、平成の26年ですか、答申がありますよね。26年11月に、コミュニティプラザのあり方についてということについて、これをもとに今言った設計とかですね、そういうのを組まれているのかどうかですね、もう一回お聞かせをいただきたいんですよ。前に説明あったかと思うんですが、それを1つお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、コミュニティプラザの繰越明許費に関する関係でお答えさせていただきます。

まず、平成28年度基本設計を予算化いたしました。基本設計につきましては、民間事業者から自分だったらこうするというような案をいただいたわけなんですけど、その案に基づいてですね、佐倉市と、あと清掃組合と協議等をしておりましてですね、それでおくれて、基本設計がことしの繰越明許という形でことしに送らせていただきました。それに伴いましてですね、自主設計の工期が、適正工期が間に合わないものですから、翌年度に繰越明許というような形で送らせていただきました。

それと、あと検討委員会からの提言に基づいてということですが、検討委員会の提言に基づいてですね、意見をいただいた件について取り入れて進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） ということになりますとね、仕事の進め方として、これはお願いの部分になっちゃうかもしれないですけど、基本設計そのものができていない時点でね、今度それを細かくした設計の委託料を審議してくれと言われたときにですね、我々はその基本の内容さえ……。公表されていないで

しょう、議会のほうへ。報告なりをされていらないように思う。どういうものをつくるために、さらに細かいものが必要なんだというような、そういう説明というのは私の知っている限りはない。それでは予算だって審議しようがありませんよ。じゃこの基本設計は、これから出てくる報告書のどこに基づいて何を調べるんですか、教えてください。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 基本設計につきましては、先ほどちょっとご答弁させていただきました提言書、こちらに基づきまして意見を取り入れまして、それに仕様書をつけまして民間事業者からプロポーザルにより案を出してもらったところでございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 最後ですよ。結局そこまでは、だからわかりますよ。だから、そうやってきた、今度出てくるね、そういう報告書に基づいて今度繰り越したやつは何をしようとしたの。それで、それが1年間遅れちゃった、その理由は何ですか。さっき言ったのは佐倉とか何とかの交渉の話で遅れたと。今度29年度に持った予算そのものは、もう当初から無理だったわけでしょうと私は思うの。もともになるものができていないのに予算だけ組んでやろうとしたら、もともできていないからできなかったと、そういうことなんでしょう。だったら、今回の予算は、国庫補助も何もつかないんだから、予算も使っていないんだから予算下げりゃいいんですよ。これまで繰り越ししたら、1年延びたら今度繰り越しできませんよ。これが30年度か、30年度のいつごろ完成するという予定なのか、それだけお聞きして終わります。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 基本設計につきましては、今月中に成果品が上がってくる予定でございしますが、それをもとに実施設計のほうを年度内中に発注する予定でおります。それから、工期を定めて来年度の年内中にはできる予定で今動いているところでございます。

以上です。

○7番（齊藤 博君） 公表してください。終わります。

○議長（佐藤修二君） ほかにありませんか。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 私のほうからは、議案第8号についてちょっとお聞きしたいと思います。割と細かい話で内容がないと言えないような話なんですけど、説明の中でなかったもんですからちょっとお聞きしたいと思います。

まず、12ページになります。3款民生費の1、社会福祉総務費の中で社会福祉一般事務費の中で、工事請負費がございしますが、社会福祉協議会が移転するに当たって、内部の造作を変更する代金だと思いますが、現在プレハブの庁舎で庁舎の耐用年数と、または耐震診断の結果等あれば教えていただきたいということですね。なぜお聞きするかというと、耐震の強度もないのにお金かけて直してもしょうがないんじゃないかなという気持ちがあるんです。

それからですね、13ページの2目の老人福祉費になります。こちらは、先ほどの説明でよく理解できました。そしてですね、酒々井町内にはほかにも施設、老人福祉の施設があるんですが、今後そういう

施設がですね、補助金の申請をした場合に対応していただけるのか、いただけないのか。予算の都合もあると思いますので、その辺を教えていただきたいと思います。

次が14ページになります。4目の保育園費になります。中央保育園運営事業ということで備品購入費46万9,000円計上してございます。この内訳で防犯カメラが1台幾らで何台つくのか教えてください。早いですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（御園生浩士君） 次が15ページになります。8目のきれいなまちづくり費になりますが、こちらのほうでは看板を設置するようでございます。ポイ捨ての絡みの看板だと思っておりますが、酒々井町、先般景観条例制定いたしました。看板が目立つようにつくと景観には配慮しないような形になってしまいます。担当課とですね、その辺の意思の疎通が出て、ここへ上がってきているのかお聞かせいただきます。この後に観光事業のほうでですね、飯沼さんのほうにも看板というふうにありましたが、それについてもあわせて景観条例どのように上手に対応していくかお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、18ページ、それから19ページになりますが、それぞれ小学校と中学校で土地の取得をしますが、何件買って何筆で、地目、面積は、実測、公簿ですね、そういったことを教えていただきたいと思います。

それから、これの単価についてはどのような形で単価設定したのか教えていただきたいと思います。

それから、過去には相続で売るようなケースもございましたが、そういうケースに当たるのかも教えていただきたいと思います。お手持ち資料なかったらですね、後日で構いません。

以上です。よろしく願います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 1点目、担当課もいますけど、私のほうから、じゃ1件だけご説明させていただきます。社会福祉一般事務費の工事請負費98万3,000円でございますけども、こちらにつきましては、社協の移転に伴いまして現在借りております、千葉信用金庫から借りています事務所のですね、原形復旧の改修の工事予算でございます。ということで、よろしく願います。

○5番（御園生浩士君） 耐用年数は。プレハブ。庁舎の。

○議長（佐藤修二君） はい。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） ちょっと手持ち資料ございませんので、後で調べさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私から、13ページの社会福祉施設等の整備費補助金について、補足に説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、既存の介護施設の sprinkler の設置工事でございます。国におきまして、既存の高齢者施設等の防火対策の推進を行っており、平成27年4月から原則として自力で避難することが困難な人が多く入所する高齢者施設等に sprinkler の設置が義務づけられ、平成30年3月までの経過措置となっております。該当する施設は、町内に5施設ございまして、そのうち3施設は本補助金

を活用して設置が完了しております。今回残りの2施設の事業所が申請をして国において交付申請をし、決定がおりましたので、今回補助金を行うものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） それでは、私のほうから、まず中央保育園の備品の関係でございませけれども、こちらにつきましては、カメラを直接買うというわけではございませんで、もう防犯カメラは取りつけてあるんですけれども、デジタルレコーダーの記憶装置が故障してしまっていることがわかりまして、その交換が必要になっています。そのために計上してございます。46万9,000円のうち、こちらの防犯カメラに係るものは41万5,000円となっております。そのほかのところにつきましては、給食室の冷凍庫ということで5万4,000円を計上しております。

それから、小学校と中学校の土地の購入でございませけれども、済みません、地目についてちょっと資料が手元にありませんので、後でお知らせいたしますが、小学校につきましては1筆になっております。790平米ということで、こちらのほうは地権者さんのほうにこちらから全部の地権者さんに一応働きかけはしておりますので、その中でお問い合わせと申しますか、話し合いをというような形でお申し出がございまして、それで譲っていただけるという運びになったものでございます。中学校につきましては、新たにグラウンドということで整備をしておりますので、地権者さんに交渉いたしまして、こちらは2筆になりますけれども、ちょっと面積と申しますか、使い道の関係で分筆が必要になりますので、2筆を分筆した形で、購入は2筆、地権者さんは、こちらは共有名義でお二人という予定になっております。面積のほうは、分筆後で約4,856平米になる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、15ページのきれいなまちづくり事業、それと16ページの観光事業で看板の件でございませ。

きれいなまちづくり事業につきましては、今回上程させていただいておりますポイ捨て等防止条例の啓発用看板をつくって、観光地魅力アップ事業につきましては、先ほど言った民間施設の看板の補助を一部するというでございませ。両看板ともですね、今後景観に配慮した看板を設置するというで予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） どうもありがとうございました。2点だけ確認させていただきます。

14ページ、カメラの故障によるということでした。41万5,000円、何台でしょうか。

それからですね、あと看板設置についてなんです、ここに議案として出ているんですが、その前に担当課とはお話はなさいましたでしょうか。

以上2点です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） カメラにつきましては、記憶装置のほうはカメラ自体は4台ついている

んですけども、それを取りまとめて記憶装置は1台となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 担当課のほうとはですね、今後協議するというので、屋外広告物の関係につきましては、協議をしているところでございます。

以上です。

○5番（御園生浩士君） どうもありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑ありますか。

8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） 済みません、1点だけ。今の関連で中学校のグラウンドなんですけど、用地なんですけど、面積は今聞いたからいいんですけど、これは実際これを買ったとして、進捗というかグラウンド、計画しているグラウンドのこの面積入れてどのくらいなんです。何割くらいになるのかお聞きしたいと思うし、たしかこの補正で話がついた時点で補正で買うという話は前に議会で聞いたからそれでもいいと思うんですけど、もう少し事務局でやる気あれば、今年度は当初予算でもって1億でも2億でも買いたいというくらい当初でこのせて用地交渉に入るというのもひとつあるのかなと思います。ただ、もうとりあえず、何割くらいになるのか、ちょっとそれだけ1点教えていただければと思います。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） これまで取得したところで18%ほどになっておりますので、それに加えますと22%から23%になるのではないかと今試算しております。予算措置につきましては、ちょっと今ここで来年度のところまで申し上げるには至りませんので、申しわけございませんです。

以上です。

○8番（内海和雄君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑ある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） それでは、質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号ないし議案第11号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号ないし議案第11号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

◎請願第3号

○議長（佐藤修二君） 日程第4、請願第3号を議題とします。

請願第3号の紹介議員である江澤眞一君から請願の趣旨説明を求めます。

10番議員、江澤眞一君

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番（江澤眞一君） 10番議員の江澤です。今回請願についてですね、うちの議会の申し合わせで所属の議員はなるべく避けるようにと、申し合わせがあることも十分私も認識しておりました。そして、これまで多くの同僚議員が一般質問をされてきました。私も、この青少年交流の家が議会に上程されたときに賛成討論もさせていただきました。また、そういった意味で委員会の審議の中でやはり紹介議員は逐一その質問等に的確に答えなければいけないという議員必携にも書いてありますように、そういった中で、これを他の所属の議員さんにお任せしていいものかと、そういうことで大変悩みましたけれども、学生たちの意向をきちんと伝えるという趣旨であればということで、今回そういう意味では苦渋の選択でありましたことを、まず皆様方におわびを含めて申し上げたいと思います。

それでは、請願第3号ですけれども、B-N e t 子どもセンター移転に関する請願書。請願者は、N P O法人B-N e t 子どもセンター理事長、青木渉。4年生の学生であります。

それでは、請願書を朗読していきます。

まず、B-N e t 子どもセンター移転に関する請願書。

住所、千葉県印旛郡酒々井町酒々井898-7。団体名、N P O法人B-N e t 子どもセンター理事長、青木渉。紹介議員、江澤眞一です。

まず、請願事項を先に申し上げます。

1点目のこの交流センターとっていいのかどうか、ちょっと町では青少年交流の家と言っていますが、その移転までのですね、活動拠点の確保をお願いしたいと思います。

2点目が、青少年交流センター移転後の事務所の確保でございます。

3点目が、現在の場所での建てかえを検討されたいという趣旨でございます。

それでは、請願理由を朗読させていただきます。

現在のB-N e t 子どもセンターの活動拠点（51号沿いの酒々井交番隣）は、耐震上の問題で、4年ほど前から、町より移転を勧められています。町の意向により、プリミエール横のグラウンド内に建設中の「青少年交流の家」に移転をし、移転後は他の団体と共有して使用するというお話をいただいております。しかし、町と建設業者との間で問題があり、建設の目途が未だ立っておらず、当面の間は移転ができないとのこと。B-N e tとしては、現在の場所での建て替えが一番望んでいるところです。

また今年度の子ども教室アッタ君の登録数は前年の3分の1程度に減少しています。一部、町の議会報やちらしなどでは、「耐震ままならない場所で子どもたちを遊ばせるのは危険である」といった記事の掲載も見られました。

耐震の問題、子どもの減少の問題を考えると早急な対応を検討されたい。

以上でございます。どうかご理解をいただき賛同していただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 以上で請願第3号の趣旨説明が終了しました。

ただいま議題となっております請願第3号につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託します。

◎休会の件

○議長（佐藤修二君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査及び委員会審査のため、12月12日から12月18日までの7日間は休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月18日までの7日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時53分）

平成29年第6回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年12月19日(火曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	大崎智行君
参事兼 企画財政長	岡野義広君	参事兼 民協長	清宮高由起君
参事兼 経済環境長	芝野芳弘君	総務課長	大塚正徳君
税務住民長	鳩貝剛君	健康福祉長	河島幸弘君
まちづくり長	板垣一成君	上下水道長	黒田光利君
農業委員会 事務局長	岩井尉行君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育長	玉井清人君	生涯学習長	福田良二君
会計管理者	木村修一君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	鵜澤勝己	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 8時59分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） おはようございます。3番議員の酒瀬川です。このたびの町長選挙におかれまして4度目の当選をされました小坂町長、まことにおめでとうございませう。これからは健康には十分留意され、酒々井町のさらなる発展の原動力としてますますのご活躍を期待しております。

それではですね、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの確立を目指しまして、通告に従い、私からは、1点目は町の均衡ある発展に向けた土地利用について、また2点目は高齢者や障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを、3点目は、青少年交流の家の今後のあり方についての3点につきまして、議長よりお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、町の均衡ある発展に向けた土地利用について伺います。第5次酒々井町総合計画後期基本計画に掲載されている土地利用構想によりますと、中心市街地のJR酒々井駅と京成酒々井駅をつなぐふれあい道路周辺には商業機能の立地を誘導し、魅力ある中心市街地の形成を図るとしております。また、北部地区の京成宗吾参道駅及び南部地区のJR南酒々井駅周辺についても駅から徒歩圏の地域を中心に効率的な都市的土地利用を図ると示しております。このことに関して町の考える両駅の駅前広場の整備を含めた周辺地域の土地利用構想について伺います。

まず、北部地域の現在の用途地域の指定状況は、京成宗吾参道駅前を通り、県道137号線に至る町道02—003号線沿いの区間は、住居の環境を守るための地域である第一種住居地域に指定されておまして、ここでは3,000平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てることは可能であります。地形的な成約などによりまして、商業施設などの立地には課題が多い地域でもあります。また、駅の北側方面に位置する区域は、小規模な店舗や事務所兼用の住宅のみしか建てられない第一種低層住居専用地域と、開発を抑制する市街化調整区域に指定されていることから、都市機能が余り集積されず、日常生活に必要な買い物にも困窮する状況となっております。しかしながら、この地域周辺は現在町による町道

の整備と隣接する成田市も市道の整備が進められており、また一部区域には新市街地の住宅系準備地域に位置づけるとしている地域もあることから、今後の人口増が大いに期待できる地域でもあります。昨年の平成28年に国土交通省は、第一種低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの立地に対し、地域住民の日常的な生活圏に配慮しながら、立地の妥当性や周辺環境への影響、また地域の生活利便性への影響等を総合的に検討した上で特例許可の対象とすると示したことから、町はこの制度緩和をチャンスと捉え、地域の拠点づくりを目指した商業機能や業務機能などの誘導を、また駅を含めた駅周辺の整備などに積極的に取り組むべきであると思います。

また、JR南酒々井駅周辺地域は、市街化調整区域に指定されておりますが、昨年国土交通省は市街化調整区域における開発許可制度の運用を弾力化するため、市街化調整区域内における開発許可制度運用指針の一部を改正いたしました。改正点の一つには、空き家となった古民家や住宅を地域資源として捉え、観光振興や既存集落の維持のために必要な範囲で用途変更の許可を得やすくするというもので、観光資源に必要な宿泊施設や飲食等の提供の用に供する施設に用途を変更する場合とあります。改正点の2つ目には、既存集落を維持するために必要なコミュニティーや住民の生活水準の維持を図るため、また当該集落の既存建築物を移住、定住の促進を図るための賃貸住宅や高齢者等の福祉増進を図るためのグループホームなどに用途変更をする場合とあります。この開発許可制度の一部改正によりまして、市街化調整区域内での開発が限定的な事業に限られますが、開発が可能となりました。また、町の第5次酒々井町総合計画の中の土地利用構想にある地域の拠点として地域住民の生活の改善と利便性の向上を図り、良好な生活環境を形成するためにも一部の用途地域を変更する必要性があると考えられます。このことから、町の均衡ある発展を図るために以下の点につきまして町の考えを伺います。

1つ目は、京成宗吾参道駅周辺における用途地域の見直しや、JR南酒々井駅周辺では市街化調整区域内での開発許可制度の改正に基づき、地区計画を活用した都市計画を進めるべきであると思いますが、いかがでありますでしょうか。

2つ目は、町が拠点地区と定めている京成宗吾参道駅の周辺の第一種低層住居専用地域内でのコンビニエンスストアの立地を、国は地域住民の日常的な生活圏に配慮しながら立地の妥当性を検討した上で許可の対象とするとしているが、町の考えを伺います。

3つ目は、市街化調整区域内の開発許可制度の改正によりまして限定的ではあれ一部の開発が可能となったことから、JR南酒々井駅周辺に新しいまちづくりの土地利用構想を図るべきであると思いますが、町の考えを伺います。

以上、3点につきまして町の考えをお伺いいたします。

2点目は、高齢者や障害のある方を初めとして、全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの構築について伺います。

日本は世界でも類を見ない早さで超高齢化社会を迎えており、これにより急増する医療費や介護給付費の負担増だけでなく、医師や看護師、また介護福祉士などの専門職の担い手の不足など高齢化問題として深刻な事態が浮き彫りとなっております。また、高齢化社会が進むにつれて介護職員の不足も問題視されており、厚生労働省の試算によりますと2025年には介護人材が約38万人不足すると予測されており、国は介護人材への処遇改善やキャリア支援、またITの活用支援などによりその差を埋めようと

しております。町も地域で必要な介護サービスを適切に提供するために、介護を担う人材の安定的な確保は不可欠であり、その上、より質の高い人材を確保していくことも重要であります。そのためには介護従事者の育成に向けた取り組みの強化が肝要となってまいります。そのほか住民の暮らしと福祉を守る責務として障害者も含めた情報の提供、そして相談体制が確立されていること、また誰もが平等の福祉、医療サービスを受けられることも求められます。2006年の国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、あらゆる差別を禁止し、障害がある人が住みたい場所に住み、受けた教育を受け、さらに地域社会におけるサービスを利用できるよう障害者の自立した生活と地域社会の包容について定めています。高齢者や障害のある方が住みなれた地域で周囲の支援を受けながら自立した生活ができるよう、これまで行政は生活の質を高めるために公的な福祉サービスの充実など、地域福祉活動の支援を行ってきました。また、現在の日本では日常生活での人間関係の希薄化が改善されるよう失われつつある隣近所同士のおつき合いや困ったときの助け合いなどを復活するための意識啓発に力を入れ、高齢者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりに向け、地域の住民がみんなで支えていく福祉体制の充実も必要であると思えます。

これらのことから、以下の点につきまして町の考えを伺います。

1つ目は、高齢者や障害のある方に必要な介護サービスを提供するには介護を担う人材の安定的な確保が重要であることから、介護従事者の育成に向けた町の取り組みについて伺います。

2つ目は、高齢者や障害者が介護サービスを受ける際に、町に何を要求し、どのような支援を求めているのか、その確認方法についてもお尋ねいたします。

3つ目は、地域で支える福祉体制の充実には人間関係の希薄化により失われつつある隣近所同士の助け合い精神の構築に向けたサポートやボランティア活動に対する支援が必要と思えるが、いかがでしょうか。

以上、3点につきまして町の考えを伺います。

3点目は、青少年交流の家の今後のあり方についてお伺いいたします。青少年交流の家は、現在、町の青少年が利用している施設が老朽化し、かつ安全性が懸念される施設となっているため、これにかわる施設として多くの町民に広く利用され、青少年の健全な育成に資する施設を目指して中央台公共用地に建設着手に至ったものであると理解しております。しかしながら、平成28年3月25日までとする工期を1年半以上過ぎた現在に至っても工事は中断されたままで、完成の見込みが立たないような状況が続いております。この要因の一つには県の印旛土木事務所より指摘を受けた一部追加工事の実施に当たり、請負業者に建築確認申請等の提出を求めたが提出はなく、代理人弁護士より本契約は不当であり、町が契約変更せよとの通知が届いたとのことで、町は契約の解除及び出来高精算を求める数値を発出していると聞いております。その後、請負業者の代理人弁護士より契約解除撤回の要求の通知が届いたことから、町も顧問弁護士に対応を委任し、双方の弁護士による協議を続けていきましたが、請負業者側の代理人弁護士から請求したとおりの金額で契約変更せよ。契約変更の提案がない場合は契約を解除するとの通告があり、詳細な内訳の提示がないまま当初金額の2倍以上となる2,400万円を超える請求があったのを最後に、その後連絡はないとのことであります。町は出来高精算による目的物の引き渡しを受け、早期に供用開始を目指すべきであり、老朽化の著しい現在の建物にかわる施設としてこの青少年交流の

家が多く町の民に広く利用され、青少年の健全な育成に資する施設となるよう、また一日も早く利用できることを待ち望んでいる子供たちのためにも、町と請負業者との間で早期解決に向けた協議の再開を望むところであります。

これらの実情を踏まえまして、今後の青少年交流の家のあり方について、以下の点について町の施策を伺います。

1つ目は、建築確認申請における指導事項など追加工事について、町が想定する変更点はどのような内容になるのか。

2つ目は、出来高精算による引き渡しを受ける場合、変更点に係る金額を含めて町はどの程度を見込んでいるのか。

以上、町の考えをお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。なお、答弁につきましては、政策的なものについては私、または副町長、教育長からお答えし、細部にわたるものは担当からお答えをいたします。

まず、3番議員、酒瀬川議員からは、3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、1点目の町の均衡ある発展に向けた土地利用についてお答えをいたします。

1つ目の京成宗吾参道駅やJR南酒々井駅周辺における都市計画についてのご質問ですが、町では都市計画マスタープランにおける将来像の実現に向けた具体方策の一つとしまして、平成28年4月に市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインを策定したところであります。その中で土地利用に係る基本的な考え方や方針、地区計画の運用基準などを示しております。京成宗吾参道駅及びJR南酒々井駅周辺では交通利便性を生かしながら、周辺住民のための商業、業務機能を有する地域拠点の形成と活性化を図っていくこととしております。

2つ目のコンビニエンスストアの立地につきましては、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するという用途地域の目的を考慮しつつ、地域住民の生活利便性の向上などが図れることから事業者からの申し出があれば、許可権者である千葉県とともに立地について総合的に判断してまいります。

3つ目のJR南酒々井駅周辺のまちづくりに関するご質問ですが、これまで町ではJR南酒々井駅周辺地区まちづくり基本構想を取りまとめ、町の都市計画マスタープランの実現に向け南部地域の拠点として位置づけられているJR南酒々井駅周辺地区におけるまちづくりの方向性を示してきました。今後は、駅周辺地区としてのポテンシャルを活用していくため、南酒々井ネオポリス団地からまちづくりやJR南酒々井駅までのアクセスの向上を図ることを目的としまして、関係機関と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私からは、3点目の青少年交流の家の今後のあり方についてお答えをいたしま

す。

青少年交流の家の建設につきましては、町民の皆様にご多大なるご心配をおかけしております。まず、建築確認申請における指導事項に係る変更点ということでございますが、建築確認申請は請負業者から酒々井町のまちづくり課を経由して千葉県印旛土木事務所に提出されるものでございます。ただし、この当初申請に修正等がある場合は、じかに請負業者が印旛土木事務所と協議して修正するものでございます。本来請負業者から建築主に提出されるべき修正後の建築確認申請の書類が再三の催促にもかかわらず提出がないことから、町では9月に千葉県知事宛て、建築確認申請の行政文書開示請求を行いました。しかし、千葉県から提出された書類は、個人情報及び法人の事業活動のノウハウに関する情報は公開できないとのことで、図面等はほぼ黒消しされ、内容の確認はできませんでした。

そこで、まちづくり課で保管している当初の建築確認申請書類を印旛土木事務所に内容の確認をしていただき、あくまでも一般論として当初確認申請の指摘をしていただきました。指摘内容として書類等の書き方などのほか、設計の変更に係るものとして2点の変更がありました。その内容は、建築基準法上、この建物は集会所となりますので、壁クロス材を不燃性のものに変更すること。もう一つは、換気扇を24時間換気設備のものとし、設置数をふやすこととございました。

以上が建築確認申請に伴う変更点と推測しております。また、このほか物置の移設を請負業者に依頼しておりますので、これをあわせまして再度設計しましたところ、21万円程度の増加が推計されました。

続きまして、出来高精算による引き渡し金額ということでございますが、図面や工事写真等の提出がない状況、また建物の中に入れたい状況で詳しく確認することができませんが、あくまでも推計で再設計した結果としまして、当初請負金額1,175万5,638円に変更設計金額、約21万円を加え、そこからでき上がっていないと推測される金額321万円を減額しまして875万円程度と推測しております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、2点目の高齢者や障害のある方が安心して暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっております。国によりますと、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には約38万人の介護人材の不足が生じると推計されております。また、当町の高齢化率も本年4月には30%となり、今後も上昇が見込まれ、介護需要がさらに拡大することが想定されることから、介護人材のさらなる確保と質の向上が必要となるものと考えております。町では介護従事者の質の向上を図るため、介護事業者へ国や県の取り組みに関する情報を提供するとともに拡大する介護需要に対応し、質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、町が委託している地域包括支援センターにおいて近隣のケアマネジャーを交えた研修を実施し、情報交換、連携、協力体制の強化や事例検討等を通じて資質の向上に取り組んでおります。また、平成31年4月に上岩橋地域に開院予定であります（仮称）酒々井病院を拠点として、可能な限り住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護サービスに関するニーズの把握についてでございますが、町では総合的な相談窓口である

地域包括支援センターにおいて利用者の要望を伺い、それに沿ったサービスができるよう支援を行うとともに、サービス利用時の苦情等にも対応しております。

次に、地域で支える福祉体制の充実についてですが、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進し、子供から高齢者まで全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指していくことが重要であると考えております。このため町では、助け合い、支え合う福祉の町の実現に向け、社会福祉協議会が地域において、社会福祉活動を行うための地域福祉活動計画と町が地域福祉を推進するための地域福祉計画を一つの計画として策定し、地域福祉計画・活動計画に基づいて各種施策に取り組んでおります。具体的には、災害時要援護者名簿による緊急時や日ごらの見守り体制の構築のほか、町ボランティア協議会を初めとする各種団体の活動を支援、さらにはボランティアを育成するための養成講座を開催するなど、町と社会福祉協議会等が連携し、地域の課題の解決に取り組んでおります。地域福祉の推進を図るためには地域の身近な相談相手である民生委員、児童委員や自治会、社会福祉協議会、町などがお互いの役割を持って支援していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） ご回答をいただきまして、ありがとうございます。青少年交流の家についてであります。現在、町の青少年が使用しております施設は老朽化によりまして安全性にも大変懸念される施設となっております。これにかわる施設としてですね、一日も早く青少年交流の家を利用したいという多くの町民や、また子供たちのためにも一日も早い解決に向けた協議を業者との間で行っていただきたいと思っております。

先ほどですね、追加工事の金額に対しまして、副町長のほうから県から指摘された工事を、変更追加工事ですね、これを試算すると21万円ということでしたよね。それに対して請負業者側から1,200万円以上の請求が来ていると私は判断しておりますが、このことにつきまして、ちょっと2回目の質問をさせていただきます。

それでは、2回目の質問であります。青少年交流の家の今後のあり方について再質問をさせていただきます。

先ほどの町の回答によりますと、町の見積もり試算によると変更増加額は約21万円程度、これに対して請負業者であります株式会社ヤマロクからは、当初請負契約の倍以上となる1,200万円以上が請求されておるといことですね。このことから判断いたしますと、株式会社ヤマロク側からの請求額は不当請求に近いと思えることから、この問題に対して町として何かしらの対応策をとるべきであると思っておりますが、町の考えをお伺いいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私から、再質問に対しましてお答えを申し上げます。

変更設計金額、先ほど副町長から申し上げました21万円に対しまして500万円の請求がございまして、また出来高精算額875万円に対しまして、完成をしていない状況であるのに、当初請求金額の約2倍でございまして2,400万円以上の請求をされているのが現状でございまして、まさに不当要求と考えております。

す。代理人弁護士と協議をしておりますが、進捗がないというところがございますので、裁判による解決も考えているところがございます。裁判による提訴をする場合、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決が必要となります。また、裁判に係る弁護士費用等の予算も議決が必要となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） この前のですね、請負業者の対応から見ましても、解決しようとする意思も見られないところであります。解決をするには司法の判断が必要と考えます。町の方針といたしましても、出来高精算による建物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。このためには、ぜひとも心ある議員の皆様が発議による議決をお願いするものであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） ご回答ありがとうございます。ちょっと私ヤマロク側からの請求額がちょっと間違っておりましたが、いずれにしましても、約2倍以上に上る請求があるということでございますが、青少年交流の家につきましては一日も早く利用を待ち望んでいる子供たちがおりますので、善処していただきたいと思っております。

また、町の均衡ある発展のための土地利用についてであります。昨年の平成28年に国はこれまで許可の対象としては絶対許可がおりなかった市街化調整区域内での事業であります。それに対しまして一部の限定的な事業、本当にその土地の観光資源を生かした観光業とか、あるいはその周辺のコミュニティーというか、これから高齢化に向かいますが、それに向けて介護施設、この関連。例えばグループホームとか、そういったような介護事業であれば許可の対象とすると国は改正しております。また、第一種低層住居専用地域におきましても、これまでは本当に小さなお店しか国は許可いたしませんでしたが、地域住民の生活圏の状況とか、あるいは利便性、それからそれに対する環境への影響、またはコンビニエンスストアの立地の妥当性とか、そういったものを総合的に判断した上で、これも許可の対象とするというふうに大分国のほうで制度規制に対するですね、規制を緩めてきております。恐らくこれは今後高齢化、少子高齢化社会へ向かう現在日本、そして人口減少へ向かっていることから、国も何とかして地域の発展をですね、促さなければいけないというような考えのもとに、多分規制を緩めてきていると思っておりますので、これからもあらゆるいろいろな面で国は制度の規制を緩めてくると思っております。その辺を敏感に捉えていただきまして、新しいまちづくりにですね、町としても取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、ことしの10月から要介護1以上の方の外出支援としまして福祉タクシー事業を行っております。この事業を利用された方にお伺いしますと大変好評のようであります。呼べばすぐタクシーですから来てくれるとか、そういう面で非常に好評なようでありますので。最近ですね、よくテレビ、報道などで高齢者による運転事故のミスによります事故が結構報道されておりますよね。この撲滅に向けて一環として、高齢により免許を返納された方にまでその範囲をですね、福祉タクシー事業の枠を広げていただける検討を今後していただくことをお願いいたしまして、要望いたしま

して、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問が終了しました。

◇ 御園生 浩 士 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、御園生浩士でございます。町民の皆様には、師走のお忙しい中、議会の傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。小坂町長におかれましては、4期目のご当選まことにおめでとうございます。風格も出、名町長と呼ばれる日もそう遠くはないと思われます。4期目の町政のかじ取りを慎重にお進めくださることをお願いいたします。

ここで町民の方よりお手紙をいただきましたので、ご紹介をさせていただきたいと思ひます。同内容のお手紙をいただいた方は、この場に数多くいらっしゃると思ひます。内容については、12月1日の全員協議会で町より説明がございました地方版図柄入りナンバープレート、佐倉ナンバーの作成の件でした。原文を読ませていただきます。

意見書。平成29年12月7日付千葉日報による酒々井町が佐倉のナンバープレートに変わるかという記事を読み驚愕いたしました。酒々井町民は、平成17年3月13日の住民投票により佐倉と合併せず、独立独歩の道を歩むという決断をいたしました。小坂町長も酒々井のアイデンティティーを掘り起こし、小さくても特徴のある町を目指し、町民が誇りを持てる町にしようとして今回4選を果たしました。また、中世、千葉氏が本佐倉に居城を構え、北総の中心となった歴史を踏まえ千葉氏まつりを復活させたばかりです。車のナンバーは、この名前から来た千葉がふさわしいと考えます。佐倉にすり寄る必要は全くありません。私は、佐倉ナンバーには断固反対します。

平成29年12月8日。住所が書かれておりまして、お名前が書かれておりました。

それから、お手紙ではございませんが、もう一人ご紹介させていただきます。ただし、ナンバープレートに関しての発言ではございません。

「確かな明日へ。100年安心して住める町」と題し、次のように発信しております。平成17年の住民投票により佐倉市との合併をせず、自立の道を選択した町民の負託に応えるべく厳しい財政状況の中、行財政改革などにより着実に財政基盤づくりを進め、議会や町民の皆様のご協力をいただきながら、3期12年合併せずとも新市計画に合ったメニューを達成することができました。さらに、酒々井町を未来に向けて飛躍させるため、100年安心して住み暮らせるおしゃれで高品質なコンパクトシティづくりに取り組んでまいります。

議場の皆さんの中にはどこかで聞いたような、読んだような内容だと思ひ方もいらっしゃると思ひます。これは4選を果たしました町長の後援会報よりご紹介をさせていただきました。あわせて私の考えも少し述べさせていただきます。

現在、千葉県には千葉、野田、習志野、袖ヶ浦の運輸支局等がございます。千葉には千葉と成田ナンバー、野田には野田と柏ナンバー、習志野には習志野ナンバー、袖ヶ浦には袖ヶ浦ナンバーがございま

す。今回の件で、お隣、成田市との比較をしてみたいと思います。成田ナンバーを構成する7市町は、成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町です。アンケート調査は既に終了し、7月28日には全市町のホームページ上に掲載されております。調査対象者は、20歳から69歳の方より2,000名となっております。総人口は11月調べで約28万9,000人に対し、酒々井町、佐倉市では調査対象者は10代から70代以上で3,000人、総人口約19万7,000人です。質問事項は、成田はA4サイズ2枚、酒々井町はA4サイズ1枚でした。以下については成田のアンケート調査になりますが、お話をさせていただきます。調査期間は、6月12日から回答期限は6月30日までとなっております。回答数は763件で、約38%の回収率です。そのうち「ぜひとりつけたい」が25%、「まあとりつけたい」が23%で合計48%。寄附金つきは「ぜひとりつけたい」が21%、「まあとりつけたい」が22%で合計43%の結果でした。この結果について酒々井町、佐倉市でも同様の結果が出てくるのではないかと推察されます。

酒々井町と成田を比較検討すると、酒々井町が勝っているのは調査対象者が多いということ。ただし、アンケート調査の設問については、両方とも似たり寄ったりでございました。具体的内容やきめの細かさの点では酒々井町はちょっと劣っているというふうには感じました。

次に、千葉ナンバーを構成する市町は13で、千葉市、四街道市、佐倉市、八街市、東金市、匝瑳市、旭市、銚子市、香取市、大網白里市、東庄町、酒々井町、九十九里町です。この中で、特に千葉氏に関係の深い地域は、千葉市、佐倉市、酒々井町です。これだけ広範囲にわたる中で、酒々井町の占める位置は、大変大きく歴史的に見ても価値あるものと思われまます。千葉という名前を外す理由が見当たりません。過去の歴史を見ても、現在の千葉県は安房国、上総国、下総国の三国からなっております。1文字ずつとって房総と呼ばれております。鎌倉幕府が開かれるころ、房総では千葉氏が強い勢力を誇り、戦国時代の安房では里見氏が大きな勢力を振り、徳川幕府時代では幕府方の家来の領地となり佐倉藩が一番大きな藩でした。大政奉還の後、明治4年の廃藩置県により房総には24の県が生まれ、その後上総、房総の地域は木更津県、下総の地域は印旛県となり、明治6年6月15日には木更津、印旛の両県を合わせて千葉県が誕生しました。ここで初めて千葉という名が登場いたします。明治8年には新治県の香取、海上、匝瑳郡を千葉県に編入し、房総半島の千葉県が形成されました。明治6年の木更津、印旛の両県を合わせた日を記念して昭和59年に6月15日を県民の日と定められました。鎌倉幕府が開かれるころから、明治時代までの先人たちの知恵が千葉氏の千葉の名をとったのであり、ナンバープレートを変更する理由がありません。幸いなことに酒々井町はアウトレットの開業で全国区の知名度となり、あわせて酒々井インターチェンジの開通により、さらに世間に知れ渡り、パンフレットや道路地図上、そして高速道路の渋滞予測の掲示板にも表示されるようになりました。千葉県酒々井町でなく、千葉という名称が酒々井町の千葉氏が発祥したということをごひとも全国に発信していくべきと私は考えます。

では、一般質問通告に従いまして、質問させていただきます。答弁漏れなきようお願いいたします。

初めに、1番目になります。町政運営についてお伺いいたします。議会初日、町長の話をお伺いし、そして行政報告で町長のお考えの一端を聞き、大体のところは理解できました。私の質問は広範囲にわたりますので、少し絞り込みたいと思います。

100年安心して住めるまちづくりより、酒々井町の「ま」と「ち」についてお伺いいたしたいと思っております。「ま」の産業振興、魅力ある雇用の場をつくり定住者確保へ、そして「ち」の交流人口増加、シ

ティプロモーションで魅力発信についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、2番目になります。酒々井小学校の不祥事についてお伺いいたします。本年7月11日に酒々井小学校の校長室の金庫から父兄からの徴収金の盗難事件が発生しました。私は、9月定例会においてこの事件について幾つかの質問をいたしました。その後、9月定例会以降、事件解決の報告がなされていませんが、事件の進展がない様子ですが、以下3点についてお聞かせください。

現時点でどのような経過に至っているか。損害金については、校長みずから穴埋めをしたようだが、町で加入している保険等で対応できなかったのか。該当する保険はないのか。損害金が発生した場合は、管理していた人、個人が金額の大小にかかわらず全ての責任を負うのか。

以上についてお聞かせください。

次に、3番目になります。立地適正化計画制度についてお伺いいたします。町長の進める酒々井町のコンパクトシティ化を進める上で非常に大切な計画と私は思っておりますが、次のことについてお聞かせください。JR酒々井駅と京成酒々井駅でコインパーキングとして貸している土地の所在地、地名、地番及び地目、公簿面積、実測面積、月額収入金額、購入年月日と購入金額、そしてそれを購入する際に不動産鑑定をかけたのか、かけないのか。

次に、酒々井小学校の用地と同様に、町が町民から借用している土地、建物について使用目的及び地名、地番、地目、公簿面積、実測面積、土地の賃借料、賃借料の算定基準、契約の締結日。

3番目に、町有財産取得時の購入金額の算定基準。

以上、3点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、(仮称)酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。酒瀬川議員よりも質問等ございましたが、改めてさせていただきたいと思います。9月定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経過についてお聞かせください。

そもそも交流の家とは何だったのか掘り下げてみたいと思います。本議会にはNPO法人B-N e t 子どもセンター理事長より移転に関する請願も提出されているようです。町執行部とB-N e t の主張が微妙に食い違っているように感じられます。交流の家建設に至るまでの経緯について、以下お伺いいたします。

特定非営利活動法人B-N e t 子どもセンター理事長より、活動拠点の新築要望等が何年何月何日に文書が何課に提出されたのか。また、何回提出されたのか。

建築場所の選定はどの場所より始まり、現在の場所に決定したのか、選定理由と建築に至った理由と至らなかった理由、日時をお聞かせください。

公共広場に建設する際に少年野球チームが広場を利用しておりますが、誰に説明し、どのような反応だったのか、なぜ説明したのかお聞かせください。

建物本体ですが、誰が設計、積算し、積算金額は幾らか。起案者は誰で、順次誰が決裁していったかお聞かせください。

入札の募集要項について、何を基準とし、誰が起案し決定したのか。

入札に参加した会社が入札要件を満たしていたのか、チェックは誰がしたのかお聞かせください。

設計図書等について業者より質疑はあったのか。あったのならどのような質疑で、回答はどのように

したのかお聞かせください。

入札日時、全会社名1回目、2回目の応札金額、または随意契約なのかお聞かせください。契約書の作成は、正式にはどの基準にのっとり、何課が作成するのかお伺いいたします。

契約書2通を含め、どんな書類を請負者に渡し、どんな書類を提出させたのか。

役場の監督員はどなたでしょうか。請負者の会社の代表者と現場代理人は誰でしょうか。そして、現場代理人は有資格者であったのかお聞かせください。

前渡金の請求はあったのか、なかったのかお聞かせください。

工事の打ち合わせで計画工程表、実施工程表、週間工程表、そして次回からの打ち合わせ日時の決定はなされたのでしょうか。その打ち合わせ簿の内容は、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。また、工事中断までの打ち合わせ簿のやりとりは相手方から何枚提出され、どのような内容で役場が答弁したのかお聞かせください。

また、監督員が病気で休暇願が出されたと聞いておりますが、診断書は提出されておるのでしょうか。また、診断書は何月何日より何月何日までというふうに書いてあるのかお聞かせください。監督員が契約から工期末までに実際に休んだ日にちをお聞かせいただきたいと思います。

また、監督員の仕事とはどこにどのような内容で記載されているのでしょうか。また、監督員変更については、どのように記載されているのでしょうかお聞かせください。

最後になりますが、契約書の会社名、住所、代表者は指名参加願と間違いがないのかお聞かせください。

以上、細かく質問いたしました。ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁よろしくお願ひします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、5番議員、御園生議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の町政運営についてのご質問にお答えをいたします。

今後4年間の町政運営につきましては、本議会冒頭の所信表明でお示ししたとおりでございます。平成29年度にスタートいたしました第5次総合計画後期基本計画の6つの基本目標の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、着実に各種施策に取り組んでまいります。このためには議員各位のご理解、ご協力がぜひとも必要不可欠であります。また、人口減少問題に関しましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年危機においても、しっかりと自治体としての持続可能性を堅持できるよう酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一つ一つ着実に実行することにより、人口減少問題に挑戦してまいります。なお、高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設、インフラの維持更新、魅力ある学校、教育環境整備や子育て支援の充実等、山積する行政課題に対し、いま一度さらなる行政の効率化、深化を図るなど、引き続き無駄を省き、行政効果を高め、住民参加、明朗行政を推進し、持続可能性都市として人口と安定した財源の確保を重視しつつ、これらの施策を戦略的に進めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 酒々井小学校の徴収金の紛失事故についてお答えします。

警察の捜査は継続している状況ではありますが、特に進展はありません。また、今回の事故については、町が加入している賠償補償の保険について確認したところ、保険の対象とはならないものでした。紛失した徴収金を校長が弁済したのは、本人に重大な過失があるとみずから認め教育委員会に申し出たこと、また被害者である保護者の了承も得られていることから、自己弁済に至ったものです。教育委員会としては本件と同様の事故事例を参考にしながら、校長の自己弁済を認めたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私のほうからは、立地適正化計画制度についての1点目と3点目の関係を答弁させていただきます。

まず1点目でございますけれども、JR酒々井駅について、土地の所在地は酒々井町中央台1丁目1番1、地目は宅地、公簿面積、実測面積ともに381.34平方メートル、月額収入金額は20万2,000円で購入年月日は平成10年7月1日、購入金額は7,664万9,340円で、不動産鑑定を行っております。

続きまして、京成酒々井駅前でございますけれども、こちらにつきましては、土地の所在地は酒々井町中川356番地1、地目は雑種地、公簿面積は1,089平方メートル、実測面積は1,089.37平方メートルでございます。月額収入金額は25万円、取得については一部の土地を平成2年10月31日に購入、一部の土地を平成4年11月27日に寄附を受けまして、平成22年2月17日に合筆しております。購入金額は、6,331万円で不動産鑑定を行っております。

3点目の町有財産取得時の購入金額の根拠でございますけれども、財産取得時の購入金額の根拠につきましては、不動産鑑定士の鑑定評価による場合と、また路線価による場合等がございます。路線価等と比較して安価に取得できる見込みがある場合は、所有者との協議により定めた額とする場合もございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 私からは、2点目の民間から借用している土地、建物についてお答えいたします。

1件目は、区のごみ集積場に係るダストボックス設置の用に供するために賃借している物件です。所在地は、酒々井町本佐倉568-1の一部、地目は宅地、借地している面積は25.9平方メートル、土地の賃借料は年額5,669円です。算定基準につきましては、当該土地の課税標準額に1,000分の50を乗じ、当該年度固定資産税及び都市計画税相当額を加算した金額でございます。当初の契約締結日は、平成23年10月1日、その後は双方いずれからも申し出のない限り、引き続き1年間延長となる旨の契約を締結しております。

2件目は、町社会福祉協議会の事務室及び事業活動場所として使用するために千葉信用金庫から土地建物を賃借している物件でございます。所在地は、酒々井町中央台1丁目28番8及び同番9、地目は宅地、公簿面積は663.1平方メートル、実測面積も同じでございます。賃借料は、土地と建物の合計で年

額337万8,654円、算定基準は月額賃料に12を乗じ、当該年度固定資産税及び都市計画税相当額を加算した金額でございます。当初の契約締結日は、平成15年10月1日、その後は双方いずれからも申し出のない限り、引き続き1年間延長となる旨の契約を締結しております。

なお、当該土地建物賃貸借物件につきましては、年度内に町社会福祉協議会の事務所を役場庁舎内に移転することから、平成30年3月31日をもって契約を解除する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 住民協働課長、清宮高由起君。

○参事兼住民協働課長（清宮高由起君） 私からは、2点目の民間からの借用についてお答えします。

交流サロン「井戸端」は、住民活動を推進し、裾野を広げるため地域住民が集い、話し合い、課題を見つけみずから取り組み、情報発信等を行うための施設として、また個人でも気軽に立ち寄れる集いの場として、平成22年1月より現在の場所、東酒々井1丁目1-46に設置いたしました。「井戸端」は、旧千葉ガス株式会社の旧店舗である土地建物を現東京ガス株式会社から賃借しており、地目につきましては、土地は宅地、建物は店舗と倉庫となっております。面積については、公簿面積は236.63平方メートル、建物は店舗が62.93平方メートル、倉庫が19.87平方メートルとなっております。賃借料の算定につきましては、行政に対するご協力、ご理解をいただきまして、固定資産税及び都市計画税相当額13万2,000円を東京ガス株式会社に支払っております。また、土地建物賃貸借契約につきましては、平成21年12月1日付で締結しております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 私からは、3点目の立地適正化制度の2点目についてお答えいたします。

経済環境課担当分では酒々井プレミアム・アウトレット内に設置しております酒々井コミュニケーションセンターで三菱地所・サイモン株式会社と定期建物賃貸借契約を締結しております。

使用目的は、酒々井プレミアム・アウトレットを訪れる方に、酒々井町の観光物産等の情報を発進することにより町のイメージアップと誘客を図ることを目的としております。

面積は19.05平方メートル、賃料は共益費を含んで月額18万6,687円、契約は毎年4月1日からの1年間ごとに契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、こども課で民間から借用している土地等についてお答えをいたします。こども課で民間から借用している土地は3カ所ございます。1つ目は上岩橋児童遊園用地、2つ目は中央保育園用地、同駐車場用地、3つ目は酒々井小学校用地でございます。

まず、上岩橋児童遊園の用地についてでございますが、所在地は上岩橋329番地ほか2筆、地目は宅地、公簿面積は360.32平方メートル、賃借料は年間45万3,437円で、算定基準は健康福祉課の土地借り受け契約と同様でございます。契約締結した日は相手方により異なりますが、毎年4月1日に更新しております。この算定基準と契約締結日につきましては、中央保育園用地、同駐車場用地及び酒々井小学

校用地も同様でございます。

次に、中央保育園用地、同駐車場用地につきまして、所在地は酒々井69番地ほか5筆、地目は宅地ほか、公簿面積は1,861.51平方メートルで、賃借料は年間で130万円1,032円でございます。

最後に酒々井小学校用地について、所在地は酒々井184番地ほか15筆、地目は畑、公簿面積は1万1,957平方メートル、賃借料は年間で834万2,035円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、生涯学習課においても、民間から借用している土地が3件ございますので、ご答弁申し上げます。

まず1件目でございますが、本佐倉城跡調査事務所用地として、酒々井126番地、畑、実測面積333.88平方メートルを1年間借用しております。賃借料は24万5,389円で、算定基準は先ほど健康福祉課長が申しあげましたとおり、土地の借り受け契約と同様でございます。契約締結日は、平成27年6月1日で1年間ごとの自動更新になってございます。

続いて、残る2件でございますが、墨古沢南I遺跡保存整備事業において、発掘調査区を調査期間である3カ月間借地したものでございます。これは、10月から12月までになってございます。墨1381番地1においては、畑の一部、面積が2,583平方メートルを借用しております。面積は、地形図上で計測したものでございます。借地料は37万1,952円であり、近隣の同種、同条件地の土地鑑定評価額を借地料算出基準式に当てはめて単価を算出したしまして、この単価に借地面積、借地期間を乗じて算出しております。契約締結日でございますが、契約締結日は平成29年の9月13日でございます。墨1551番地1においても、地形図上で計測をした畑の一部面積が912平方メートルを借用しております。借地料は、13万1,328円であり、算出方法は先ほど申しあげました墨1381番地1と同様の単価方法で行っております。契約締結日につきましては、平成29年9月の6日でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） それでは、私からは3点目の（2）の町民から借用している土地についてお答えいたします。

上下水道課といたしましても、2者と2件の契約を締結しております。その内訳としましては、井戸用地として1件、それからJR軌道横断の水道管理設敷1件となっております。

井戸用地の所在地につきましては、酒々井町酒々井字法花塚1531番2で、地目は山林、公簿面積及び実測面積とも114平方メートルでございます。賃借料は年額2,736円、賃借料の算定基準は固定資産税評価額の2分の1で、円未満切り捨てとなっております。契約締結日は、平成15年4月25日でございます。

次に、水道管のJR軌道横断の契約の内容ですが、本佐倉字新堤において4.62平方メートル、年額3,300円、酒々井町酒々井字所城におきまして16.63平方メートルで、年額9,200円、それから上岩橋字岩之作におきまして3.04平方メートルで、年額3,300円でありまして、上記の地目はいずれも鉄道用地で、契約締結は平成27年3月30日、賃借料の算定につきましては、横断水道管の直径に延長を乗じて求めた面積に管理者の設定単価を乗じた額となっております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、4点目の青少年交流の家のご質問にお答えを申し上げます。

18項目にわたりますので、1つずつ答弁をさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、9月の定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経過についてというご質問でございますが、その後の動きはございません。これまでの定例会で答弁をいたしておりますが、繰り返しになりますけれども、平成28年9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、平成28年9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する。平成28年5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については、近く示すとのことでありましたが、それ以降、相手方からの通知はございません。

続きまして、2番目でございますが、特定非営利活動法人B-N e t子どもセンター理事長より活動拠点の新築要望等が何課に提出をされたのかというような質問でございますが、こちらにつきましては、施設の老朽化等をですね、町が総合的に判断して決定したものでございます。

続いて、3番目でございます。3番目が建築場所の選定はどの場所より始まり、どの場所に決定したのか、選定理由と建築に至った理由というような質問でございますが、この施設をですね、新規に用地購入から始めるということになりますと、財政的にも大変厳しいものがありましたので、町有地の中で建設を前提に検討いたしまして、現在の中央台の公共用地に決定をしたところでございます。

続いて、4番目でございますが、中央台公共用地に建設する際に少年野球チームが利用していますが、誰に説明したのか。どんな反応だったのかというような質問でございますが、グラウンドの一部にですね、少年野球が使っておりますグラウンドの一部に建物を建設をいたしますので、影響のある少年野球チームの代表者の方へ、平成27年9月議会の前に概要を説明をいたしまして了承をいただいております。

続いて、5番目。誰が設計、積算をしたのかというような質問でございますが、設計、積算につきましては、まちづくり課の協力をいただきまして、当課生涯学習課で設計をしております。1回目は、平成27年9月に設計をし、制限付一般競争入札に付しましたが、参加業者が1者で成立をしませんでした。設計金額は、1,392万120円でございます。2回目は、平成27年10月に設計をいたしまして、指名競争入札といたしました。設計金額は、1,418万400円でございます。

続いて、6番目、設計の起案者は誰で、順次誰が決裁をしたのかというような質問でございますが、決裁の順番ということでございますが、設計と入札の執行の起案を合わせて執行伺いというような形式で行っております。生涯学習課の担当者が起案をいたしまして、町の検査員、企画財政課で合議をして町長まで決裁を受けてございます。

続いて、7番目でございますが、入札の募集要項。何を基準として誰が起案をして決定したのかというような質問でございますが、酒々井町建設工事制限付一般競争入札実施要領、続いて酒々井町建設工事等請負業者選定要領、酒々井町建設工事等指名競争入札実施要領に従いまして、生涯学習課で作成をし、企画財政課で合議をして町長決裁を受け、実施をしてございます。

続いて、8番目、入札について。全社入札要件を満たしていたのか、チェックは誰がしたのかという

ような質問でございますが、2回とも指名審査委員会に諮って確認をいただいております。それぞれ平成27年10月の1日、2回目につきましては平成27年10月の28日でございます。

9番目、設計図書等について入札参加者から質疑があったのかという質問でございますが、こちらは質疑はございませんでした。

続いて、10番目です。入札日時、全会社名、1回目、2回目の応札金額というような質問でございますが、1回目の制限付一般競争入札は、平成27年10月の7日に公告、10月の19日締め切りで参加業者を募集しましたところ、匝瑳市にございます株式会社ヘイワのみの1者でありましたので、入札が成立しませんでした。2回目の入札は、1回目の制限付一般競争入札で参加業者が1者のみであったということから指名競争入札に変更をして、酒々井町建設工事等指名競争入札実施要領、酒々井町建設工事等請負業者選定要領に従い、6者を指名し、平成27年11月10日に実施をいたしました。6者のうち3者が予定価格内で、2者が予定価格を超過し、1者が辞退をし、1回目の入札で落札者が決定をしております。全社の応札金額ということですので、低価格順に申し上げます。まず1番目ですが、株式会社ヤマロク1,088万4,850円、2番目が丸菱工業株式会社1,148万円、3番目が株式会社海宝製作所1,180万円。ただいま申し上げました3者が予定価格1,250万円以内でございました。4番目が株式会社ヘイワ1,295万円、5番目が株式会社本名設計工務1,629万円、6番目が株式会社小坂建設工業、こちらは辞退でございます。

続きまして、11番目、契約書の作成は正式にどの基準によって何課が行うのかというような質問でございますが、酒々井町建設工事等関係規程集をもとに生涯学習課で作成、起案をいたしまして順次決裁を受けてございます。

続いて、12番目、契約書2通を含めてどんな書類を請負業者に渡し、どんな書類が提出されたのかと、質問でございますが、平成27年11月10日に入札が実施をされ、平成27年11月19日付で契約を締結し、双方押印した契約書を取り交わしております。同日に町から監督員指名通知を渡しております。請負業者からは、平成27年11月20日付で着手届、工事工程表、現場代理人及び主任技術者届、履行保証保険証券が提出をされてございます。

続いて、13番目ですが、役場の監督員は誰なのかと。請負業者の代表者、それから現場代理人は誰かというような質問でございます。役場の監督員ですが、生涯学習課の担当職員でございます。また、請負業者の代表者は、株式会社ヤマロク代表取締役、塚本三幸氏でございます。現場代理人氏名につきましては、個人情報になるためお答えはできませんが、2級建築士の免許を所有しているということでございます。

14番目、前払い金の関係でございますが、前払い金の請求についてはございませんでした。

15番目、工事前の打ち合わせで、計画工程表、実施工程表、週間工程表、次回からの打ち合わせの日の決定はなされたのか。また、打ち合わせ簿のやりとりは何枚かというような質問でございますが、契約時に工事工程表の打ち合わせは行っておりましたが、着工後の定期的な打ち合わせは決めておらず、随時打ち合わせを電子メールにより行っておりました。また、打ち合わせ簿については、電子メールによるやりとりを合計92回行っております。

続いて、16番目、監督員が病気で休暇願を出されたと聞いているが、診断書は提出されているのかと。

それから、工期末までに実際休んだのは何日かというような、そんな質問でございますけども、こちらは職員個人の休暇に関することにつきましては、個人情報となるのでご答弁できませんのでご了承いただきたいと思っております。

続いて、17番目でございます。監督員の仕事とは、どこに、どのような内容で記載されているのかというような質問でございます。契約書第11条に次のとおり記載してございます。

監督員。第11条、発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。2、監督員は、この約款のほかの条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)、この契約の履行についての受注者または受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議。

(2)、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図面等の作成及び交付または受注者が作成した詳細図面等の承諾。

(3)、設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査。

3番目としまして、発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならないと。

4、第2項の規定に基づく監督員の指示または承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、届け出、承諾及び解除については設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6、発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は発注者に帰属するというものがございます。

最後でございます。18番目でございます。契約書の会社名、住所、代表者名は、指名参加願と同じなのかと、ご質問でございますが、指名参加登録と同様でございます。住所については、本社は千葉市ですが、年間委任先所在地が酒々井町馬橋となっておりますので、この住所地で契約をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 詳細に質問をさせていただきました。本来の私の質問ではございません。なかなかですね、前に大きくお答えいただきましたので、今回は細かく質問をさせていただきました。

1番目に質問をいたしました町政運営について町長よりお伺いいたしました。町長の熱い気持ちがよく伝わってまいりました。3期12年本当にご苦労さまでございました。苦労の多かったことと拝察をいたしております。

強いリーダーシップのもとトップダウンでの指示でございました。冒頭申し上げましたように、名町長に、そして部下を育てる意味でもボトムアップの指示を出してはいかがでしょうか。町長の仕事のや

り方を職員もよく理解したのではないのでしょうか。ぜひとも試していただきたいと思います。

私からはですね、それから名町長になるには3つのハードルがあると私は考えております。1つ目は、1期目に掲げました調整池の完成。これは、ちまたで聞くところによると、動いているような話を聞いておりますので、できるんじゃないかなというふうには私は思っております。2つ目は、大室台小学校のグラウンドの件です。幸い子供たちへのですね、身体的被害はございませんでしたが、土砂崩れによるグラウンドの被害の賠償問題、こちらをぜひとも解決していただきたいと思います。3つ目は、質問いたしました酒々井町青少年交流の家の問題でございます。ぜひとも町長にはこのハードルを越えていただき、名実ともに名町長となることをお願いいたします。このことは、私の願望でございますので答弁は必要ございません。～（終了5分前のベルの音あり）～あと6分ですね。

○議長（佐藤修二君） ええ、御園生議員に申し上げます。

○5番（御園生浩土君） 酒々井小学校の不祥事についてお伺いいたします。9月の定例会において、私は、学校の管理規則に即した手続が行われたのかと質問いたしました。答弁については、事実関係とその対応と、再発防止の研修を実施し、学校への指導支援等も含めて教育委員会と適切に対応したものと考えておりますというふうに言われました。

再度ここでお聞きします。教育委員会や各学校に危機管理規則、マニュアルがあり対応したのか。ないのであれば、この事件を契機にマニュアルや基準を策定したのかお伺いいたします。

それから、先ほどの答弁で紛失という発言がございました。警察署には何というふうに届けを出したのか、再度お聞きします。

以上で2回目を終わります。

議長、済みません。時間、押しております、答弁もなかなか来ないんで、3回目の質問をしようと思ったんですが、2回目の中に含ませていただきたいと思います。

○議長（佐藤修二君） はい。

○5番（御園生浩土君） 酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。先ほど18番目の質問ですが、契約書の会社名、住所、代表者は、支店等にですね、年間委任をしているということでございましたが、再度お聞きしたいと思います。それは、本当でしょうか。ぜひともお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤修二君） 残り時間が少なくなりました。簡潔にお願いします。

学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 2点、ご質問いただきました。危機管理規則というものがあるかということなんですが、ございまして、各学校ではその管理規則によって徴収金等についても管理しているということがございます。

2つ目の警察にどのように届けたかというお話なんですが、紛失ということで届けさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 先ほど申し上げましたとおり、本社は千葉市ですが、年間委任先所在地

が酒々井町馬橋となっております。そういうことで、この所在地で契約をしてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 契約書の会社名、住所、代表者ということで間違いはないというお話なんですが、済みませんが、企画財政課でしょうか、指名参加願を受け付けているのは。それは正しいことでしょうか、間違いでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） この契約当時は、そのように承知しておりますけども、ちょっと現在はまた、登録またやっています。ちょっと確認しますけども、現在手元に資料ございませんのでわかりません。

○議長（佐藤修二君） それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前10時38分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時50分）

◇ 那 須 光 男 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

○4番（那須光男君） それでは、4番議員、那須光男が1回目の質問をさせていただきたいと思えます。酒瀬川議員、御園生議員からの質問ですね、大分重複するところがあると思えますけど、ぜひ引き続きですね、答弁をいただきたいと思えます。

まず1点目は、私から4点ありますが、1点目は、「青少年交流の家」の代替え施設確保に係る意見書に対しての取り組みについて。本年9月議会で採択された「青少年交流の家」の代替え施設確保に関する意見書に対して、町長としてどのような取り組みを行ったのか、具体的な内容について伺います。

2つ目、プルミエール増築計画の今後の方針について。本年10月20日に公告し、同31日に開札されたプルミエール増築工事の入札は、応札者がなかったため不調だったと聞いております。プルミエール増築計画を今後どうするのか、具体的な方針についてお聞かせください。

3点目、生活道路の維持・改善の予算の拡充を。これまで多くの議員から狭隘道路の拡幅を初め、長年の間補修をされず、ひび割れたまま、路肩が崩れたまま放置されている生活道路の維持、改善を求める声が相次いで出されきました。町民の安全と豊かな生活のためにも生活道路の維持、改善予算を大幅に拡充することを強く求めます。町長の決意をお聞かせください。

4点目は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者が対象の「ごみの戸別収集」の実施をということで、高齢者など自力でごみを出せなくなったごみ出し困難世帯が、全国で少なくとも5万世帯あるという報道があります。こうしたごみ出し困難世帯を支援する自治体がふえています。近隣の四街道市でも既にご

み出し支援を実施していますが、酒々井町も実施に向けて取り組む用意があるのかを伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、4番議員、那須議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、2点目のプリミエール増築計画の今後の方針についてお答えをいたします。

プリミエール酒々井増築事業につきましては、本議会初日に行政報告でご報告させていただきましたとおり、事業実施にまで至ることができませんでした。本増築事業は、以前から町民ニーズに対し計画していたもので、本年度になり国の交付金や補正予算債を活用することで、総事業費1億4,927万円に対し交付金7,463万4,000円、交付税措置のある補正予算債6,000万円、その他一般財源等が1,463万6,000円となることから、1割弱の実質負担で増築事業が実施できるなど、町にとって大変有利な財源が確保されていたものであります。7月には応札者があり、町が仮契約をし、臨時議会に諮りましたが、反対多数で否決されました。しかしながら、町民の要望に応えるため、工期的には苦しい中ではありますが、入札を実施し、9月には応札者がありましたが、契約には至らず、さらに10月の入札では応札者がありませんでした。結果、議会の状況や適正工期の確保などを考慮し、残念ながら国に事業の交付金を返上することとなりました。今後は、町民の代表である議会のご意思を重く受けとめてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは、1番目の青少年交流の家の関係のご質問にお答えを申し上げます。

意見書に係る取り組みということでございますが、現有施設を利用しておりますB-N e t に対しまして、町と協力をして避難計画の作成と避難訓練の実施をお願いしているところでございます。また、青少年交流の家の完成までの間、暫定的に別の施設を借用し、運営が行えないかをB-N e t と協議をしているところでございます。今後とも青少年交流の家の出来高精算による目的物の引き渡しについて顧問弁護士と協議をし、早期解決を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、3点目の生活道路の維持・改善予算の拡充をというご質問にお答えいたします。

現在、町では生活道路に係る道路維持工事費として、年間に発生する舗装の穴埋めやパトロール、土のうによる路肩等の比較的小規模な日常管理に関する工事、部分的な舗装の打ちかえや路肩のくずれ等の復旧に関する工事、さらには路線別に行っている排水整備や国の交付金を活用した舗装修繕工事など多岐にわたり対応してございます。地域からの要望箇所全てには対応できておりませんが、厳しい財政状況の中、緊急性等を勘案し、優先順位を定めながら効果的な道路維持に努めているところでござい

ます。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、4点目のごみ出しが困難な高齢者や障害者が対象の「ごみの戸別収集」の実施をについて、お答えいたします。

町では現在家庭ごみにつきましては、集積所での回収方法による収集を実施しておりますが、ご指摘のごみ出し困難世帯への支援として高齢世帯や障害のある方の世帯を中心としたごみの戸別収集や支援団体などが回収に取り組む自治体もふえている状況でございます。今後におきましては、戸別回収を含めたごみ出しの支援のニーズ等を把握するとともに、自治会や民生委員などと連携を図りながら、支援のあり方について実施市町村の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） それでは、2回目の質問に移らせていただきたいと思います。ちょっと順序が変わりますが、プリミエールの問題ですね。初日の行政報告の中で断念すると。今回の計画は断念すると、これは。引き続き、議会にですね、あるいは住民の要望について何らかの新たな別の案でですね、実施するということがちらっと今も出てきたと思うんですが、私、これね、私は断念したことについて、はっきり申し上げますと大変評価しています。なぜかというんですね、当初のこの増築の目的がですね、児童館のような室内遊びの場、またはそれに準ずる施設をつくるんだと。それがプリミエールの中につくるんだと。こういうことでしたので、それは私ないんじゃないかと。図書館は図書館でちゃんと確保して、おっしゃるような児童館のような室内遊びができる場所を図書館のすぐそばにつくるというのは、私はね、ちょっと考えものだというふうに当初から思っておりました。

続いてですね、プリミエール本体に増築するというのが今回の事業計画でしたけど、聞くところによると、プリミエールというのは大変難しい建築だったようで、それに増築するとなると、かなり現在のプリミエール本体そのものに負担がかかって、工事も難工事になるんじゃないかと。このようにはお聞きしておりましたのでですね、そこまでしてあの場所に増築する必要があるのかというのは、かねがね疑問に思っておりました。増築の場合は、これはもう2回目のあれですか、入札が、応札者があって、それで契約に至るときに議会の反対を受けたというのはですね、増築はそれなりに高くなるというのは私も承知しています。自分も何回も増築工事しましたからそれはわかりますけど、それにしてもですね、余りにもこの増築提示の単価、建築単価が高過ぎるというのが大きな反対の根拠になったと思うんですけど、私はそういう意味でもですね、今回の計画を撤回、撤回するというか、実施しないということについてはですね、しよせんその点からもですね、よかったというふうに思っています。

改めて申し上げたいのはですね、児童館のような施設をつくる。そこで子供を伸び伸び遊ばせるということであればですね、別の用地に図書館というある面では学習の場、それとですね、もっと離れた場所に伸び伸びと遊ばせる、そういう児童館をつくるにはですね、今のプリミエールの場所では適当でないというのが私の考え方でした。したがってですね、今回珍しく町長がばさっと決断したというのは、非常に私は評価しておりますが、今後ですね、ぜひこの児童館でゆったり伸び伸びと遊ばせたいという

事業をですね、ぜひ今後とも検討されたいと、欲しいと、このように思っています。この問題、私ね、何か、行政報告書だと、反対されたのが非常に残念だというふうな書き方されていますけど、残念かどうか別としてですね、私はもっと別の視点でですね、今回のこの事業が停止せざるを得なくなった大きな理由はですね、私は議会が反対したからだということ以前にですね、一旦応札しておきながら、次の日になって作業員が整わないからね、契約はしませんと言った、この企業に対して、ただ放置していいのかという私は問題があると思うんですね。だって、町は確かに今回の工事はしないけど、工事の準備として、例えば設計業務費委託だとか相当出費していると思うんですよ。それだけでもですね、この企業に請求すべきだと思うんですね。こんなですね、社会的な企業、法人との、法人といいますか、公共団体と契約している、そういう企業がですね、自分のところの不手際ですと、もう契約に応じられませんかと言って、それでただ紙一通、あるいは言葉で来たのか知りませんが、それだけで許していいのかと思うんです。これについてはですね、ぜひ後で町長お答えいただければ。どうするのか、お答えいただきたいと思います。

順序、戻りますけど、1番目の青少年交流の家の問題ですけど、先ほどの答弁についてですね、まだ傍聴人もいなかった、おりますのでですね、もう一度答弁していただきたいと思うんですけど。要は、もうこれは、では解決しないから法廷闘争に持ち込むんだと、こうおっしゃられたという理解でいいのか。それが、まず1点です。なぜそういう方針転換をされたのか。今まではずっとですね、1年9カ月 に及んでですね、弁護士同士に任せておきゃいいんだと、こう言ってきたのが、なぜ急遽法廷に持ち込むんだということですね、転換されたのか。そこをもう少しはっきりしていただきたいと思うんですね。

それと、先ほど町長は、法廷に持ち込むのに議会が発議してくれというような、そういう発言があったと思うんですけど、それはどういう意味なのかですね。法廷闘争をするから予算がかかるから、その予算に賛同してくださいというのはまだわかるけど、法廷闘争をするのに議会が発議してくれと、協力してくれというのはどういう趣旨なのかですね、それを私、私はちょっと理解できないんですが。法廷闘争しますよと、当然その弁護士費用がかかりますよと。収入印紙もかかりますよ。だから、その予算についてはご協力できませんか、そういうのだったらわかるんですけども。なぜ法廷闘争するのに議会の協力というんですか、発議してほしいというのはどういうことなのか。その点をちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

私ね、これ非常にもう追い込まれてようやく動き出したんだなというようなですね、気がするんですけど、今までずっとですね、弁護士同士に任せています。その弁護士同士だって去年の9月からですか、ずっともう一回もやっていないじゃないですか。ただ、1年数カ月無駄な時間を過ごただけですよ、私に言わせれば。ここへ来て法廷闘争を決断するというものは、もうやけに長かったというのは弁護士同士のやりとりじゃ、もう無理だったことはわかったんでしょう。そうすると、我々素人だってですね、ずっと議会で何人も質問したって、オウム返しのように弁護士同士に任せていますと。これは、無理だなというのはみんな議員の中でもですね、これは法廷闘争か何か打開策しないとだめだと思っていたと思いますよ。私は、今回そういう新たな方針を出したというのは、それはそれなりに尊重しますが、余りにも遅過ぎるんじゃないかと。こういうふうに言わざるを得ないと思うんですね。私は、まさかき

ようこういう、言っています、裁判に持っていきますよという町長の発言があるとは思わなかったから別の用意していたんだけど。私、弁護士も怠慢だと思うんですね。あるいは町長が弁護士に的確に伝えていなかったんです。あなたたちに任せるからどんどんやってくださいということ伝えていないから、弁護士だって顧問弁護士料しかもらっていないから何も動かなかっただけの話なんじゃないですか。私、きょう原稿用意していたのはですね、弁護士変えろというね、原稿になっていますよ。あるいは顧問弁護士事務所を変えろと。だって、全然1年数か月動かないんだから。そういう原稿用意してきましたよ、2回目の質問として。残念ながら、この原稿無駄になったなとは思いますが……

〔そんなことねえだろうよ〕と呼ぶ者あり

○4番（那須光男君） 正直そうでしょう。1年数か月は弁護士同士に任せると言っておいたのが、何にもやりとりもなかったんですよ、やりとりも。弁護士同士のやりとりもないのに、どうして前進するんですか。せっかく決断したのに文句言うのも忍びがたいんだけど。私はね、本当遅かったと思うんですよ。この関係で、先ほど担当課長さんから、意見書に基づいて何か対応されたのかという質問しようとしたら対応したということで確認したいんですけど。避難訓練と別の場所を探しているんだと、こういうことで受けとめたんですけど、課長さん、それでよろしいですか。避難訓練はやると、それからとりあえずの新たな場所を探しているんだと、こう理解してよろしいですか。ありがとうございました。

次にですね、きょうは本当質問やりづらくてしょうがないですよ。通告書を出したら行政報告でぱっと出されて、今度はもう大方針転換ですか、も出されてちょっと質問しづらいんですけど。それは3回目にするとして。

次に、生活道路の問題ですけど、先ほどまちづくり課長さんからお答えはいただきましたけど、相変わらずここでもですね、優先順位があるんだと。優先順位があるんだと言ったの。じゃ、今まで全然でこぼこがあったって、路肩が崩れていたってやらないところは、もう優先順位ないから諦めろというふうに聞こえるんですよ。3年前の平成26年12月議会で私この質問しました。翌年の27年12月議会でも質問しました。それで、ほかの同僚議員もですね、この狭隘道路の問題を含めてさんざん取り上げていますけど、やっぱり前進しているという意識、そういう感覚はね、どなたも持っていないと思うんですね。その質疑の中でですね、「酒々井町には町道が192キロある」とご答弁されています。725路線と。これは、よくほかの議員も議会で質問しますけど、02—006号とかそういう、そう言われてもですね、725路線を番号で振られてもですね、全くどこかちんぶんかんぶんですよ。何とかしてくれという言葉が議員からの要求も出ていると思うんですけど、とりあえずそれはそれとしてですね、「192キロ、725路線がある」との答弁です。「うち幹線道路は31キロ」、残り80%、約160キロメートルがですね、「その他の道路」と言っているんですね。幹線道路とはということの答弁されているんですけど、わかんないんですね。「地域と地域、大字と大字を連絡する道路」となっているんですね。私はここで追及が足りなかったのか、傍聴者の方もですね、ここを地域と地域を結ぶ道路、あるいは大字と大字を連絡する道路を幹線道路と言っているんですね。これはわかんないですよ、意味。それが31キロあるそうです。その他は、何もないその他の道路となっているんですね。狭隘道路ということについてさんざん議会でも質問が出ていますが、狭隘道路の定義はないと27年12月の議会では答弁されているんです。それは、それで当時の担当課、担当課長さんのおっしゃったことですから、それはそれとして。

そこで伺いますが、私たち議員や執行部の方が生活道路と呼んでいる道路とは幹線道路31キロを除く残り160キロを指しているのか、そう理解していいのかですね、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、道路維持費ですが、27年12月議会で担当の課長さんがですね、「あくまで予算ベースで言う」、念を押してですね、こう答弁されているんです。平成25年は4,415万、平成26年はですね、ぐんとはね上がって1億1,612万、27年もまたアップして1億5,608万円とお答えになっています。これは、私、予算書をひっくり返してですね、見たけど当たっていますよ。間違いありません。ところがですね、私その後調べたんですけどね、28年はまたさらにアップして2億1,911万にアップしているんです。ここはいいんですよ。ここはいいんだけど、29年、つまり今年度の当初予算では1億5,644万と、6,267万も削減されているんです。減っているんですよ。これは、びっくりしましたですね。この予算を減らしたのが現在の課長さんだと思うんですけど、どうしてこんなに大幅に減らさざるを得なかった。むしろ経年劣化が激しくてですね、どんどん、どんどん補修工事がふえるというってアップしなければならないのですね、どうしてこういうことになったのか、ぜひ率直なところをお聞かせください。

あとですね、ごみ出し支援の問題が非常に大きくなっています。非常にマスコミでも注目されてですね、これは朝日新聞のこたしの9月19日付のコピーですね。裏面も出ている。裏面もあります。記事が1面と26面社会面、こういうふうに出ています。ごみ出し世帯は5万世帯。これは9月19日ですよ。この5万世帯というのは、あくまでこの朝日新聞というのは、都はないんです、道府県庁所在市、政令都市、東京23区の74自治体のアンケートの結果がこうだというんですね。74自治体のうちの48自治体は既に実施していると。これが6割だといっているんですね。自治体の6割が実施していると。これはね、現在の数字ですけど、これに加えてですね、最近ではですね、テレビも盛んにやっています。私、見た限り3つのテレビでやっていますよ。テレビ朝日のスーパーJチャンネルと、これ5時ごろですか。うちにビデオ撮ってありますけど。それから、NHKテレビ、これでもやって、私はこれはビデオを撮り損ねたんですけど、テレビ、ニュースでもやっていました。それから、TBSの噂の東京マガジンですか、これでも取り上げていますけど、いずれもこの3つのテレビを見た限りではですね、この朝日がアンケートをとった74自治体以外でも、この3つの放送局のテレビでは取材してですね、実態はもっともっとふえていると思うんですね。ある面では新潟のですね、もう限界集落ですか、そういうところまでこういうのをやっている。ですから、相当ですね、日本全国でこういうのが起きていると思うんですね。引き続き、朝日はまたこれを出してですね、これは11月20日の記事です。でかでかと出しているんです。これは、新聞1面です。1面に出ているのを、私はコピーとれないから切っていますけど。私、非常にこれはね、先進的な市町村だと思うんですね。住民が困っているからやりましょうと、住民運動が起きたからやっているんじゃないんですね、市町村のお役人さんが見かねてこうやっているんだらうと思うんですけど、非常に私はいいことだと思うんですけど、それを見てですね、何とか酒々井も率先してやってくれないかなと見ていたら、これです。四街道市がやっているんですね、四街道市が。非常にきめ細かに。これはですね、四街道の市政だよりという、要するに「広報ニューしすい」みたいなものですけど、2017年6月1日号です。もう四街道は既に実施しているんですね。実施しているから、さらに広報で市民の方にお知らせをしているわけですけど。ですから、6月1日号でこういうことをやっているということは、4月1日にはもうやっているんじゃないんですか。私これを見てびっくりしましたです

ね。非常にきめ細かいあれですね。要するに介護保険法の規定により、要介護または要支援と認定されており、65歳以上のみで構成されている世帯「しょたい」の人、「せたい」といいますか。身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳○AとまたはAとあるんですね、精神障害者と、そういう、出ていますよ。いずれも何か65歳以上は前提ですけど。こういうきめ細かな行政を既にですね、四街道市がやっているというのは大変私にとってはいい報道だったと思いますけど。

そういうことで、ぜひですね、先ほどの環境課長は今後の既に行っている先進市町村のあれを見てやっていこうというふうに向きの答弁だったと思いますけど、ぜひですね、酒々井町も取り組むように要請して2回目の質問とします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） プリミエールの増築計画のところ、先ほど那須議員がお話されていましたが、大変な誤解ございましてですね、増築は本体に構造を持たせるような増築ではないんですよ。ですから、本体とは別ですね、別の建物がくつついたというような形で設計しておりますので、それによって費用がかかるとか、そういう話じゃございませんので、そういう話でですね、ご判断されたということをやちょっとお勉強不足かなと思うございまして、多分担当者は十分その辺は説明していると思います。

それとですね、いわゆる一般的にプリミエールのような増築のような事業への国の補助制度はありません。たまたま国への再三の要請によってですね、地方創生の拠点事業として位置づけしていただいていた事業で、いただいた事業でございましてですね、かつ補正債とか使えることでですね、一般の公共事業に比べても大変有利なものであったわけございまして。そういうことでですね、そのような非常に条件のいいやつは、ある意味でこれから先難しいだろうということで、議会のご意思ということでですね、迅速にはない、正確な判断ということでいただいたと、こう思っております。

それから、またですね、やめた業者を請求すべきというんですが、応札してもですね、議会のほうで承認して契約して、そういう段階でどうのこうのであれば別なんですけど、ただ応札しただけの話でやめたことございまして、この業者に請求というのはあり得ないと思っております。以上です。

そしてまた、青少年交流の家の件につきましてはですね、先ほど酒瀬川議員の質問にあったようにですね、それは今生涯学習課長のほうから答弁しておりますので、その理由につきましては、課長のほうから答弁するような形になると思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、ごみ出しの関係で、今後ですね、調査研究していくということでいろいろな方法がございまして。四街道でやっているのは直接支援型ということで、玄関先に行っでごみを回収する方法、それとあとコミュニティ支援型といって地域の団体などを使ってやっていかれる団体に補助金を出している方法等がございまして。どちらがいいのかを調査研究しながらですね、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、青少年交流の家の関係の質問にお答えを申し上げたいと思ひ

ます。

裁判というようなことで、その辺のになろうかと思いますが、先ほど酒瀬川議員の再質問にもお答えしたところでございますが、変更設計の金額が21万円程度ということが判明してまいりました。それから、これに対する請求が500万円ということで、また出来高精算額につきましても875万円に対して、完成していないのに当初請負金額、約2倍の2,400万円以上を請求されるというような現状ということで、町といたしましては、まさに不当要求だというふうに考えております。そこで代理人弁護士と協議をしてみたいところでございますが、進捗がないというようなところですので、裁判による解決を考えているというようなことでご答弁申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 今の話に関連しますので、課長が先ほど酒瀬川議員に答弁したやつの、なぜ裁判と、議会が負うのかという話の説明がないものですから、それを改めて私からお話しします。裁判による提訴をする場合はですね、地方自治法第96条第1項第12号の規定により町議会の議決が必要なんです。そしてまた、裁判にかかる弁護士費用等の予算の議決も必要となります。そういうことで、これは定められている手続でございますので、そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、3点目の生活道路の関係の再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、その中の1点目でございますけども、生活道路につきましては、先ほど那須議員がおっしゃられたとおり、その他の道路というところで位置づけております。

それから、2点目の予算の関係でございますが、ちょっと手元に細かい那須議員のお持ちの数字はちょっと持ち合わせてございませんが、これは道路維持の関連の予算といたしましてですね、日常的な補修工事や部分的な舗装の打ちかえ、路線別に行っている排水整備など、こちらの費用が平成29年度の予算で約でございますけども、2,650万円、それと国の交付金を活用しております舗装修繕工事、こちらにつきましては3,500万円ということで、これは昨年の予算につきましても、おおむね同程度の額ということで、議員のおっしゃられた過去の金額につきましては、これ以外のものも含めた額というふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君

○4番（那須光男君） それでは、3回目の質問に入りますけども、まずね、今まちづくり課長さんがおっしゃったのは項目がいろいろ入り乱れているのではないかという、私に対する指摘ですか。私は、各年度の予算書の土木費の道路維持費という項でですね、ずっと見て比較しているわけですから、それはまちづくり課も絡んでつくったやつだから、私が勝手にですね、これとこれを足してやっているんじゃないですよ。道路維持費としての項の中で、それだけをピックアップして言っているんだから、私が何も操作しているとか、そういうことじゃないんで、ぜひですね、持ち帰って各年度見てくださいよ。前任の課長さんが言っているのも全部合っていますよ、それは。道路維持費としてこうだということは出

ているわけですから。国の補助も含めてですね、こういう使い方をしますよという予算ですから。これはぜひですね、私が勝手にいろいろ操作してね、減っているんじゃないかなんてやっているんじゃないですから、その点をご理解いただきたいと思う。

それとね、やっぱりそこに私が求めたいのは、これだけ経年劣化して放置してあるのがいっぱいあるんだから、当然ね、予算をふやさなきゃいけないでしょうと、私は指摘しているわけですから、それに対して全然答えがないんですよ。さっきも課長さんが優先順位という言葉言ったけど、じゃ全然直していないとかも、優先順位もないのかと。それで、アスファルトの塊ぽんっと置いていってね、その場を濁してやっているところはいっぱいありますけど、そういうところは優先順位ないんだと。道路の打ちかえ、舗装工事なんかやるところじゃねえんだと。こういう理解していいのか。私にはこれを聞くとね、そこに住んでいる人は非常に落胆すると思いますよ。ひび割れ、穴だらけ、路肩は崩れると、雨が降れば水たまりができて、そういうところに住んでいる人は、もう町から見捨てられたところに住んでいるんだと理解しなきゃいけないのかと。私は、それはないとはっきり言って思いますよ。今、年間の正式な私調べたところだと、当初予算が六十数億だと思うんですよ。今年度で1億5,000万、これは何%に当たるんでしょうかね。片一方は、今度使おうとしている02—006号線ですか。これは、もう議会の中でもはっきりみんな言っているように、20億はかかるだろうと言っているでしょう。担当課長もそれらしきことを何かにおわせたという話なんだけど。片一方は20億つぎ込んでですね、私に言わせれば、02—006号線はですね、恐らく通過する車ばかりですよ。町民がね、小川ピーナッツからバーミヤンまでずっと使う人というのは、私ほとんどいないんじゃないかと思うんですね。数%だと思うんですよ。ほかから来る車がアウトレットとか、そういうところを見た帰りに、あの道だったらバーミヤンまで行けるなとってナビが勝手に誘導している話でですね、住民にとってはそんなにですね、20億をかけてつくって住民にそれだけのメリットがあるのかということ、私はもう、これはまた別のときにやりますけど。そういう金を使うのであればですね、もうちょっとですね、この生活道路という定義をこの間、さっき言ってくれた、その他一般道路と。それにですね、もっとつぎ込んでもいいんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、ぜひ、五千何百万減らすんじゃないくて、逆にですね、一昨年29年度予算から1億ぐらいばんっと引き上げるぐらいのですね、課長さん、庁内で力量を発揮してくださいよ、はっきり言って。そのことを強くお願いしますんで、ぜひここは来年度の予算編成に向けてですね、まちづくり課長としての気概をお答えいただきたいというふうに思っています。

それから、町長さんは、要するに議会の同意を必要とするというのは地方自治法にうたっているんだろうというんでしょう。だから、議会が反対だと言えば、それはだめなんだけど、議会の同意を求めるといっていいでしょう。当然提訴するには、そういう理解でよろしいんですね。肝心なところは、何でこんな1年数か月もほっぽらかしておいたのが、法廷闘争に切りかえるのか。そこをもう少しですね、どういう判断でそうなったのかですね、簡単だったと私思うんですよ。遅過ぎたと、こう答弁してもらえれば、それで結構なんですけど。町長次第で。なぜ、なぜね、この段階になって法廷闘争に切りかえたのか、正直なところお聞かせいただきたいんですけど。私、サラリーマン時代、裁判やっていましたんでよくわかっていますけど、これは民事ですよ。民事で何を求めるんですか、損害賠償を求めるのか、今ある建物の立ち退きを求めるのか。その辺ですね、こういうのは初めてだから、どういう名称でこの

民事訴訟を起こすのか、わかる範囲内でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

今回の一般質問は非常に難しくですね、頭が痛かったんですけど、ようやく一步を。1つは、法廷闘争に切りかえると、もう一つはプリミエールの事業は、今回はもう見合わせると。それだけ、2つ、進展が、進展というのかな、あったということだけは評価しますけども、ぜひ最後、町長、なぜね、この場になって、なぜもっと早く切りかえなかったのかということを含めてですね、答弁いただきたいのと、まちづくり課長さんには来年度予算に向けての決意をお聞かせいただきたくて3回目の質問を終了します。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） そういふですね、委員の皆様、議会の皆さん方の発議によりましてですね、建物の引き渡しを求めていくという方法ですね、こういう方法によったというのですね、いわゆるもう約1年半以上たっているわけですね、双方で当初はいろいろやりとりがありました。その後は、後で具体的に請求内容を示すとあったものですから、それを私どもはお待ちしたわけです。でも、それもなかったと。そういうことであるから、こちらですね、要するに年間の猶予もしてお待ちしていたんですが、なかったものですから、私どものほうで検証させていただいたと。そうしたら、500万の要求というのはあり得ないと。21万程度であると。これは不当要求であると。そういうことを判断した中でですね、弁護士とも相談して、弁護士のほうはここまで来ればですね、やはり議会が発議をしてやっていただいて早期に解決させるのがいい方法だというご判断をいただいたわけでございます。それでありますから、町の方針といたしましては出来高精算による建物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。そして、このためにはぜひとも心ある議員の皆様が発議による議決をお願いいたしたい。そうすれば、予算については、弁護士費用については町のほうで上程させていただきますのでですね、そして訴訟指揮というか、進むということです。交渉というのはいりませんよ。要するに500万円と21万円ではですね、これは交渉にならないんです。そんなことでひとつよろしくお願ひします。ですから、町はやはりちゃんと時間と段取りを踏んでですね、そういう方向に結んできているということで。当然もう1年半も前に弁護士が出てきたということは、最終的にはこういうことは当然想定されるわけです。ですから、町としても慎重に対応してきたわけでございます。

そういうことをご理解をいただきたいと思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、3点目の生活道路の維持改善の予算に関する3回目のご質問にお答えいたします。

道路の維持費につきましてはですね、引き続き生活道路につきましても、効果的な維持管理に今後も努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。

◇ 平 澤 昭 敏 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 時間が時間なので、お昼までに終わりたいと思います。

最初に、小坂町長、4期目の当選おめでとうございます。子供からお年寄りまでみんなが幸せになれる町政をよろしくお願いいたします。また、JR酒々井駅前のイルミネーション、駅のシンボルとして子供たちが大変喜んでおります。夢と希望を与えるきれいでとても素晴らしいことだと思います。ありがとうございました。

11番議員、公明党の平澤昭敏です。通告順に基づき、4点質問いたします。

1点目は、先ほど那須議員が質問いたしましたけども、高齢者支援と表彰についてであります。

環境省は高齢者を対象にしたごみ出し支援制度の普及を推進するようになりました。足腰が衰え、集積所までごみを運ぶのが困難な人々を支援するだけでなく、高齢者の見守り、活動の効果も期待されています。調査によると、高齢者を対象としたごみ出し支援制度を設けている団体は、全国で1,741市町村のうち22.9%にとどまっております。当町の取り組みについて伺いいたします。また、町民の健康増進や介護保険料の抑制を図るための施策として、介護保険サービスを利用していない高齢者に対し、表彰とか商品券を配付するような制度ができないか、皆で支え合う公的保険としての性格を十分に踏まえた上で、元気な高齢者を表彰することで、町民の励みになるのではないかと思います。町の考えを伺います。

2点目は、自民、公明両党が交わした連立政権合意で、保育、幼児教育の無償化を初めとする教育費の負担軽減を明記した中に、私立高校授業料の実質無償化を検討することになりました。教育無償化は、親の経済状況による教育格差をなくし、人材育成を通じて経済成長につなげるのが狙いです。ことし6月でも一般質問した子ども医療費助成を、当町は独自に高校3年生まで拡大してもらいたいと思います。中学3年生までの助成は多くの方々から助かるという声があります。ぜひ高校進学が義務教育化されている今でありますので、高校3年生まで医療費助成を拡大してもらいたいとの声が上がっています。ぜひ子育て支援の一環として実施できないか町の考えを伺います。

3点目は、移動期日前投票所についてであります。神奈川県箱根町では9月に行われる町議選の期日前投票でワゴン車に記載台と投票箱を載せた移動期日前投票所を導入しております。有権者の投票機会を確保するためとしています。投票所まで足を運ぶことが難しい高齢者や投票所から遠い地域に暮らす有権者の投票機会をふやし、低下傾向にある投票率をアップさせるためです。町内3から4カ所を巡回し投票を受け付け、有権者は居住地域を問わず投票可能になります。投票は、車外で本人確認を行った後、1人ずつ車内に入り込んで行う、二重投票を防ぐため選挙人名簿を確認した後、投票用紙を渡す。有権者は記載台のあるワゴン車の2列目の座席に座って投票用紙に記入し、乗降口付近に設置された投票箱に投票する。投票管理者と立会人は、最後部座席に同乗する。当町でも高齢化がますます進んでいきます。投票の機会をふやし、経費も少なく済む、移動投票所の導入について町の考えを伺います。

4点目は、教員の過酷勤務についてであります。あしたの地福議員が質問いたしますけども、同じようにやります。文部科学省が本年4月28日に公表した公立小中学校教員の勤務実態調査によると、1カ月の時間外勤務が明らかになりました。例えば30代の男性教諭は、小学校で教壇に立ってことして7年

目。現在6年生の学級担任、仕事にやりがいを感じる反面、業務に追われる毎日に心身ともに疲労はたまる一方です。朝7時半に学校に着くと、校内で児童の登校を見守り、授業の合間や放課後を使って保護者への連絡帳の記入やテストの採点、そして翌日の授業準備、行事の打ち合わせと息つく暇もない仕事をこなしている。どれも大切な業務です。気がつくと、いつも夜9時過ぎまで学校に残っている。中学校で社会科を教えている30代の女性教諭は、文化系と運動系の2つの部活の顧問を務める。平日は夕方6時まで部活、大会が近づくと練習などで土日の休みがなくなる。どこかで割り切らないと休みがとれない状況と語る。中学校に勤務する男性教諭は、学校の会計担当として金融機関に出向したり、部活動の指導があるため、本来行うべき業務はいつも夜に後回ししてしまう。このため残業時間は、月125時間を超えてしまうとの声でした。

今回の調査で教諭の場合、平日一日当たりの平均勤務時間が小学校で11時間15分、中学校で11時間32分、副校長、教頭は小中とも12時間を超える。さらに、中学では土日の部活動、クラブ活動が2時間10分と教員の長時間勤務の一因とされています。このような実態がある中、当町の現状を伺いいたします。小中学校の残業時間対策、改善点、成果について、よろしくお願ひいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の高齢者の表彰制度についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険サービスを受けていない高齢者に対する表彰制度ですが、町ではいつまでも自立した健康で明るい生活ができることを願って酒々井町80歳の青年式を開催し、この席上において80歳以上で前年度に医療保険と介護保険の給付、サービスを受けていない方に対し、顕彰状と記念品の贈呈を行っております。介護保険サービスは、病院に入院している期間は対象外となるため、医療保険も対象としており、本年は10月13日にプリミエール酒々井を会場に31名の方々に顕彰を行いました。さらに、当日お越しいただいた顕彰者の方と今年度80歳を迎えられる方から、ご高齢になられても健康を維持されている秘訣などをお話いただいたところでもあります。今後も町民一人一人が自分の健康は自分で守るという認識のもと、自発的な健康づくりに取り組めるよう支援に努めるとともに、地域の中でできる限り自立した生活が継続できるよう健康推進員を初め、地域の各種団体の皆様と町がともに介護予防事業に取り組み、生涯現役社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 私からは、4項めの教員の勤務状況に関するご質問についてお答えいたします。

教職員の勤務時間の状況から学校がいわゆるブラック企業だとやゆされ、教職員の負担軽減が喫緊の課題であると承知しているところでございます。教育委員会といたしましては、既に先生方の業務の負担軽減を図るために各学校にスクール支援員やスクールサポート指導員、また介助員等を配置して学習

指導の充実とともに、教職員の業務負担を軽減してまいっております。また、本年度からは学校給食費の会計業務を各学校から給食センターに移行し、教職員の業務の軽減化を図っているところでございます。

さらに、負担軽減を進めていくための基礎資料を得るために、本年度は7月と12月の多忙期間に重点を置いて勤務状況の実態調査と業務負担軽減に向けた意識調査を行ったところであります。7月の調査結果では酒々井中学校教諭の1週間の平均勤務時間は、57時間51分です。全国平均勤務時間の63時間18分と比べれば少ないように思われますけれども、年間を通して考えますと大きな違いはないと認識しております。

教育委員会では、今後も先生方の勤務状況を継続的に無理なく把握するため、来年度から各学校にタイムレコーダーを導入するとともに、教職員の自己管理を日常的に促してまいりたい。そして、さらにさらなる負担軽減策を講じることを検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、1点目の高齢者のごみ出し支援についてお答えさせていただきます。

ご指摘にもございますように、高齢者のごみ出しをめぐるには、高齢化や核家族化を背景としてごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者等がふえていることが社会的に問題とされております。町では社会福祉協議会で登録ボランティアの方々によるサービス、ワンコインサービスが行われておりますが、近年は自治体としてこの課題に取り組んでいる市町村もあり、当町としても今後自治会や民生委員などと連携を図りながら支援のあり方について実施市町村の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、2点目の子ども医療費の助成の拡大についてお答えをさせていただきます。

6月議会のご質問にお答えいたしましたとおり、当町において高校生までを対象とした助成制度を導入した場合の費用を平成28年度における中学生の助成額から試算しますと1,641万6,000円が新たに必要になると見込まれます。この費用につきましては、国、県からの補助がございませんので、全額を一般財源で賄うことになるため、子ども医療費助成の拡大は現時点では厳しい状況と考えております。町としましては、対象年齢の拡大につきまして、国、県の動向や近隣市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私は、選挙管理委員会書記長ですので、3点目の移動期日前投票所についての質問にお答えさせていただきます。

11番議員のご質問のとおり、選挙管理委員会においても有権者の投票機会をふやすことは大変重要で

あると考えております。現在、数市町村で運用されている移動投票所は、交通の便の悪い中山間部や過疎などで有権者が減少し、投票所が統廃合された地域において新たな期日前投票所を設置するかわりに、改造したワゴン車に投票設備を載せて各公共施設を回り、車中で期日前投票を行っております。

当町では、期日前投票所は役場庁舎の1カ所ですが、当日の投票所は町内8カ所に設置しており、他の市町村と比べても比較的均衡のとれている場所に設置していることから、現在のところ移動投票所の導入については考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 1番目の高齢者のごみ出し、どうかよろしく。これはワンコイン制度と、とてもすばらしい制度がありますので、よろしく願いいたします。

それから、子ども医療費は町独自としてですね、できる限り頑張っていたきたいと思います。

それから、4番目の教員の勤務状況については、もっともっとですね、負担軽減を減らすようにやっていただきたいと思います。

以上で質問、終わります。

○議長（佐藤修二君） 答えはいいんですか。

○11番（平澤昭敏君） いいです。

○議長（佐藤修二君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前 11時59分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時00分)

◎発言の訂正

○議長（佐藤修二君） 御園生議員の質問に対し、企画財政課長から訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、先ほどご質問最後にありました株式会社ヤマロクの平成27年度の契約に関する権限について調査したところ、見積もり及び入札に関する権限は酒々井支店の取締役委任しておりましたが、契約の締結に関する権限は委任していないことが判明しましたので、修正をさせていただきます。

以上でございます。

〔議長、済みません。もう一度〕と呼ぶ者あり〕

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） よろしいですか。

○議長（佐藤修二君） はい。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 後半の部分でよろしいですか。

〔「ゆっくりしゃべってよ」と呼ぶ者あり〕

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） ゆっくりということ。済みません。時間のほうが申しわけございません。

先ほどの株式会社ヤマロクの平成27年度の契約に関する権限についてちょっと調査しましたところですね、見積もり及び入札に関する権限につきましては、酒々井支店の取締役委任しており、契約の締結に関する権限については委任していないということがわかりましたので、修正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） この質問については、私はきのう出したわけでもないし、おととい出したわけでもないんですよ。これは、もう2年間たっていて、その都度みんな質問しているんですよ。この件じゃないですけども。その中で、私もですね、この件については、担当者の方とお話はさせていただきました。その中でいろいろ聞いてきたんですけども、今回の答弁ですね、まず担当課長がおっしゃいましたよね。支店に委任しているということで。その確認を2回目の質問で、今度はですね、それを管理している企画財政課長にお尋ねしたら、ああ、やっぱりそのとおりだというお話だったんですね。こんな答弁ないですよ。虚偽答弁になっちゃいますよ。今、私が質問して答えることじゃないから。もう前もって、ずっと前に出して、それで何度もお話しさせてもらっているんですよ。議会、軽視しているというか、ばかにしているとしか思えませんよ。こういう答弁あってはならないわけです。だから、ガバナンスとかコンプライアンスが最近欠けているんじゃないかなというふうに私は思っています。でも、訂正してくれたことにはありがたく感謝しますけれども。特に議会始まる前にですね、各課の皆さんは文言の脱字や間違いがないかですね、間違いがあったところのその入り口でしっかり訂正しているじゃないですか。提出した後でもそういうような気持ちで職員やっている人もいるんですよ。そういう中で、この公の場でですね、そういう虚偽答弁をされたらね、私は非常に困りますよね。議会を愚弄しているとしか思えないです。

以上。済みません。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） はい。

○議長（佐藤修二君） はい、わかりました。

○5番（御園生浩士君） 契約自体がないんですよ、そういうことであれば。チェックしてこれは対象にならないということで。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（御園生浩士君） 抜けるんですから。

◇ 内 海 和 雄 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に8番議員、内海和雄君。

〔8番 内海和雄君登壇〕

○8番（内海和雄君） 8番議員の内海和雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

その前に、小坂町長におかれましては4期目の当選まことにおめでとうございます。これからも体を大事にしまして町政に頑張ってくださいと思います。

それでは、3点あるわけですが、質問は主に1点目でございます。町内の県道等関連についてということで、県道成東酒々井線、富里酒々井線、宗吾酒々井線、これは県道じゃございませんけれども、国道296号線の道路改良及び小川ピーナッツ付近の交差点改良について、以下の点についてお伺いいたします。

まず、上記4路線について、当初の事業計画を具体的にお伺いします。また、その進捗状況についても、あわせてお伺いをいたします。この296号の交差点完成後がわかる図面を示してほしいということで、これについては図面を提出していただきまして大変ありがとうございました。

次に、3点目のこの路線の事業を展開する印旛土木事務所の過去5年間の道路維持費というんですか、道路のその改良費というんですか、についてお伺いします。また、印旛土木事務所管内関係市町の事業費についても、同様に年度別にお伺いします。その中で当町の事業費、インター関連を除きまして、印旛土木事務所の事業費の当町は何%になるのかをお伺いいたします。

次、2点目、墨の工業団地について。1つ目は、この団地造成は何年に着手し、何年に完成したのかをお伺いします。

現在所有していると思われ株式会社ディスコ、株式会社マルエツの所有している面積はどのくらいなのかをお伺いします。

上記2社と町はこれまでどのように対応してきたのか。現在の状況をお伺いをいたします。私は、この事業をこれから円滑に話し合っていく、あるいは進めていくにはですね、町の職員ではなく、町はもう第三者機関に委託してこの話し合い、あるいはこの工業団地を進めたほうがよいと思っておるわけでございますけれども、町の考えをお伺いします。

3点目は、(仮称)酒々井病院についてであります。現在、(仮称)酒々井病院は、平成31年4月の開院に向け計画が順調に進められているというふうにお聞きしておりますけれども、これは町や町民にとって大変喜ばしいことでもあります。現在の計画では311床、内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科と伺っておりますが、私は、できるならば、もう少し診療科目をふやしていただいて、例えば町には現在病院がございませんから、小児科とか産婦人科等、できれば脳外科等もですね、科をふやしていただけるようお願いできればと思ひまして、町長から病院のほうに強く要望して、一つの診療科目をふやしていただければと思ひ、これは町長は願ひしますし、また町長の考えをお伺いしたいというふうに思ひます。

以上3点についてお伺いします。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

[町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) それでは、8番議員、内海議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、3点目の(仮称)酒々井病院についてのご質問にお答えをいたします。

町民の要望が最も多かった病院の開院は、町にとっても大変喜ばしく歓迎しているところであります。

町では、昨年11月医療法人社団千葉光徳会と地域医療、保健、福祉の分野における包括的な連携協定を締結し、町から病院へ町民の要望等をお伝えしているところではありますが、病院側からは特に医師の確保が難しいとの話を受けております。現在病院では平成31年4月の開院を目途に手続を進めているところですが、安心して子供を産み育てることができる環境づくりは大変重要であり、小児や外科診療ができるよう協定に基づき、引き続き病院側と診療科目の充実を含め協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の町内の県道関連につきましてお答えさせていただきます。

1点目の4路線の事業計画でございますが、印旛土木事務所に確認しましたところ、成東酒々井線道路改良事業につきましては、酒々井町馬橋地先の延長560メートルの事業ですが、現在は酒々井インターチェンジ関連の整備を優先して進めているということから、工事休止中であると伺っております。次に、富里酒々井線道路事業につきましては、墨地先から八街市八街地先の延長1,970メートルの事業で、進捗率としまして60%と伺っております。次に、宗吾酒々井線歩道整備事業につきましては、酒々井地先の延長800メートルの事業で現在用地取得を進めており、進捗率としまして39%と伺っております。国道296号の道路改良事業につきましては、現在事業化の予定はなく、小川ピーナッツ付近の交差点改良につきましては、用地取得は完了しており、進捗率としまして42%と伺っております。

2点目の国道296号の交差点改良後のわかる図面につきましては、けさの全員協議会で皆様にお示しさせていただいたところでございます。

次に、3点目の印旛土木事務所の過去5年間の道路改築事業費のご質問ですが、予算ベースであります。平成25年度から平成29年度までの5年間の事業費は72億8,300万円と伺っております。また、印旛土木事務所管内市町の事業費につきましては、予算ベースで平成25年度から平成29年度までの5年間の事業費としまして、佐倉市で11億5,400万円、四街道市で3億2,500万円、八街市で12億1,100万円、印西市で20億4,200万円、白井市で1,900万円、栄町で12億2,600万円、印旛土木事務所管内ではありませんが、事業路線のある山武市で2億8,700万円、最後に酒々井町で10億2,200万円と伺っております。その中で当町の事業費が印旛土木事務所の事業費に占める割合は、平成25年度から平成29年度までの5年間でおよそ14%となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、2点目の墨工業団地についてお答えいたします。

墨工業団地は、民間開発による工業団地として平成6年度に造成が開始され、平成8年度に団地造成が完了しました。現在墨工業団地内で未利用地となっている2区画の土地については、公簿面積で株式会社ディスコが約2.98ヘクタール、株式会社マルエツが約2.86ヘクタールを所有しております。株式会社ディスコについては、平成13年に従前所有者から造成の完了した土地を購入し、工場の立地を計画しましたが、同社の事業計画の見直しにより立地計画は中止となり、現状のまま保有することとなりました。

た。町では同社の業績が好調であることから、平成18年以降トップセールスを含め定期的に同社を訪問し、工場誘致を図ってまいりましたが、現在のところ立地決定には結びついておらず、活用方法を検討していると聞いております。株式会社マルエツについては、平成6年度から自社での土地造成により工場の立地を計画しましたが、工場の立地計画が中止となったことに伴い用地の売却を希望しております。同社についても定期的に訪問し、引き合い状況の聞き取りや立地希望企業の要望事項等の聞き取りを行っているところです。当該2区画については、行政主導で造成された工業団地ではなく、民間主導により造成された個別企業の所有地であるという性質上、土地活用については所有企業の方針によるため、現時点では立地に結びついておりませんが、平成27年度に制定した酒々井町企業立地促進条例による優遇制度を県や銀行などの民間企業に情報を提供し、仲介等をお願いして企業立地に結びつくように取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） それでは、済みません、再質問をさせていただきます。

まず、1点目のこの県道関連、まず成東酒々井線、全然やっていないということですけども、私はちょっと、これはいいんです。事業計画というのはですね、この県が計画している路線の計画をちょっとお聞きしたかったわけです。例えば県道富里酒々井線だったら、何年から何年まで。酒々井地先と、これは富里酒々井線がですね、全部その事業計画というのは、酒々井の計画じゃなくて、全路線のその計画、何年度から何年度までかと。私の記憶ですと、県道富里酒々井線は、もうとっくに計画年度を過ぎて、5年くらい過ぎていていると思うんですよ。たしか、あれは20年くらいで計画して、5年くらい前にはもう計画が終わっている予定なんですね、私の記憶ですと。ですから、そういう何年度から何年度までの計画でという、そういうところ聞きたいと思います。それですね。酒々井地先は今わかりましたけども、そういうこと。

それと、全部、県道富里酒々井線にしても、富里地先については、ほとんどこう毎年ですね、距離は少なくとも、これは成田土木か知りませんが、必ず事業を進めて毎年300メートルとか200メートルとか順調にこうやっているんですね。県道酒々井地先については、ここ何年間、1メートルも進んでいないという状況なんですね。この富里地先、八街にはなるのかな、あちらについては、毎年工事はやっているわけですね。その差はどういう、土木の関係なのか、予算の関係なのかわかりませんが、そういう関係。どっちにしても、今この予算と、酒々井のこの過去の5年間というのはそういうのはやっているんでしょうけども、現実、私の目には県道成東酒々井線はやっていないというのが今わかりましたけれども、ゼロ。富里酒々井線もゼロ、それと宗吾酒々井線についても一部はちょっとやっているんですけども、まだ用地買収もほとんど終わっていない。そういうことから、これは用地買収全部終わってから、特に宗吾酒々井線ですね、終わってから工事やるというよりも、計画があれば。

一番私は危険な箇所といいますか、まずそういうところから買収してやっていくのが筋だと思うんですよ。そうすると、もとの酒々井中学校の入り口、今小学校になりますけれども、あのカーブ、宗吾線についてはあのカーブが一番危険で、事故も一番多い、出る。あの路線の中では、圧倒的にあの場所が事故は多いわけですね。調べればわかりますけども。ですから、できればそういうところから優先的に

ね、順番に行きますよじゃなくて、危険箇所は優先してやっていただければありがたいというか、そんなふうにやっぱり土木のほうにもですね、町のほうからも、それこそ要望していただきたいと思うんですよ。

あと、気がついたのは県道富里酒々井線の東関道だったすぐ橋の先ですね、あそこにですね、もう二、三年前、歩道整備のあるところにですね、パーキングの井戸とポンプですか、今完璧にきれいにでき上がっていますけども、工事始めたときにですね、町のほうにも言ったら、町のほうも、もう印旛土木にも言ってあると。私も印旛土木に直接電話しました。これは道路用地なのにこういうのやったら、またこれは壊すしかねえんじゃないかと。そうすると金もかかるんじゃないかと。そうしたら、また道路の予算とか減るんじゃないかというお話をしたら、担当者は「それは補償するからいいんです」と。こういう回答だったから、その言い方もですね、何だって、せっかくこっちが注意したら、まだ工事中ですから、工事始まったばかりですから。幾らでもあの人と、道路公団と土木だったら話し合えば幾らでも話をつくと思うんですよ。道路計画からもう少し場所を下げてくると。あの場所は下げても幾らでもあるわけですから。そういうのをみすみすと。相当これは金かかっていると思いますよ。今度それをまた、「それはいいですよ。補償してその後やりますから」と。こういう対応というんですか、態度というのを、聞いてちょっとむかつかまりましたけど。そういうことからですね、全くあれは進んでいない。これ自体町長のほうからもですね、強くそれを言っていただきたいと思うんですよ。

あと、2キロぐらい全く事業ないということですけども、全くこれは別の角度で296号線の促進期成同盟か何かというのがまだあると思うんですよ。あれは、酒々井、佐倉、八千代、船橋ですか。それでも、船橋地先はもう完全終わったというのは聞いているんですけど、酒々井はとりあえず2キロから、全部じゃないんですよ。墨入口から、なぜかわかんないけど、墨入口から船橋の2キロから期成同盟なんですね。用地買収は、酒々井はすごく早かったんですよ、現在。さっき話聞いたら、全く計画ないということですから。用地買収するんでも、それが終わってそのまんまになっていますよね。墨入口からあの交差点まで。あれがなきゃ、全然計画ないということは、あの用地は今後どうしよう。あのまんま、もう永久的にああいうふうに用地買収放置するという考えなのかどうか。その辺もちょっとお聞きしたい。期成同盟というのがまだ開催していないわけですから。それと、あるときにですね、あそこはどのような整備やったのかとして、計画は整備する計画があったと思うんですよ、あの用地を買ってあるわけですから。その辺のその対応もちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、今度は2キロじゃないですけど、普通のこのあれですけども、2キロぐらいですけども、全くさっきの回答だと計画が何も無いというお話ですけども、少なくとも歩道のないところはですね、少なくとも歩道整備くらいしてほしいと。計画がないじゃなくて、もう計画、早速入れてもらえるような町から。もう町が事業じゃないですからしょうがないですけど、町のほうから強く要望していただきたい。

ですから、私のこの質問は、どっちにしろ県に対してですね、県道富里酒々井線、成東線。成東線だって、振りかえればあのカーブなんかはさ、用地買収して少なくとも30年ぐらい過ぎていると思うんですよ。20年は間違いなく過ぎています。用地買収、済んでいるんですよ。それが今計画もないということですから、これもちょっとおかしい話じゃないかと。全く。もう前から私もお願いしているんですけど

ど、全路線ということじゃなくて、あのカーブでも改良だけしてやったら随分違うんじゃないかなというふうに思いますので。どっちにしても町じゃないですから、県ですから、町長のほうからですね、強くひとつ要望していただいて、早く解決できるようにひとつお願いしたいということだと思いますので。回答あれば、ひとつお願いします。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私のほうから、ただいまご質問いただきました県道の関連の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、富里酒々井線につきましては、昨年、一昨年とですね、歩道整備のほうを短い延長ではございますが、進めておるといふふうに伺っております、ことし、今年度につきましては、歩道延長で行きますと54メートルをこれから整備するといふふうに伺っております。

それから、国道296号の道路改良につきましてはですね、今のところ事業化を進めていけるといふ状況ではないといふふうに伺っております。

そして、県に対する町からの要望につきましてはですね、これから県に対しましても、町として地元調整とですね、協力できるところは積極的に協力していきまして、これからも町内の県の事業の推進に向けまして、いろんな機会を捉えましてですね、早期完成に向けて要望してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 内海議員の質問がありました県道富里酒々井線ですね、NEXCOのあれにつきましては私も気がつきまして、それでもう工事始まっちゃっていたんですね。それで印旛土木に道路の計画用地であるんじゃないかと。だけど、あれはNEXCOの土地だとか言ってですね、それでなかなかストップさせてもらえなかったというのがありまして、あそこは非常に残念な思いでいます。県の事業でございますので、そういう形でうちのほうに情報がとれなくてですね、現場が動き出してから気がついたということで、うちのまちづくり課長もそうですし、みんなそれですね、ちょっと残念に思っているところでございます。内海議員がそのおっしゃられたとおりでございます。

それと、もう一つ。296につきましては、一番初め酒々井やりましたよね、296の関係。それで、その後、船橋と酒々井のほうが同時着工みたいになっていて、あと八千代と佐倉が残っていたんですが、おむね佐倉できてきましたですね。八千代ということで。その次がですね、今度酒々井に来るものと私は思っております。まだ、町も協議会に入っておりますしですね、そういうことで一応着手しているところでございますが、順番にやっているところもあると思うんですが、早くそちらをやっていただいてですね、渋滞を何とか解決したいな。そのときに、あわせて墨の交差点の改良をやってもらうということですね、していきたいなと思うんです。それと同時にアイビのほうから、東酒々井から入ってくるというところの墨交差点については、みなしの右折をとにかくつくってくれという話で所長にもこの前も行ってですね、話、そんなにお金かかるんじゃないので、少なくともそこで。

それからもう一つは、296につきましては、あそこのコスモのところの尾上の交差点がですね、1カ所です子供たちが渡るのが大変なもので、今できている歩道の反対側、それが学校の前、横断歩道がある

んですね。ですから、あそこまでもやってくれと。それでその先については、幅員がとれなくても、1メーターでも、2メーターでもある空地を使ってですね、小川ピーナッツのところやってくれという要望はしております。

そういうことで話をしましたら、どっちが優先だという話があったもので、とりあえずはある意味で簡単にできそうな墨交差点のところの、要するにアイビ側から東酒々井へ行って、みなしを何とかしてほしいと。今、最優先でそれをお願いしているところです。

そんなことでありまして、県のほうも、それなりにやってくれているとは思っていますので、議会と私どもが一丸となってですね、その辺の力を合わせて、進めてもらうようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） ありがとうございます。町長、ぜひまたそのように力になってくれればありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、今言った、課長からなかったけど、全部じゃなくても、富里酒々井線というのは事業計画というのは何年から何年までやったのかですね、もう台帳から消えちゃったのかどうか。先ほど全然、さっきも言って出てこなかったじゃないですか。私の記憶だともう終了年度5年くらい過ぎていると思うんですよ。その辺もう一度、県のその終了年度は、計画年度は何年だったのか、それだけでいいですからひとつ。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 富里酒々井線の事業期間につきましては、詳細のほうはちょっと今現在把握しておりませんが、完成目標年度につきましては、土木に確認しましたところ、残念ではありますけれども、ご回答は得られなくてですね、交付金事業を活用しているということで、もう国費の交付状況で左右されるということで申し上げられないというふうにお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

○8番（内海和雄君） あくまで質問したので。

○議長（佐藤修二君） はい。それでは、8番議員、内海和雄君の一般質問が終了しました。

◇ 濱 口 信 昭 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員の濱口でございます。皆さんも、最初に、冒頭言われていましたように、私からも、町長、今後4年間よろしくお願ひしますということをお願いしたいと思います。

それでは、議長からご許可をいただきましたので、通告申請、何点か質問させていただきたいと思っております。

1点目はですね、この通告書出したのは11月の話で、きょう朝からこの質問に関して1点だけご回答をいただいちゃったんで、といて今さらこの書いた原稿を変えることもできないんで、このまま質問を続けさせていただきたいと思います。

1点目としましては、本年の6月の定例会で私のほうから現在進められております防災無線のデジタル化に関連しまして、そのメリットといいますか、期待できる付加価値ということについて質問をさせていただきます。その際、答弁としまして登録した町民に防災情報を配信する防災メール配信サービス、それと防災無線による放送が聞き取れなかった場合に、その内容を確認できる防災テレホンサービスというものが可能となり、これらが非常に防災無線再整備の付加価値として期待できるもんだというふうにお伺いをいたしました。これらの2つの機能については、防災情報を確実に伝達できるという点からは非常に有用なサービスであると考えており、ぜひ実施をしてほしいと考えておりますが、この作業の進捗はどうなっているかということ、まずお伺いしたいということで考えておりました。

先日、栄町のほうで町執行部の方も参加されて、印旛郡町村議会議員研修会というのが開かれたわけですが、その場において講師であります防災・危機管理アドバイザーの山村武彦先生からお話を聞いたわけですが、そのときに先生がおっしゃっておられたように、災害はいつ起きるか、いつ起こってもおかしくない状況にあるということです。そのいつ起こるかかわからない、ひょっとしたらあすに起こるかもしれない。そういう可能性がある災害に対応するため、防災にとって非常に重要である、必要な正確な情報を確実に伝達できる。そういった目的のための防災メール配信サービス、防災テレホンサービスというのは、防災無線のデジタル化が完了すると、そういうのを待つまでもなく、実施可能な状況が整い次第、すぐにでも実現していただきたいと思います。

そこで、その進捗状況と実現の可能時期、こういったものをお伺いしたいということでございます。

防災無線に関連しましては、皆様ご承知のように10月に開催されたこども議会、ここにおいても質問が出ております。その際にも、防災メール配信サービスと防災テレホンサービスについて言及されたというふうに記憶しております。子供たちがこども議会といった、そういった機会にですね、防災に関連した質問をするということは、防災の問題は小中学校の子供たちも非常に関心を持って見ているということが言えるのではないかと思います。ですから、ぜひその計画というものをこの場でご教示をお願いしたいと思います。もしですね、防災メール配信サービスとか、防災テレホンサービス、もちろん防災メールについては、もうご回答をいただいたわけですが、こういったものがデジタル化の完成によって使えなくなる。防災利用の単なる代がえということでお考えになっているようであれば、そういう考えを改めて、とにかく早目に防災のための有効な手段として実現をしていただけるよう計画を練り直していただきたいというふうに思います。

次に、2点目なんですが、ことしの5月10日から通行どめになっておりました飯積橋、これに関連してちょっとお伺いをしたいと思います。この工事は、橋の老朽化により通行が危険であるということから実施されたわけですから、その老朽化対策として何らかの補強工事が行われたと思います。でも、既に完了して、実際には今通行できるような状況になっているわけですが、そこでまずですね、この工事の実施期間、要するに工事の開始日と工事完了日、それから実際に通行どめがいつ解除されたのか、それをちょっと私確認しておりませんので、ここで伺いたいと思います。

私は、結構あの近辺も散歩ということなのですが、よく歩き回っているんですけども、どうも大きな工事をやっているようなふうに見かけたことがなかったものですから、このところをちょっと確認させていただきたいという次第です。それから、実際に行われた老朽化対策、これは具体的にどのようなものだったのか。その内容をですね、そんな詳しい話聞いても私理解できない部分がありますので、簡単にご説明いただければというふうに思います。

そして、その老朽化対策として行われた補強工事、またそれに付随して通行帯の幅制限等に要した費用をですね、その金額とその費用はどういった財源を充てられたのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから最後にですね、工事完了後も通行どめとなる以前と同様に通行車両の重量制限4トンというのが制限されているわけですけども、また現在ではその橋の橋梁部分を含めて通行帯の幅を狭めるという、そういった手だてではとられています。これらの重量制限とか幅制限、こういったものは今後ずっと続くものなのか。今後それを解除される予定はあるのか、そういった点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、大きな3点目でございます。岩橋保育園の脇に子育て支援施設が現在建築中であります。先日ちょっと近くに行ってみましたところ、もう基礎工事も終わってどんどんと建築が進んでいると。かなり順調に進んでいるんじゃないかというふうにお見受けしております。そこで、今までに私からも何回も一般質問という形でお伺いしたところではあるんですけど、この新しい子育て施設に関する総括的な問題としまして2つほどお伺いをしたいと思います。

まず1つ目は、新施設で行われる事業の名称、正式な名称と、それからその事業の中で実施される具体的な内容ですね、これについて教えていただきたいと思います。今まで何度もお答えいただいていることの繰り返しになると思いますので、まことに恐縮であります。確認の意味を含めて正確な事業名と各事業で実際に実施される事業内容についてお聞かせ願いたいと思います。

この2つ目としまして、新施設の運営はどのような形で行われるのか。これについてお伺いをしたいと思います。要するに、どのような組織形態をつくって実施して、そこにどういった人たちが配置されるのか。もう来年度には事業を開始しようとする状況にあるわけですから、多分もうある程度具体的な組織であるとか体制、人員配置等の案は決まっているのではないかと思います。お伺いをする次第でございます。

今回の私の質問は以上なのですが、ただ1点、6月の定例会の一般質問の際に十分な回答をいただけなかったということでペンディングしておりました空き家問題なのですが、これについて本議会で質問をさせていただきたいというふうに申し上げておったんですが、空き家問題については酒々井町空き家等対策協議会が設置されると、今後その計画等具体的に進んでいくのではないかと考えておりますので、しばらく質疑をフローさせていただくということで、今回の一般質問では取り上げないということにいたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、1番議員、濱口議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、1点目の防災無線に関してのご質問にお答えをいたします。

防災行政無線の更新につきましては、昨年度から5カ年をかけてデジタル化への更新作業を行っております。今年度は、各地域に設置してある防災行政無線の屋外子局10基を年内に更新するよう進めており、平成30年度も同様に屋外子局10基の更新を予定しております。

防災テレホンサービスにつきましては、放送した防災行政無線の内容が聞き取れなかった時や、もう一度確認したい場合に電話、これはフリーダイヤルですけども、電話により再確認できるサービスを年内、今月中に利用できるよう作業を進めているところでございます。なお、この防災テレホンサービスの利用方法等につきましては、ホームページや町内回覧等で周知を図ってまいります。また、防災メール配信サービスにつきましては、平成30年4月からサービスを提供できるよう作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、2点目の飯積橋の工事に関連する質問につきましてお答えさせていただきます。

1点目の補強工事の実施期間につきましては、平成29年8月25日から10月20日までとなっております。解除日につきましては、詳細はちょっと手元にはございませんが、10月20日以降、10月中であったと記憶してございます。

次に、2点目の具体的な内容につきましては、主桁の腐食を補い、落橋を防止するための仮受け台を橋の両側に設置しております。そのほか大型車を制限するため幅員を狭める目的で橋の両側に車どめポストを設置しているところでございます。

3点目の費用と財源につきましては、工事請負額で369万3,600円、そのうち55%に国の交付金を充当してございます。

次に、4点目の通行可能重量の解除の見込みを含む今後の計画でございますが、通行可能重量に関しましては、従前と同様に4トン車未満としており、今後は飯積橋に近接し、都市計画マスタープランで補助幹線道路として位置づけられている町道02—012号線の整備について、新橋の整備も含め早期完成に向け事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、3点目の子育て支援施設に関連して施設で行う事業の名称と、それから運営体制についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

新施設で行う事業につきましては、これまでも説明させていただいておりますが、町では子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業や子育てに対する保護者の相談を受けるとともに、子育てに関する情報を提供する利用者支援事業、子育てに協力したい人と協力を必要としている保護者を対象としたファミリー・サポート・センター事業、妊娠期から母体を見守り、出産に備えた準備指導や

産後において母子サポートを行う母子保健事業との連携、世代間や地域ぐるみで子育てを応援する子育てボランティアの事業等、子育て世代を包括的に支援し、子育てに対して孤立させない取り組みをしております。

今後、このような取り組みを新施設で行うとともに、隣接する岩橋保育園との連携や地域のボランティアの方の活動など、子育てを応援する側、される側にとって利用しやすく、相談しやすい、そして子育てを通じて町民の皆様がつながりを持つことができるような事業を実施していきたいと考えております。

新施設の職員などの体制につきましては、検討をしているところでございます。現在子育て支援として実施している事業は、主にこども課と健康福祉課の保健センターにおいて実施しており、こども課では保育士など、保健センターでは保健師、栄養士、歯科衛生士が連携しながら行っております。新施設においても、個々の相談にきめ細かく対応できるような人員配置とするよう運営体制を検討してまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 1 番議員、濱口信昭君。

○1 番（濱口信昭君） 1 番目の防災無線に関しては、一応実現のめどがしっかり立っているということで非常にありがたいことだというふうに思います。ここで、1 つ要望として申し上げたいんですが、テレフォンサービスについては年内、メールサービスについては来年の4月ということで今お話をいただいたわけなんです、それをやっぱり周知する時期というのはできるだけ早目に。要するに聞かれて回答ではなくて、町のほうから積極的にですね、先手先手でこういった案内をするということが重要だと思うんです。そうすることによって町民の町に対する信頼というものが上がるんじゃないかというふうに思いますんで、そういう点からも、ある事をやると決めて、それは町民のためになるとお考えであれば、できるだけ先手先手で知らせると、広報するというようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、私が要望した内容を実現するという事なんで非常に安心をいたしました。

それから、飯積橋の件なんです、実際もう通れるようになったんだから、これでいいと言えいいんですけれども、実はちょっと気になりましたのがですね、これは多分老朽化で危険性があるということがわかったのはたしか4月の終わりぐらいだったかなと思うんですね。それで、通行どめになったのが5月10日。じゃどれほど危険だったのかなということを考えたときに、わかってから5月10日まで、その間は安全で、それ以降は危ないというのは、これもちょっとおかしな話じゃないかなと思います。それとですね、この通行どめの案内というのは多分一般の人に知らされたのは6月の「広報ニューしすい」であったんじゃないかと思います。要するにもう通行どめが開始された後に知らされたという結果、そういう受けとめ方をした人が大部分だったんじゃないかというふうに思っております。これも、先ほども申し上げましたように、やっぱりこういった町民に直接関係のあるものというのは先手先手で早目に情報を提供しないと、やっぱりせっかくやったのにかえって信頼を損ねるような、こういう事態になりかねないんじゃないかなというふうに考えます。

それとですね、実際にやられた工事がどれほど大変な工事なのか私にはわかりませんが、5

月10日に通行どめになってというか、4月の終わりに通行どめにせざるを得ないという状況が見つかって、実際に始まったのが8月25日ということで、これは長いのか短いのか私にはちょっと判断のしようがないんですけれども、こういうのも「通行どめになりますよ」と言ったあたりで、開通の見込みとか、そういうところまでお知らせしてやる。実際に書いてあった案内では「5月10日から当面の間」というような表記になっておりました。だから、これもやっぱり、えっ、一体どうなるんだと。町民に対して疑問を抱かせるような、そういう書き方のはやっぱり避けたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

そして、今現在通行できるようになっておりまして、橋の上というか、橋梁の前後に大きな丸い筒みたいのがこうあって幅制限がされているわけです。先ほども言いましたように、私、結構あのあたり歩き回っているんですけれども、普通の人はすっと通り抜けるんですけど、ちょっと大きな車になる、やっぱり女性の方なんかはかなりスピードを落としてよろよろしながら通っているような状況が見受けられるんで、そこいらの通行状況もよくごらんになって、どういった方法がいいのかちょっと考えていただければなというふうに思いました。

それから、3番目の子育て施設の話なんですけど、私なんで今さら、各、どういう事業をやるのかとお伺いしたのはですね、町長が今回、選挙はなかったんですが、立候補されるに当たって、その前に新千葉タイムスですか、そういった新聞みたいなのにインタビューにお答えされておりまして、その中で「新しい施設をオープンさせ、妊娠期から子育てまでトータルな相談を受けられるようにしたい。4事業を展開する予定です」と言われたので、あっ、4事業を展開するというのは今まで私が申し上げたことと全く一緒のことだなと思って、それで実際にはどういうふうにするのかというのが知りたかったんでお伺いしたわけです。4事業のうちの母子保健事業については、連携をするだけだということでやっぱり変わっていないのがちょっと残念だなという気がしております。それとですね、その組織体制と人員配置、これは本当の意味でもう少し4事業に突っ込んでいただきたいなというふうに思いました、やっぱりこども課だけでだめだというわけではないんですが、やっぱりここはこども課、それから健康福祉課、保健センターですね、そこの枠を取り外して、どういうふうに業務をやり合って、連携というんじゃなくて一体になっていけるような、そういう体制でやっていただけないかなと思っています。要するに縦割りだけでやるんじゃなくて、もう少し横の連携じゃなくて、横のつながりをですね、緊密にしてやっていただきたいなというふうに思いますんで、まだこれからいろいろ考えられることもあると思いますんで、そういったことを少し考えていただいてやっていただければというふうに思います。

質問としては特にございませんので、私これで終わりにいたします。

○議長（佐藤修二君） それでは、1番議員、濱口信昭君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午後 1時55分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 2時05分)

◇ 須藤伸次君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に、2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） 2番議員の須藤です。よろしくお願いします。その前に、小坂町長、V4おめでとうございます。ここで万歳すると始末書書かないといけなくなっちゃう。

私のほうからは、質問事項は2つです。1つは、人事行政運営について。平たく言うと、職員の方の話です。近年、一般業務以外にイベント等がたくさんあり、職員の勤務状況が厳しくなっているのが幾つか感じられます。イベント自体がたくさんあることは、町が活性化するということにもつながり、私としては大変大賛成です。

質問1、現状の職員数が174名と伺っております。そういう中で非常に仕事が多岐にわたっていることから、有給休暇が完全にきちっととられているだろうか。また、残業の実施状況がサービス残業等、そんなことがあったりはしないか等について伺います。

2番目、職員数がいささか少ないと感じていますが、10年ぐらい前から比べると、かなり、雰囲気ですけど、二、三十人に減っているのではないかなんてというのが感覚。あくまで感覚ですけども、そういうふうに思っております。そこで現状がどうなっているのかということと、それとそれに伴って職員の方の人件費と予算の歳出の総額の人件費率がどの程度のものなのかということ伺いたしたいと思います。

3つ目、職員数が少ないことによって、本来の業務がここには雑とって、ちょっと失礼な言い方になっていきますけれども、手が回らないというような部分もあるのではないかと。そういうことによって外部に委託に出すようなことによって、また通常の経費にさらにふえる結果につながっているのではないかと。その辺のことを伺いたしたいと思います。

2番目、「まつり」についてです。町内、酒々井町の「まつり」についてです。酒々井の「まつり」自体は、ことしで2回目になりますけど、千葉氏まつりが新しく加わって、非常に充実してきていると思っています。千葉氏まつり、ふるさとまつり、新酒祭、商工会夏まつり、B-N e tとか、またJRの公園というんですかね、あそこで、輝く酒々井町云々というようなフェスティバルが行われてきていますけれども、そのお祭りに対しての補助金がどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

それと、2番目は、ふるさとまつりと新酒祭が同時開催しているため利用者の不便、出店者の作業に支障が出るなど厳しい状況とを感じるが、町はその辺どのように今後考えているのか伺います。

3番目、それに伴ってですね、ふるさとまつりと新酒祭、初日は午後天候に恵まれないにもかかわらず、ブルドックスのデータによりますと、5,000人ほど集まったというふうに耳にしているんですが、逆に2日目は天候には恵まれてはいるんですけども、逆に4,000人ほどだというふうに聞いています。それは、新酒祭とふるさとまつりが重なったから当然と言えば当然なのかも知れませんが、日にちをずらして見ることによって、イベントに厚みも加わりますし、また出店者も体が1つ、2つしかない人たちにとっても、会期を別々にすることによって非常に都合がいいんじゃないかと。そういうふうに思っている次第で、その辺の日程をずらしてみたらどうかということが最後の質問です。

以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、2番議員、須藤議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の人事行政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の有給休暇の取得と残業実施状況についてのご質問でございますが、派遣職員を除いた在職職員の平成29年1月から12月1日までの有給休暇の取得状況は、全体で1,235日。平均で7.2日でございます。また、4月から10月までの時間外勤務手当支給時間数は、職員全体で9,262時間、月平均10.4時間でございます。

2つ目の職員の採用については、国の定員モデル数等を参考に行っておりますので、単年度に多くの職員を採用することは困難ですが、5年から10年ほど先の職員の退職者等を考慮しまして効率的な配置により業務に支障のないよう計画的な職員採用に努めているところでございます。

人件費率につきましては、平成28年度の決算統計における職員給等に係る経費としまして、約20.2%となっております。

3点目の職員数の減少による業務への影響について、業務がおろそかになるようなことがないように研修等による職員のスキルアップや事務の効率化等に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、今の人事行政運営につきましての3点目の外部委託が経費の増額につながっているかどうかという点につきまして、あわせて2つ目の町内の「まつり」の千葉氏まつりの補助金額の関係を2つお答えさせていただきます。

3番目のご質問の外部委託経費についてお答えしますが、平成26年度から平成28年度の地方財政状況調査の決算額のうち委託料の支出額につきましては、平成26年度で5億8,974万円、平成27年度で6億8,960万3,000円で、前年度より9,986万3,000円ふえてございます。また、28年度につきましては、7億1,746万7,000円となっております、さらに27年度よりは2,786万4,000円ふえたということになってございます。

増加の主な要因といたしましては、個人番号制度導入によりますOA業務の増加や工事関係の設計経費、また計画策定のコンサルタント経費、住民健診業務の増加等臨時的な専門的業務の外部委託の増加によるものと考えてございます。なお、経常的な業務委託につきましては、今後とも財政健全化の面から経費の削減に努めてまいります。

続きまして、先日行いました第2回の酒々井・千葉氏まつりにつきましては、町民としての誇りを高め、郷土愛への愛着と次世代の移住定住の促進、町民活躍の場づくりを提供するため579万6,000円の補助金を交付したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 住民協働課長、清宮高由起君。

○参事兼住民協働課長（清宮高由起君） 私からは、ご質問の2番の1点目、補助金額についてですが、

町では住民が行う自発的な公益活動である住民活動に対し、3年間で限度に補助金を交付しております。新酒祭及びB-N e t子ども夏祭りについては、平成20年度から平成22年度まで各年度それぞれ20万円を交付し、3年間でそれぞれの団体に対し、合計60万円の補助金を交付しました。なお、この補助制度につきましては、3年間で自立をしていただくという目的の補助金であります。したがって、両団体に対して、現在は補助金を交付しておりません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは2点目の町内の「まつり」、ふるさとまつり、商工会夏まつりについてお答えいたします。

ふるさとまつりについては、ふるさとまつりの実行委員会へ、まつりの運営等に255万2,000円の補助金を、商工会夏まつりには商工会へ商業振興推進事業補助金として45万円を補助しております。

2点目のふるさとまつり、新酒祭については、相乗効果を図るため酒々井の秋祭りとして同日開催をし、来場者の利便性を高めるためシャトルバスを運行したところでございます。運営については、それぞれの実行委員会で行っているところでございますが、作業に当たり貨物車両の利用調整に苦慮したところでございます。

なお、3点目の次回の開催については、本年度の状況を検証させていただき、実行委員会で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） それでは、私のほうから2番目の質問をさせていただきます。この一般質問するに当たって、お隣の栄町の状況を確認したところ、職員数は平成28年度4月現在233名、酒々井町とは違い、そのうち消防職員がその役場の職員の中に含まれております。それと、再任用職員という週5日勤務の人が7人含まれていると伺いました。そういったしますと、私が思っていたイメージとちょっと違ったんですが、酒々井町の人数というのは今174名、そして再任用職員はゼロ、そしてこちらは栄町のほうは233名なんだけれども、消防職員が47名、そして再任用職員の人が7人含まれるとあって、こうやって計算するとほぼ一緒なんですね。ですので、人数的な部分については、そう両方で大きく隔たりがあるわけではないんですけども、ここで2つ。

1つは、先ほど申しましたように、役場の職員の人がことしの4月ですか、6人か7人の方が新入社員として入られて自己紹介を受けたことありますけれども、数年前からほとんど、採用が少なかったような気がしています。それで、人数的な部分は、バランス的には栄町とそう変わらないんですけども、やっぱり2つというのは、1つは年齢的なバランス。やっぱり若い人も入ってもらわないことには20年先、30年先の強力な戦力に育てることが必要ですし、大事なんですけれども、そういう人たちもまた大事ですけども、逆に退職、58歳ぐらいで退職される方、数年前から非常にふえているように聞いておりますけれども。要するに僕が思っている、というか質問したいのは酒々井町で役場の職員として30年、40年と、30年か35年近くいろいろこう努力されてスキルアップしてきて、いや、まだまだ若いのに、能力があるのに、そういう人たちが勇退して、そしてフレッシュな若い人が入ってくる。そうしたときに、

やっぱりうまくその辺のスキルが今の中堅ないしは若手にレクチャーというか、浸透していけているのかどうか。また、逆にいかなければ、やっぱり質的向上も期待できませんし、本来の先ほども言いましたように、イベントがたくさんふえると非常に手薄になっちゃう。本来の仕事が手薄になっちゃう。ですから、本来の部分についてはさらに精度を上げて、町長がよく口にして、非常に質の高いハイクオリティーなね、布陣をしいて、にぎわいがあるまちづくりをさらに推進してもらいたいと。そういうことを期待して、再任用職員や嘱託職員、または臨時職員というのをふやす。ふやすというか、酒々井町にとっては再任用職員の人はゼロ人。ないんですけれども、そういうことをとってみたいかがかということがございます。その辺をぜひ考えがあるのかどうか質問します。

そして、2番目はお祭りの件なんですけど、千葉氏まつり、これは非常に先ほど同僚議員も言っていましたけれども、酒々井町の顔になるようなお祭りではないかと思って、まだ2年なんですけども、これを着実に継続していただきたいと思います。あわせて農業に携わっている方がたくさんいらっしゃいますので、ふるさとまつりも同じくそうです。商工会夏まつりというのはまたこれは別で、商工会がイニシアチブとして行うものなんです。ですから、この千葉氏まつり、ふるさとまつり、商工会夏まつりというのが非常に実行委員会があったり、そして商工会の幹部の方が動いてくれたりしてはっきりしているんですけれども、新酒祭とかB-Net子ども夏祭りという部分については、この補助金というのが20万掛ける3年で、もう補助金が今交付されていないというような話を伺っているわけなんですけれども、私は酒々井町というのはアウトレットで酒々井町というのが知名度上がったという話も、あとはインターチェンジということできょう議員の人が言っていましたけれども、本来酒々井町のシンボル、酒々井というのはやっぱり酒と水だと思えるんですね。そういう中で、要するに新酒祭をやっぱりちょっと形の、民間と言えば民間なんですけれども、要するに酒々井町のまちおこしの一環として顔にするような計画を考えてみてはいかがかと。どうも酒々井町というのは、いや、落花生は富里だ、いや、八街だとか、落花生とかスイカはそういうところであって、酒々井町というのは、そういう目新しい商品というか、そういったものがない中において、やっぱり顔になる、お祭りが1つでは千葉氏まつり、もう一つでは新酒祭みたいな感じであつたら、さらにですね、要するに酒々井町の町民だけじゃなくて、佐倉ですとか八千代台とかあちらのほうから電車でお祭りに参加というか、来てくださっている方がかなり年々ふえているというふうに聞いておりますので、その辺のことも踏まえて、今後このお祭りについてどういうふうに対応していくのかというのを、特に新酒祭について伺いたいと思います。

これが、以上2つが2回目の質問です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） まず、人事採用についてでございますけども、先ほどちょっとお話ししましたけど、まず国の定員モデルというのがありまして、国のほうでこういう人口の規模ではこのぐらいの職員数が適当であると。そういったモデル数というものがまずあります。また、最近ですと、国のほうですと、自治体に交付税を配分するに当たってトップランナー方式というものを導入しまして、なるべく外部委託することによって経費の削減ですとか、業務の効率を上げています。そういうところをトップランナーと称して、そういうところを基準にして交付税の配分を決めていると。そういったところもありますんで、安易に職員をふやすということはなかなか難しいところがございまして、また先ほど申

上げましたとおり、5年、10年先のですね、職員の退職者数を考慮しながら人員の配置等を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 住民協働課長、清宮高由起君。

○参事兼住民協働課長（清宮高由起君） 新酒祭につきましては、先ほど申しましたように、公益活動補助金は3年間で打ち切られたんですが、これは酒々井すいすい倶楽部というところが4年目以降も自立をする努力をされてきてですね、現在は飯沼本家や協賛企業等を募りまして自主運営ができていますということでございますので、資金的な面はそういった面で自立をしておりますので、町としても観光振興という面からですね、何か側面的支援できることがあれば、今後も支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） 先ほど副町長が非常に安易に、短絡的に職員をふやさないわけではないというようにおっしゃっていましたが、私は長期的な見地に立って、それと要するに今まで以上に、今も現職で働かれている方がいらっしゃいますけども、優秀だとは思いますが、ただ、さらにレベルアップして質の高い、自己啓発というか能力を高めてもらいたい。それには、やっぱり先ほど言ったように、勇退する人たちを、ただ勇退させるのではなくて、やっぱりしっかり押し切るところは押し切ってもらって、それは2年で、3年であるかわかりませんが、そういうふうな体系ですね、体系というか体制を組んでみてもいいんじゃないかということなんで。別に、いたずらに安直に人をふやせばいいんじゃないかというような、そんな低次元な話を私はしているつもりありません。もう一度、副町長に並びに町長にご返答願えればと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） そういう視点でございますれば、今年度もお二人アドバイザーとしてですね、退職後の職員に今行政運営に携わっていただいておりますので、そのような形でですね、スキルを退職後も活用していただくということは今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問が終了しました。

◇ 江 澤 眞 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に10番議員、江澤眞一君。

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番（江澤眞一君） 10番議員の江澤です。冒頭、小坂町長におかれましては、4期目のこの4年間の町政でございます。第5次総合計画後期基本計画、着実にですね、なし遂げますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日最後の質問者ということで、職員の皆さん方も大変お疲れのことと思いますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

まず、きのうテレビで今回の安倍政権の中で、教育とかそういうので、無償化ということで掲げて、この間選挙をやりました。その中で1つ、1点気になったのは、保育の関係でゼロ歳児から5歳児までのですね、その予算についてということがまだ決定していないと、どのように捻出するかというようなお話がありました。特に認可外保育に対しての補助金が全く今の状況では出せないんだと。そういう中で、ある教授は、実は認可外保育に預けている親というのは保育料も一番高い世帯であると。そこにもうちょっと厚く国が面倒を見るべきではないかと、そういうような発言をなさっている教授がいました。まさしくそういう面では、例えば千葉県もそうですけども、大都市がああいう保育に困っているわけですね。だから、地方ではそれほど困っていないと。それは国でやるんでなくて、各市町村にそういうのを任せて、要は交付金をやってその自治体でもって、うちは保育に使いましょう、うちは何に使いましょうと、そういう分けたほうがいいたろうというような提言をなされていました。私も、それを見ていて、ああ、なるほどなと思いました。そういう面では、うちの町は例えば保育所もですね、特に待機がいるわけでもないしですね。そういう中で、国がこうだからと、じゃ一緒にやるのかというよりも、じゃうちの町が今何が必要かと思えば、私はこの高齢化社会に向けてのやっぱり福祉ですね。これから一般質問入りますけども、介護関係とかを重点的にできるような、そういう方向に行くべきだと思うんですね、ぜひ町長も何か会議があればですね、そういう主張していただいて、各うちの町が使える、お金をいただいて、どう使おうかというのは自由という裁量のもとというようなこともね、機会があればぜひ言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今回2点の質問を行います。まず、1点目が介護保険事業についてということで、これは平成12年からこの介護保険制度がスタートしたわけですね。そういう中で年々、これは実は平成37年か、2025年問題、酒々井町ならずとも全国的に迎える、そこに向けてですね、どうやって高齢者と介護を持っていくかという、その中で平成12年にスタートしているこの介護保険事業であります。そういう中でことしの5月にですね、介護保険法が改正になりました。それで、6月に私一般質問した中で、来年度もううちの町もですね、介護保険事業を4月からスタートをさせなければいけないわけですので、そういう面ではこの12月というのは予算を含めて、もうある程度事業の内容がね、3月議会、町に提案するもう準備にも、最終段階に来ていると思うんですね、確認の意味も含めまして質問したいと思います。

まず1点目が、この介護保険法の改正により変わった点を伺う。また、町の対応について具体的に伺うということでございます。

2点目がですね、この酒々井町介護保険事業計画について、来年度から3カ年の計画を伺う。

3点目が、介護保険料の金額についてということで、酒々井町は県内でも下から2番目という、大変そういう面では優秀な、優秀という言い方もおかしいですね。大変対応がいいなと思っていますので、改めてこの介護保険料、次年度からどうなるのか、考え方を伺うものであります。

4点目が、来年度からですね、共生型サービス事業。これは高齢者と新しいこれは一つの目玉といたらいのかな。高齢者と障害児の方々がですね、同一事業所でこういうのもやりましようという、国の提案なんですけども、これはすぐにできるものではないんだけれども、これは大変目玉になるような、これからも必要な事業と思うので、それについての町の対応について伺うものであります。

2点目がですね、選挙時の投票所についてということで、さきの衆議院選挙、また町長選は無投票で

ございましたけれども、私、特に感じたのは第2投票区、細かく書いてありますけれども、についてはですね、大変広範囲で有権者数が増加傾向にあると。この間「広報ニューすい」では3,477名と大変な有権者の方々がですね、特に集中しているなという感じを受けました。そういう中でですね、駐車場がないという書き方しちゃったんですけども、あれが駐車場なのかちょっと私わかんないんで、特に狭いんですね。また、51号に面しているということで、じゃ交通量もすごく多いわけですね。そういった中で、たくさんの人たちがあそこにこれだけの人たちが集うという場所としてどうなのかなというふうな考えのもとにですね、今回この質問をさせていただきます。

投票所まで行くのに大変不便であると考えています。そこで、新たな投票所を検討すべきと考えるが、町の考え方を伺うということで、再来年にはですね、参議院選挙もございますし、あと県議会議員選挙もあります。それから、また再来年4月には統一地方選挙もありますのでですね、ぜひ選挙管理委員会とも検討してですね、すぐにではなく、1年間かけて検討してみてもどうかということで質問をさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、10番議員、江澤議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、1点目の介護保険事業についてのご質問についてお答えをいたします。

初めに、今回の介護保険法の改正につきましては、地域包括ケアシステムを深化、推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするための見直しを行うものでありまして、一部を除いて平成30年4月1日から施行するとされております。

具体的には認知症施策の総合的な推進や第1号被保険者の介護給付費及び予防給付費について、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割にすること等が定められております。町としましては、認知症総合支援事業として認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員を配置することにより、認知症の初期段階における対応や認知症の方を支える家族への相談体制の強化等支援体制の構築を図ってまいります。

また、給付費の3割負担の基準につきましては、政令で定めることになっておりますが、現時点での国の資料によりますと、合計所得金額が220万円以上かつ年金収入プラスその他合計所得金額が340万円以上とされております。なお、この3割負担につきましては、平成30年8月1日施行となっております。

次に、平成30年度からスタートする第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしており、100年安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みを示していきたいと考えております。

次に、介護保険料につきましては、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する中で、酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会での議論も踏まえた上で慎重に検討してまいります。

次に、共生型サービス事業につきましては、デイサービス等について、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスを位置づけることとしており、具体的には介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるものがございます。これにより、障害者が65歳以上になっても使いたれた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。具体的な基準や報酬につきましては、国の審議会等において検討しているところであり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私は、選挙管理委員会書記長ですので、2点目についてお答えさせていただきます。

選挙当日の投票所につきましては、町内にある全ての投票所、8カ所ですけれども、どうすべきか常に検討しているところでございます。ご質問のとおり、第2投票所は広範囲の地区を対象としており、駐車場も投票所脇の空き地を所有者の方からご厚意により無償でお借りしているところですが、駐車スペースが不足している状況でもあります。しかしながら、第2投票区は現在のところ駐車場を十分に確保し、かつ投票所として利用できる施設がほかにありませんので、現在の施設を投票所としているところでございます。当日の投票所につきましては、設置場所、投票所としての建物の構造、有権者数などを勘案し、今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 10番議員、江澤眞一君。

○10番（江澤眞一君） それでは、再質問を行います。まず最初、介護保険事業の中でですね、3割負担になる人の話は、年金関係でも高額の方々を対象というのはわかりますけども、1点、その3点目の介護保険料なんですね。というのは、国保も、全協でこの間も示されたように、国保も今上がるわけじゃないですか。それに伴って介護保険料も当然、6月のときは担当課長からもその辺も含んだような答弁を6月議会でいただいたんですけども、実際そうなると負担がふえるわけですよ。そういう中で、じゃこの辺いつごろ決まるんでしょうかね。というのは、やっぱりこれはもう3月ごろ決まるというわけにもいかないんで、具体的にこれも審議会いつ開かれて、いつごろ決定するのか。上がるとしても、事前にですね、やはり少しは町民の方々にも私は説明しなければいけないんじゃないかと。聞かれても大変困るところなんで、3月議会にいきなりぽんっと出されて、もうこうなりますよとぽんっと言われて、審議してくださいと言ったときに、もう4月からスタートする事業であるんでね、その辺も、もうじゃ今の現状、動向がどうなのかは改めて聞きたいと思います。

それと、この共生型サービス事業というと、例えばうちのエコトピアさんなんかはこれに当てはまるのかどうか。その辺の意向もですね、担当課のほうで把握していれば、受けるあれがあるのかどうかもですね、あわせてこれも伺いたいと思います。

選挙区の関係なんですけども、なぜこの第2投票区に私こだわったのかというと、投票率が、人数も多いと言えばそれまでですけども、この間衆議院選で44.58%なんですよ。50%……。この中で、投

票所の中で一番低い投票率となっているわけなんですね。どう見ても、ここにいっぱい書いてあるけども、ちょっと地区がですね、これはどう見ても、私は適正とは到底思えないんですね。やはり先ほども、午前中も平澤議員も言っていたように、やはり私選挙にはもう一人でも多くの町民に参加してもらいたいとすればですね、やはりの町のサービス事業という考え方をもってですね、投票率上げるのには、じゃ何かしなければ私はだめじゃないかと、そういうことですね、特にこの投票所はですね、もう成田市との境目のところからあるんですね。あそこからですね、例えば交通手段がバスがあるわけでもないしですね、あそこまで来るのにですね、私は大変な労力を要するんじゃないかと思えます。宗吾霊堂、坂の上の人がですね、あそこまで来いと言ってもですね、坂おりてまた上ってという、あの距離とか考えればですね、私は。じゃ、電車で来いと言えぱですね、また京成駅からも歩くと。帰りもあると。やはりこれはですね、絶対改善しなければならないというふうに私は思っています。というのは、今馬橋地区なんかは、今馬橋の青年館でやっていますけども、あそこにしたことによってですね、ネオポリスの人たちも大変選挙に行きやすくなったと。アイビの方々も、あそこに投票所があるから行きやすくなったと。そういうふうによつぱり変えてきたわけじゃないですか、町も。やはりそういうことを勘案する、考えればですね、私は特にこの第2についてはですね、今すぐとは言っていないんで、さっき言った再来年には選挙が3つもあるわけですので、それに向けてですね、これは私は現状でいいというんではなくてですね、まず変えるというその方向性の中で、じゃどこにしようかということをもっと考えて、それを提供して地区の人たちにどうですかくらいお諮りをしてですね、例えばアンケートをとるとかして。さっき平澤議員が言ったように、だったら例えば下宿青年館に期日前何日に行くとかと、そういうふうに戻ることも一つの手段であってですね、私は、そういうのを考えながらですね、進めるべきと思っています。じゃ投票率を上げるためにはどうしたらいいかという、その問題をもうちょっと考えていただければと。役場に、そういうところ、場所ありますよといったって、なおさら遠いじゃないですか。その辺というのは、私はこれは行政としての一つのね、仕事の一つだと思うんで、改めてもう一回その点あわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから、介護保険についての再質問にお答えさせていただきます。

1点目の第7期介護保険事業計画策定のスケジュールでございますが、今現在、案として考えておりますのが、1月に第1回の高齢者保健福祉計画の推進懇談会、こちらを開催する予定であります。それで、2月に一応その案をもとにパブリックコメントを実施いたしまして、そして2月に第2回のまた懇談会、そして、また条例改正が必要でしたら3月の議会のほうに条例の改正の上程をさせていただきたいと考えております。

また、もう一点の共生型サービスでございますが、こちらにつきましては、まだ共生型サービス事業所としてはっきり明確に国のほうで示されたわけではございませんが、私どものほうである程度の情報で行きますと、ホームヘルプサービス、またデイサービス、ショートステイなどが対象になるものでないかなというふうになんかちょっと考えられます。それでいきますと、エコトピアのほうは今現段階ではデイサービスとかショートステイなども行っておりますので、これを今後もし障害者のほうの、障害者福祉

のほうの申請をされれば、そちらのほうの共生型サービス事業所として位置づけられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 第2投票区の投票所の関係でございますけれども、現在第2投票区は先ほどありましたように、大崎自治会館をお借りして行っているわけでございますが、これを違う場所にした場合、考えられることは、住宅地の密集がないあるいは地形的な問題で坂道であり、選挙人に負担がかかる、あるいは選挙での毎回の借用は難しい、あるいは建物の構造で2階建ての場所になる可能性もあるというようなことが、ほかの場所にした場合には考えなくてはいけないことだと考えております。また、投票所をふやすというような考えでございますけれども、こちらにつきましても建物の構造あるいは駐車場の関係、投票が多い場合ですね、一つの選挙で2回、3回という、衆議院、参議院そうですけれども、参議院は2回ですけれども、投票が多い場合への投票所のスペースの問題、あるいは投票管理者、立会人、事務従事者の確保の問題、それと経費の問題があります。そういったことで、従来からの今の場所をお借りして投票所としていることでございますけれども、今後もこの件に関しましては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 10番議員、江澤眞一君。

○10番（江澤眞一君） 介護保険関係なんですけど、6月に一般質問したときにもですね、もう来年度に向けてという中でお話ししたと思うんですけども、もう4月からスタートするんで1月に第1回目開くということで、これはどう見てもですね、私的には。5月に法改正になったんだからちょっと遅いんじゃないかねえか。もう一回くらい、もうやっているのかなと思ったんですね。1、2、3月で、これは3月に総まとめして、4月から、はい、スタートしますよという事業の中でですね、ちょっと遅いのかなというのが正直なところなんです。であれば、3月議会に上程されるわけですよ。介護保険料とかもんであるし。そういう中ですね、どうなのかなと思いますけども。もうそういうふうに決めてあるんですかね、まあしょうがないんで。決まった時点でまたいろいろお話を聞かせてもらうしかないというのが正直なところなんです。その辺でもう少しスピードアップといっても、もう12月なんです。その保険料がまだ全然決まっていない状態みたいなので、なるべく負担にならないような状況を要望しておきます。

それと選挙関係なんですけれどもね、もう予算と言われちゃうと何も言えなくなっちゃうんですけども、でも、これは全て町の予算じゃないじゃないですか。選挙に関しては。町の一般財源で全部やれという話だったら私も考えますけどもね。そうではなくて、例えば具体的に言えば宗吾霊堂の駅の回りとかね、下岩の人たちとか、具体的な、私の個人的な意見ですよ。とかという思いがあるわけですね。だから、もう一カ所につくってほしいんですね。私、個人的な意見としてね。それで、それに対してはその立会人といろんなお話もございました。でも、それは例えば選挙管理委員会で委員会があつてですね、人はだつて、例えば自治会長さんなりできると思うし、期日前投票を前もって繰り上げてここでやりますよと周知しておけばですね、だつて各青年館とかあるんだから、そこでやればいいと思いません。私はできると思いますよ。伊篠だつて青年館あるし。下岩橋にもあるしさ。そういうことを私はお願いをした

いんでね。そのため、集会所を何か利用する分には負担にならないような気が。私の記憶では、昔何か下岩でやったような記憶が、私のかすかな記憶であるんですけどもね。そういうのも1つ検討して、もう一カ所ぜひですね、私はふやして、ふやすという方向でですね、ぜひ検討してもらいたいと思いますんで、これは要望で終わりにしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、10番議員、江澤眞一君の一般質問が終了しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時55分）

平成29年第6回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年12月20日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第1号ないし議案第14号総括審議
(委員長報告及び質疑・討論・採決)
 - 日程第3 請願の件
 - 日程第4 常任委員会の閉会中の継続審査の件
 - 日程第5 発議案第1号ないし発議案第3号
-

本日の会議に付した事件

日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議案第4号

出席議員（16名）

1番	濱 口 信 昭 君	2番	須 藤 伸 次 君
3番	酒 瀬 川 健 一 君	4番	那 須 光 男 君
5番	御 園 生 浩 士 君	6番	川 島 邦 彦 君
7番	齊 藤 博 君	8番	内 海 和 雄 君
9番	佐 藤 修 二 君	10番	江 澤 眞 一 君
11番	平 澤 昭 敏 君	12番	越 川 廣 司 君
13番	竹 尾 忠 雄 君	14番	地 福 美 枝 子 君
15番	小 早 稻 賢 一 君	16番	高 崎 長 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町 長	小 坂 泰 久 君	副 町 長	飯 塚 光 昭 君
教 育 長	木 村 俊 幸 君	教 育 次 長	大 崎 智 行 君
参 事 兼 企 画 財 政 長	岡 野 義 広 君	参 事 兼 住 民 協 働 長	清 宮 高 由 起 君
参 事 兼 経 済 環 境 長	芝 野 芳 弘 君	総 務 課 長	大 塚 正 徳 君
税 務 住 民 長	鳩 貝 剛 君	健 康 福 祉 長	河 島 幸 弘 君
ま ち づ く り 長	板 垣 一 成 君	上 下 水 道 長	黒 田 光 利 君
農 業 委 員 会 長	岩 井 尉 行 君	こ だ も 課 長	七 夕 夕 美 子 君
学 校 教 育 長	玉 井 清 人 君	生 涯 学 習 長	福 田 良 二 君
会 計 管 理 者	木 村 修 一 君		

本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	鵜 澤 勝 己	書 記	五 代 より 子
書 記	齊 藤 良 尚		

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事はお手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 齊 藤 博 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） おはようございます。7番議員の齊藤博でございます。ただいまから一般質問を行います。その前に、今回の町長選挙におかれまして、無投票ながら当選をなされました小坂町長に敬意を表します。今後4年間、町の発展のためにご尽力されますことをご期待申し上げます。今後も、私は、町長の意見と違うような場合が出てくるかもしれませんが、私は私なりの判断と意見で申し上げております。私なりの町民のためというような思いで意見を述べております。その点をご容赦いただきたいと思っております。

一般質問に入ります。大きくは5点でございます。執行部におかれましては、簡潔明瞭にご答弁をお願いするところでございます。というふうに、ずっと私10年も述べてきたわけですが、最近ちょっとこれは余りにも形式的に過ぎちゃっているなど。本当に言葉の意味が伝わっていないんじゃないかというふうに最近感じております。といいますのは、私は一般質問する際には必ずといっていいほど担当課にその内容を説明をし、その答弁なりを求めているのでありますけれども、各課長あるいは下位にお会いし、その説明をするわけですが、その後、それを突っ込んでどういうことだということを聞いてくれる、そういう課長さん方がないとは言えませんが、ほとんどありません。第1回目の答弁は、そういうわけですから、私が本当に聞きたいこと、これとは完全にずれた答弁が参っております。したがって、私が2回目にそのような答弁を求める、そういう形になってしまっておるからであります。お互いに議論というのは、私はいつでも課長さん方の聞き込みなりをお待ちする態勢はできておまして、私がどういう話を、どういう質問をしたいか。その本質をつかんでいただいて、それを1回目の答弁の中から反映をしていただきたい。そのように願うものでございます。ちょっと前置きが長くなりました。失礼します。

本論に戻ります。一般質問の最初は、税収の確保についてと、もう一点福祉関係のことについてお尋

ねをいたしますが、これは今回の町長選挙に当たって、小坂町長が選挙公約として掲げられたものの中、幾つかの点があったわけですが、その中で私どもが今まで余り耳にしなかった、そういう事柄の具体的な内容、あるいは見込み、できれば根拠、これを伺うものであります。1つは税収の確保、もう一点は全世代型福祉のシステム化という言葉についてでございます。

私は、じかに見ておるわけじゃありませんで、毎日新聞の新聞報道、この記事に従って質問させていただきます。内容がずれている部分があるかもしれませんが、それはご指摘を受けながら答弁をお願いしたいと思います。

まず、税収の確保についてであります。酒々井町にとっての税収、その想定はアウトレットを核とした南部地区、この状況次第であることは言うまでもありません。この点について、町は平成27年9月の行政報告以来、細やかな想定額等については公表がなされておられません。その27年9月の行政報告によれば、私の分析では平成30年度をピークにして減少し始め、平成34年には2億8,000万程度になる。そういう想定をされていると思います。今回の議会に当たって、町長の所信表明ではアウトレットの増設、あるいは未利用地への企業誘致等により増収を図るといった旨の発言がありましたが、町長が描くその額、あるいはその見込みとなるもの、それをお示しをいただきたいと思います。

今までの私への答弁に対しましても、当初の想定である7億円増収、これは最終的な想定だというお答えをずっとされておりました。私は、今任期中、今後4年の見通し、根拠、それなりにお示しをいただきたい。7億円は実現するのか、その辺の所信があれば、お答えをいただきたいと思います。

次に、全世帯型福祉のシステム化についてであります。後で各新聞読みましたら、毎日新聞だけがこういう表現をしております、これは毎日新聞の記者の受けとめ方なのかなとは思ったんですが、この言葉自体が今まで町長からお聞きしたことのないフレーズでございましたので、その中身を伺うものであります。小坂町長は、先進福祉千葉県一の公約、これを8年前にされました。以来、小学生への、あるいは小中学生への医療費助成等進展もありましたが、高齢者や障害者に対する施策にはふれ愛タクシーを1台減らすなど、時代に逆行する施策があり、見るべきものがないと私は感じております。それだけに小坂町長がどのような発想からどのような具体的な施策を実施していこうとしてこの言葉になったのか、その中身をお伺いするものであります。

大きな2番目は、現在進行中あるいは懸案となっております主な事業について、事業の完了目標年度ですね、それから完了がどういう形で完了すると思われるのか及び現在の状況についてお伺いをするものであります。といいますのは、やはり平成18年ですか、17年ですか、町長が就任されて、そのときから事業を宣言された、そういう事業がめじろ押しでございます。そういう多くの事業の中で、もうそろそろ決着なりなんなりをつける、そういう時期であろうと。そのように思いますので、各般にわたって、その決意のほどをお伺いしたいということが趣旨でございます。

まずは、町道の整備についてでございます。路線名を申し上げます。町道の02—003号線、それから02—011号線及び02—008号線、02—012号線、02—006号線についてお伺いをいたします。02—003は伊篠地先ですね、02—011は、これは本佐倉でしたかな。ということで、その進捗状況なりを教えてください。

次に、建物関係でございますが、酒々井中学校のグラウンド拡張整備。これは、何回も他の方から出ておりますが、拡張整備。それから、講堂、屋根裏の修繕というんですかね。その進捗、あるいは目

標完了年度。それから、延び延びになっております本庁舎の耐震工事についてお答えをいただきたいと思ひます。

次の、ちびっ子天国、コミュニティプラザの運営につきましては、今後のあり方を模索中ということで、ずっと答弁をいただいておりますが、この2施設について他の機関なりに検討を依頼している。そのことは承知をしておりますが、町長自身はどのような構想を持ってこの2施設を運営していこうとしているのかですね。その町長自身のお考え、これをぜひここはお伺いをいたしたいと思ひます。通常トップの構想がまずあって、それを土台にして意見を聞き、第三者等からの意見も聞き、そしてまとめ上げていくもんだと思ひておりますが、町長からはそのもととなる構想が語られていないと思ひます。

最後は、町立体育館の再整備及び規模についてお伺いをいたします。かつて町長が関係者に諮ってきた立派な規模の体育館は、今は必要ないのではないかと。町民が軽スポーツなどを気軽にできる、そういった施設でよいのではないかと私は思ひます。このまま体育館が倉庫で役目を終わる。そういうことにするのでしょうか。決着は任期中にできるのでしょうか、お伺いをいたします。

大きな3番目は、議会議決に対する姿勢についてであります。議会議決については、2つございます。まず、青少年の交流の家につきましては、昨日のご答弁がありました。決議の内容としては、できるだけ早い時期に危険な、あるいは不安定な現在の施設ではなく、より安全な場所を確保するように努められたいというのが趣旨でございますが、これにつきましては早速B-N e tあるいは関係機関との折衝が始められておるようでありまして、大変ありがたいことだと思ひております。ただ、1点だけお伺いをいたしますが、避難訓練、これはされているということでございますが、もう一つの決議事項であります施設の再点検、これにつきましては実施されているのかどうか。この事実関係だけをお伺いをいたします。

2つ目の決議は、都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例、これに対する附帯決議。内容としては、都市計画税で補うべき事業が都市計画税より少ない。したがって、結果として悪く言えば税金をもらい過ぎるという状況が27、28年度と発生をしております。そのことを今後も含めて町民なりに公表すべきだという内容でございました。それについては、早速、広報に掲載をされておりました。今後とも継続されるもんだと思ひます。ありがとうございます。ただ、惜しむらくは、今度の広報だけで見ますと、27年度分、これについては付記されておりませんでした。2年分が累積されておられます。この点を説明をしていただければもっとよかつたかと、そのように感じておられますが、この点につきましては答弁は要りません。

次に、4番目の質問でございます。内容は、時間外手当の支給についてということでございます。私は、平成25年の6月議会で今回と同様の質問をいたしました。その問題意識は、時間外勤務に対して正當に手当が支払われていないのではないかと。時間外勤務をしても申告をしない、いわゆるサービス残業が当たり前のようにないかということでありました。その一つの例として、当時、平成24年度の実績でございますが、財政課の時間外勤務は年間で69時間でございます。予算編成など比較的業務が集中し、残業が多いだろうと思われる課において1人当たり年間10時間というのは私の経験上からもあり得ないことだと思つたからであります。町の答弁は適正に運用されていて、サービス残業はないと

のことであります。また、代休制度についても、まちづくり課では770時間のうち4分の1が消化されていない実態も明らかになりました。私は代休の消化と、その確認と予算枠の見直しを要望して質問を終わりましたが、現在の状況はどうでしょうか。サービス残業はないと、そういう認識でよろしいのか。その辺をお伺いをまずいたします。

それから、振りかえ休日制度についてであります。これについても24年段階では未消化が残っております。現状はどうでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

それから、最後です。名前は、これが正しいのかどうか分かりませんが、千葉光徳会中沢病院の整備計画についてでございます。誘致される建物が建てられる場所は、私ども近くでございまして、大変ありがたいということも十分思っておりますし、また町民の要望の第1位が病院の誘致でございました。そういう意味では大変ありがたい、歓迎すべき事柄だと思っております。また、町内では今医療機関で余り、余りというかな、開業日が減ったりしてですね、1カ所へ集中して混雑をするというような状況が見られる中では、この病院の開設が本当に待ち遠しい、そんな状況でございます。しかし、地元での説明会では、本年の11月に土砂運搬を含めた作業が始まるとの説明があったわけでございますが、いまだにそれが始まっておりません。どうしたのかなというちょっとした心配がございしますが、多分県との協議でその辺がおくれているのかなというふうには推察をしておるわけでございますが、なるべく早くその作業事業が完結するように祈るものであります。私は、地元ということもありまして、町への事前協議がある程度終了したと思っておりますこの時期に改めて質問をさせていただきたいと思っております。今回質問をさせていただきました。といいますのは、私どもの近くにもいわゆる地権者がおりますから、それなりの事業計画なりは耳に入るわけでございますが、町のほうからはそういった説明が今までもございません。するのが無理なのかもわかりませんが、そういうことで近くの道路はどういうことになるのか。例えば、今は田んぼの間を走っている道が中心になるんでしょうけれども、あそこでは農作業もやられます。それを、多分拡幅はするんでしょうけれども、だけれども農繁期になれば、あそこには車を置いたり、いろんな作業が、道路以外のことが出てまいります。そのようなことに対する町の措置の仕方はどうなっているのか。あるいは私どものところは、必ずしも下水道が完備しているわけではありません。雨水も、平たく言っていいことじゃないかもしれないけど、用水を使ったほうへ流すというようなこともなくはありません。みんながきれいにされているということでもありません。ただ、そういう地区が大きく変わってまいりまして、これからは下水道も完備が必要だろうし、そういった内容について、町は事前協議の範囲の中で結構でございますが、どのような形になるのか。町は、どういう意味でその病院なりと協議をしていったのかと。それを教えていただきたいと思っております。

以上で1回目を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものにつきましては、私または副町長からお答えし、細部にわたるものは担当からお答えをいたします。

それでは、7番議員、齊藤議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の選挙公約での政策についてお答えを申し上げます。まず、1つ目の税収の確保につきましては、このたびの選挙公約として掲げました100年安心して住めるまちづくりを実現するための産業振興を施策として魅力ある雇用の場をつくり、定住者確保を位置づけ、南部地区新産業団地や墨工業団地を中心に酒々井インターチェンジと成田国際空港への近接さを生かした企業誘致を積極的に進め、税収を確保しようとするものであります。

続きまして、2点目の全世代型福祉システム化についてでございますが、急速な高齢化と人口減少が進む日本では、若い方が高齢者を支える従来の社会保障制度は立ち行かなくなりつつあり、人口減少に適応した仕組みに転換していくことが求められており、高齢者支援に重点を置いた社会保障制度から全世代を支援する制度に転換する必要があると認識をしております。

そのためには、まず1点目として、若い世代の子育てを支援し、社会保障制度を含めて持続可能な社会をつくる必要があります。町ではこれまで医療費や学校給食費などの経済的支援や小中学校の設備の充実、生徒の海外派遣などに取り組んできておりますが、今後はさらに子育て支援拠点の設置や医療機関と連携した病児保育などにも取り組んでまいります。

2点目として、単身の高齢者やひとり親家庭、ひきこもりなど、社会的孤立のリスクのある人を地域で支える地域共生社会をつくる必要があります。今年度中に社会福祉協議会が役場庁舎内に移転する予定となっておりますが、町が委託している地域包括支援センターと社会福祉協議会及び役場のこども課、健康福祉課が密接な連携を図ることにより住民が制度の狭間に陥ることなく、また複合的課題にも適切に対応できるよう連携してまいります。このほか生活する上で移動困難な方に対する福祉タクシーのさらなる充実や在宅介護の支援に取り組んでまいります。また、地域共生社会を築くには、さまざまな市場サービスをみずから購入したり、みずからの健康を管理し、自発的に自身の生活課題を解決する自助や住民同士のちよいといた助け合いや自治会、ボランティアグループ、NPO等により生活課題を解決し合う互助の力が重要になります。町民と行政が協働することによるきめ細かい福祉施策に取り組んでまいります。

3点目は、高齢になっても社会への担い手として活躍できる生涯現役社会づくりであります。町では高齢者がいつまでも健康でいられるよう酒々井ハート体操の普及などを通じた健康づくりの推進やシルバー人材センターの機能充実に向けた支援、高齢者が介護に積極的に参加できるよう介護支援ボランティア制度の推進、さらには平成30年度にオープンを予定している子ども・子育て支援施設では子育てを応援するボランティア活動にご協力をいただきたいと考えております。

まちづくりは、住民、議会、行政が協力しながら進めていくことが重要であります。地域全体で福祉を支え、先進福祉千葉県一の実現に向けた100年安心して住めるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、2問目の懸案事項の任期内完了に向けての基本姿勢についての中の道路改良事業に関係するところと、5問目の千葉光徳会中沢病院の整備計画についての道路と雨水排水の関係についてお答えいたします。

まず、2問目の現在実施している道路改良事業についてのご質問でございますが、伊籾地先の町道02—003号線は、平成30年度の完了を目標としており、状況としましては工事進捗率は65%でございます。本佐倉地先の町道02—011号線は、平成30年度の完了を目標としており、工事進捗率は50%でございます。

次に、上岩橋地先の町道02—008号線は、平成32年度の完了を目標としており、用地取得率は44%でございます。飯積地先の町道02—012号線は、平成32年度の完了を目標としており、用地取得率は60%でございます。町道02—006号線は、現在道路設計にかかわる関係機関との協議について準備しているところであり、完成年度についてはお答えできる段階ではございませんが、早期完成できるよう推進してまいります。

続きまして、5問目の病院の関係でございます。病院整備計画のうち道路計画と雨水排水計画についてのご質問ですが、病院計画地は岩橋保育園や酒々井消防署の北側に位置しており、国道51号から酒々井消防署に向かい、岩橋保育園手前を左折した町道が病院へのアクセス道路となる計画です。この道路は、開発許可の技術基準に基づき、幅員9メートルで開発区域界まで拡幅する計画となっております。開発区域内の既存の道路につきましては、開発区域周辺につけかえを行い、生活道路の機能を確保します。雨水排水計画につきましては、千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引に基づき、調整池の必要容量を開発区域内において雨水貯留槽等で確保する計画となっております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　私からは、2番目の事業の任期内完了に向けての基本姿勢についてということで、その中の酒々井中学校のグラウンドの整備及び体育館の整備についての関係についてお答えをさせていただきます。

グラウンドの拡張整備につきましては、本年度全体の概略の設計を実施していますので、完成後は議員の皆様にご説明をさせていただく予定でございます。また、用地購入も同時に進めておりまして、本議会で補正予算を計上させていただいたところでございます。なお、完了目標年度につきましては、地権者の方々のご協力を前提とし、多額の経費を要する事業でございますので明言は控えさせていただきますけれども、早期完成を目指し、順次整備を進める考えでございます。

次に、体育館整備のうち屋根の改修につきましては、財源確保の見通しがつき次第、速やかに実施したいと考えております。財源確保に当たりましては、文部科学省に出向きまして国庫補助金の採択に関する要望書を提出するなど、積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君）　私からは、懸案事項の③の役場中央庁舎耐震化工事につきまして答弁させていただきます。

なお、先ほど都市計画事業基金の関係は、答弁が要らないということですので、そちらのほうはお答えをしないということにさせていただきます。

まず、役場庁舎の中央庁舎耐震補強工事等の大規模改修工事につきまして、平成28年度に策定した酒

々井町個別施設計画におきまして、平成33年度までの計画期間に着手するよう位置づけております。実施に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、2点目の懸案事業の任期内完了に向けての基本姿勢、2点目のちびっ子天国及びコミュニティプラザの運営についてお答えさせていただきます。

ちびっ子天国の運営については、プールとしての再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用、新たな集客施設などさまざまな可能性を検討しているところであり、利用方法については管理棟の耐震改修を含め、今後の方向性を出したいと考えております。

コミュニティプラザの運営については、維持管理費の削減と行政サービスの質の向上を図るために、民間活力を生かした施設の運営を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは、町民体育館の再整備の関係についてお答え申し上げます。

町民体育館の再整備規模についてでございますが、国の補助金等の財源、それから町の一般財源の優先順位、建設の場所、それから建設の規模、東日本大震災の復興及びオリンピック等による建設単価の増、維持管理費及び起債の償還計画等の諸問題を抱える現状を考慮いたしますと、平成23年11月の酒々井町体育館検討委員会の提言でございますバレーボール2面、トレーニングルーム等を完備した内容で進めることは非常に厳しい状況だろうというふうに考えてございます。町体育館の規模等につきましては、今後とも検討をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、私からは、質問事項4の時間外手当の支給についてお答えさせていただきます。

1点目の時間外勤務についてのご質問でございますが、各所属長が必要となる時間外勤務であるかどうかを、その時間数が適正であるかどうかを精査した上で、時間外勤務を命じ、実際に時間外勤務をした職員に対して、本人からの申請に基づいて手当を支給しているところでございます。また、各所属長は、長時間の時間外勤務が継続して行われる場合などには、必要な措置を講じながら時間外勤務を減らし、常に職員の時間外勤務の状況及び健康状態を把握しながら、簡素で効率的な職場環境づくりに努めております。

2点目の振りかえ休日制度の実態についてのご質問でございますが、週休日に行事などにより勤務を要した際に勤務日である日を週休日に振りかえる制度があるほか、職員給与の削減を実施する上で時間外勤務手当の抑制を行うことを目的に手当の支給にかわる措置として勤務日に割り振られた勤務時間の全部または一部に時間外勤務時間を振りかえて勤務を要しない時間とする運用を行っているところでございます。振りかえ日につきましては、各所属長が定められた期間内に必ず振りかえするよう職員を指

導しているところですが、職員個々の振りかえ状況については各課等より報告を求めていることから、今後定期的な把握に努めるとともに、必要があれば時間外勤務手当を支給してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 済みません、続けて答弁を申し上げればよかったんですが、議会決議の関係の青少年交流の家の関係につきましてお答え申し上げます。

意見書に係る取り組みということでございますが、現有施設を利用しているB-N e tに対し、町と協力して避難計画の作成と避難訓練の実施をお願いしているところでございます。

それから、青少年交流の家の完成までの間、暫定的に別の施設を借用し、運営が行えないかをB-N e tと協議をしているところでございます。今後とも青少年交流の家の出来高精算による目的物の引き渡しについて顧問弁護士と協議をして早期解決を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） 私からは、質問事項5番目、病院の事前協議についてのご質問についてお答えいたします。

病院の整備計画に当たり、上水につきましては町営水道と地下水の併用、下水道につきましては町公共下水道への排水をしたい旨の事業説明を受けており、引き続き協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 時間ありませんので、答弁のほうもちょっと早目をお願いしたいと思います。

まず、病院の関係ですけど、道路をです、今おっしゃったとおりのところが拡幅になると。それで、あれはですね、要するに51号線を佐倉に向かってバーミヤンのところを左おりてですね、保育園のところをまた左おりと。あの道は、やっぱり農道なんですね。みんなが土地出し合ってつくった道路でして、管理がなかなか金かかるんで町は移管したというような道路なんです。したがって、農家の方々が活動するにはもう十分なんですけれども、今後いろんな方がお見えになると。そのときの交通需要、こういうものも含めてですね、9メートルというようなことで十分だというお考えなんだと思うんですが、もう一点、その道路のはけ口というんですかね、入り口、出口の出口をご存じのとおり狭いんですよ。多分病院はそこまでやりませんでしょう。もう田んぼも未買収で残っているところですから。51号から入ってくるその道だけは拡幅されるんでしょう。だけど、私どもの大崎自治会館へ抜けるところの道、あそこは狭くてですね、今でも後退ができないんですから。それ以外に抜けていく道というのはどういうふうになるんですかね。この辺の支障はないという判断を事前協議でされたんでしょうか。そこを1点お願いします。

それから、雨水排水のところですが、要するに内容は何々に基づいてやっているというんで内容わかりません。わかりませんが、大きくは大崎自治会館の近く、これはまだ大崎地区というんですけど、それから山を越えて町長のおられる上郷地区、こうなるんですが、あの近くは下水道区域として整備する

というふうに理解してよろしいですか。それを確認をさせていただきます。

それから、あとは順番に参ります。1番目の税収、選挙公約ですが、やっぱり実際は根拠はないということだと思います。私も調べたんですけど、アウトレットの第2次拡張によって税金は確かに伸びています。伸びていますけど、さほど大きな伸びにはなっておらないと。そうしますと、今度第3次ということで町長も言われているけど、それでどのくらいの税収が伸びるんだろうかと。それは町はどういうふうに見ているんだろうかなというのを知りたかったわけですが、もしお答えあればいただきたい。

それから、企業誘致という、盛んにおっしゃられていますけど、町が組んでいる企業誘致の予算10万円ですよ、決算は5万ですよ、2年連続。どういう誘致活動をやられているんでしょうか。ちょっとそれにしては実績が少ないなということのように思います。きのう内海議員の一般質問の中にもちょっとありましたんですが、工業団地のものも含めてですね、その辺の努力を具体的にどういう形でやられているのか。もし、お聞かせいただければと思います。

それから、福祉の関係ですけれど、今までの福祉全体をつなげるというようなことなんでしょうかね、言われている意味は。もう少し具体的な施策があるのかなというふうに思ったんですが、それはちょっと聞かれなかったのが残念です。私は、2025年問題というふうに言われるようにですね、まずは高齢者を中心とした福祉施策が大事ではないかという意味で、ちょっと町長と違いますが、そういう中で、町が介護計画の中で望んでいた介護施設、これが結局建ちませんでした。施設的には前と状況変わっておりません。今待機者はふえていない、むしろ減っているという状況ではありますけども、実際に待機者はいるんです。保育園の待機者はあれだけ騒がれますが、高齢者になりますと何の注文もされないと。それは、ちょっと私違うんじゃないかなと思うんです。それで、こういう状況の中では施設に入りたくても入れない人が出てくる。これはやむを得ないとしても、じゃ在宅でその方を見る。そのときに、在宅のための力を、財政予算をそちらへつぎ込むという方法があったっていい。そういう具体的な構想のもとで町長のそういう公約が出てきたのかなというふうに思ったわけですが、そういう具体的な政策について町長は何かご提案がありましたら、ご答弁をいただきたいと思います。今回も介護福祉計画、これから3年間のものを立てるはずですが、その時点でも一段、1回立てられようとして立てられなかった。その施設の募集、これは私はやるべきだと、組み入れるべきだと思います。これは、私の意見です。そういうことも含めて高齢者介護、これについて町長どのようにお考えか、もしありましたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、あと懸案中の事業ですが、道路も思ったより早くできるんですね。伊篠、本佐倉、この辺も30年度に完成ということですから、31年度からはもう使えるというふうな理解をいたしました。

それから、学校、中学校なんですけど、これ言いにくいんですけども、本当に中学生議会で出たのが発端なのかもしれませんけど、今現実にですね、テニス部の方は総合グラウンドで練習やるんでしょう、あそこまで行って。そういう中で植林32%で地権者がどうだかわかんないというのはまことに心もとない。本当に社会人になっちゃいますよ、みんな。というふうに私は思います。だから、始めると言ったときには用地の目標もある程度クリアした上で、始まったら早くできるように、そういう進め方をぜひお願いをしたいと思います。今度32%になったということですから、その中で今困っているようなテニスコートを早目につくるとか、そういうことの工夫はできるんだろうと思うんです。そういうことも含めて

その推進をお願いをしたいと思います。

それから、本庁舎も33年度に完成する、あるいは33年度に始めるということなんですけど、わかりませんが、忘れてはいないということのようです。

それから、あとちびっ子天国とコミュニティプラザについては、私、ちょっと意見を申し上げますが、検討中ということで、もうちび天はですね、1年休園になっているんですよ。それで、もうすぐ来年どうするかを決めなくちゃいけない。そういうときにですよ、今のような答弁をされるという、わかりません。それで、この2つの施設の運営については、第三者機関に委託して協議をしてもらって報告書が出ていますね。それに従ってちび天もやったはずですよ。民間資金導入ということでやりました。だけど、現在指定管理者制度による業者が辞退をいたしました。民間は、やはりそういうもんだと思うんですよ。やはりね、うまみがなくなれば引くんですよ。通常、民間資金導入と言った場合には新しくして新設するような、そういう施設に対して一緒に乗るかというのが大体共同の一つの前提みたいなもんなんですけど、この2つの施設は本当に、言葉悪いけど、老朽化して修繕をしなくちゃいけないと、そういう施設と抱き合わせになってですね、やろうという民間があると私には思えないんですよ。特にコミュニティプラザについては、そこで食事を出して、そういう営業をやったことによって管理をしていこうというように、私はこのあり方の提言から覚えるんです。何で行政がそういうことまでするんだと。私は、する必要はないと思っております。その辺の検討も含めてやられるんだろうと思いますけども、いずれにしても結論を早目に出していただきたいということだと思います。

それから、体育館もこれはあれですけど、小学校の周りは今シルバー人材センターが使っているあの広大な敷地、それから今プールも使われておりません。また、給食センターも老朽化に入ります。あれは、衛生を扱うところですから、十分な注意が必要でしょう。そう考えますと、あの地域は結構広く考えなくちゃいけないと私は思っているんです。一体的にあの地域の活用というものを考えるべきではないか。そういう中で体育館のこのあり方についても、私は、規模小さくていいと思っておりますが、そういうことを考えて早く結論を出していただきたいと。体育館は泣いていると思いますよ。よろしく願いをいたします。

それから、時間外勤務手当についてはね、24年度は全部で1万4,730時間、そのうち8,800時間は残業手当を出しましたという答弁でした。ということは、予算額があって、その枠を超えた分は支給されなかったというふうに私は理解をしたわけですが、今現在もそういうことがあるんでしょうか。お答えをください。それから、代休制度は、お金を払わないためでは私はないと思っております。1週間、4週間あるいは何カ月間の間平均的な勤務時間が極端に長くなって、そういう意味で健康が害されるような、そういう制度を招かないために強制的に休んでもらう。これが本来の考え方だと私は思います。今、賃金の抑制みたいなことを言われましたけれども、それを延長していきますと電通なんですよ。そういう中で、たまってきた全事業体の中でそういうことがまかり通ってきますと電通になるんです、と私は思っております。

それから、振りかえ制度のもう一つは、通常時間外勤務手当を出せば、単価の100分の125を支給します。要するに25%増を支給するんです。8時間働いてもらって、代休で8時間、これで25%分はどういうふうに処理しているんですか。それをお聞きをいたします。

それと、代休の確認ですけれども。代休の消化の確認ですけど、今のことですから、ぽんっと各課からこんなものをとったという集計をとれば、それでもうすぐ確認できるじゃないですか。それは、逆に言えばね、健康管理とかそういうことを管理する人事担当としては当然の仕事だと思いますが。前回25年のときにはその辺の要望をしたんでございますけど、いまだにされていない。何かネックがあるんでしょうか、お聞きをいたします。

それから、駆け足で済みません、青少年交流の家の関係ですけど、ちょっとお答えはいただいているんで、再点検やったのかどうかですね、1回お答えをいただきたいのと、きのうの町長の発言で裁判も辞さないということで、そのことについては私も何回も一般質問で裁判で明らかにしたほうがいいということを提言させていただいた人間としてはよかったかと、思い切ってくれたなという思いはございますが、ただ、その中で議会発議というようなことをおっしゃられました。それは、町がやんないよ、議会でやってくれよということなのかどうかわかりませんが、仮に議会でやってくれよというようなことであればですね、これは私は議員として申し上げますと、この請け負いからずっと我々に報告された報告、この内容を町はいつも繰り返すだけで、逆に相手方が町に投げかけているこういう事実、こういう事実、こういうものについては一切答えておりません。お互いのやりとりが92枚ほどあるんだそうですけれども、その内容についても一切公表されておりません。そういう中身のわからない中で、議会で発議をしてくれということには承知ができません。～（終了5分前のベルの音あり）～こういう事情だからと。こういう内容だと。

○議長（佐藤修二君） 齊藤議員に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、簡潔にお願いします。

○7番（齊藤 博君） はい。

こういう内容だからということで議会で説明をし、そうした中での納得で多数決であれば発議ということが当たり前のことであって、そういう情報も公表できない中での発言はいかななものかと私は思います。じゃ、お答えをもちまして質問終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 齊藤議員、るるいろいろお話いただきましたが、行政としては齊藤議員以上にあらゆることを考えております。ただ、それをですね、形にしてできる見通しをつけてから言うわけです。皆さんみたいにフリートキングではありませんのでですね、こちらは責任を持ってやらなきゃいけないところがある。るるお話いただきましたが、その程度のことは当然考えているということでございます。

それからですね、アウトレットについても非公式ではあるんですが、今3期を工事しているんですが、5期までやるという話がございます。ですから、まだその辺の熟度を見ていく必要があるということでございましてですね、その辺の時点ですら、町側としても判断をしていくべきものだと考えております。

それから、もう一点。青少年交流の家につきましては、相手方から請求の内容も何もなくてですね、それを穏便に私どもは1年以上も待っていたわけでございます。それで、そういう条件がない中で不誠実きわまりない対応でございますので、やはりこれはですね、町民の代表である議員の皆様方がそうい

う会社をほう助するような議会質問するというよりですね、きっちりと整理をするということをしていただかないとですね、本当にですね、自分が何なのかをよく考えていただいて、町民のためのことで。そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

そういうことで、もう時間がないものですから、全体を包括的に申し上げました。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、病院の関係の道路のご質問でございますが、病院へのアクセス道路に関しましては、あくまで開発区域界までということになっておりますので、ご質問の青年館前との道路までの接続等の計画は現在のところありません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、企業誘致の方法ということですので、お答えをさせていただきます。

まず、南部地区新産業団地につきましては、用地登録制度の活用で地権者の協力のもとやっております、企業とのマッチング制度を行っているところでございます。あと、墨等につきましてはですね、企業の立地の促進条例、こちらの周知としまして、銀行などと民間企業にですね、仲介をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 青少年交流の家の再点検の件でございますが、現段階では実施してございません。再点検よりも避難訓練ですとか代がえ施設を検討するほうが先だろうという考え方でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、先ほどの時間外の関係のことでございますけれども、時間外につきましては所属長、管理職の命令で時間外勤務を行っているもので、サービス残業的なものはないものと理解しております。さらに、振りかえの関係でございますけれども、こちらにつきましても、所属長が定められた期間内に必ず振りかえるよう職員に指導しているところですが、職員個々の振りかえ状況について把握していないことから、今後定期的な把握に努めるとともに、必要があれば時間外勤務手当を支給してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） 私のほうからは、大崎地区、上郷地区の下水の計画についてお答えいたします。

現在この2地区につきましては、下水道の事業計画区域とはなっておりませんので、現在当該区域を

計画区域とする事業計画変更を現在進めている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前10時00分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時10分）

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道路問題についてお尋ねをいたします。平成28年度町道02—006号線道路予備修正設計で受託したコンサルタント会社の報告書（平成29年3月）によると、平成27年の設計でバスターミナル位置に合わせ終点取りつけ位置を変更となっているが、このことについて、いつ、誰と誰が打ち合わせしたのか、そうして変更したのか伺います。

2点目は、この報告書ではですね、東酒々井2丁目J Aの旧東酒々井店の前の通り、町道2 B—058号線が、いわゆる動物公園に交差しますが、この報告書では動物公園を直進し、今度つくろうとする町道02—006号線に接続する計画が作成されておりますが、このことは都市マスタープランにも計画がなされておられません。そして、何よりも公園は地域住民の全体の問題に関することであり、住民や議会にも諮らずに作成されていることは住民無視の道路づくりではないかと思えます。町の考えを伺います。また、住民への説明会を開くべきと思いますが、町の対応を伺います。

3点目は、同じ報告書では道路工事に先行して、調整池の工事を行うと書いてありますが、調整池の工事を先行して実施するという根拠は何でしょうか。その理由を伺います。

4点目は、町道02—006号線に、いわゆる現在の6号線、消防署前から小川ピーナッツまでの現道の上郷地先の通学路は、平成22年の10月の中学生模擬議会で生徒から危険だから改善してほしいと質問がありました。町長は、この場で生徒にどのような答弁をいたしたのですか、お答えください。

2点目の馬橋地区の盛り土崩落についてお尋ねいたします。町管理の排水路、この現状回復の見通しを伺います。昨年9月の大雨で水路が潰され、上流の開運団地の団地内の道路が陥没するというような状況のもとで、大変な大きな事故がありました。1年もう過ぎておりますが、いまだに復旧をされておられません。さきの議会で質問したところ、計画書が近々提出されるということですが、計画書は業者から出されたのかどうか、あわせて伺います。

2点目は、町道の通行どめについて、いつ解除されるか。これも昨年の12月に町道が通行どめです。いまだに通行どめで、通行どめの解除の見通しについてもお答え願いたいと思います。

次に、3点目の残土問題についてお尋ねいたします。町内では現在県許可、町許可の土砂等の埋め立てがどれだけ行われているのか、現状について伺います。また、現在町との協議中のものもあわせてお答え願いたいと思います。

次に、これまで県、町が許可して埋め立てて、完了を受けていない箇所は何カ所なのか。場所についても、あわせて伺います。

次に、県、町の許可を受けて埋め立てて行った場所で、いわゆる産廃などが残土と一緒に埋められている、いわゆる改善命令等が出ている箇所は何カ所か。場所についてお尋ねいたします。

次に、青少年交流の家についてお尋ねをいたします。町長は、議会において「町には非はない」、こう答弁されておりましたが、今でも考えは変わっていないのかどうか伺います。

次に、さきの議会で代がえ施設確保に関する意見書が議会から提出されましたが、その後の町の対応について。きのうの質問でもありましたが、避難訓練あるいは代がえ施設についていろいろ検討しているというお答えでありましたけども、その見通しについてあわせてお尋ねします。

5番目は、伊籾地区の河川である江川の改修について。江川は今大雨が降るたびに、あるいは大雨でもない状況でも水田や畑にあふれてしまう状況、蛇行した今の河川、町はこれについて承知しておるのか。そして、また河川の改修についての町の考えを伺いまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、13番議員、竹尾議員から5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、5点目の伊籾地区の河川、江川の改修についてのご質問にお答えをいたします。

富里市に端を発し、伊籾新田から伊籾を流れる江川につきましては、地元区から補修についての要望を多くいただいております。随時補修を行っているところでございます。また、自然を生かした改修に向け、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、まず1点目の道路問題についてと2点目の馬橋地区の盛り土崩落についての2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の道路問題についてでございますが、1点目の町道02—006号線の終点取り付け位置の変更についてのご質問ですが、酒々井インターチェンジへのアクセスを円滑にするとともに、安全性が向上することから設計の変更を行っております。

2点目の動物公園を直進する道路についてのご質問ですが、その道路は補助幹線道路として都市計画マスタープランに位置づけられている町道02—006号線に取りつく一般町道であることから、都市計画マスタープランには掲載されておられません。住宅地から幹線道路へ取りつく道路は、酒々井インターチェンジへのアクセス向上や住宅地内を通過する車両の誘導等の役割も持つ道路として計画しております。また、現時点では予備設計の段階であり、関係機関との協議も済んでいない状況であることから、公表できる段階になりましたら、ご報告させていただきます。

3点目の調節池の工事が先行することについてのご質問ですが、調節池の計画は中川流域の治水対策として平成18年度から検討している計画であり、さらには町道02—006号線の道路排水の流末処理施設となることから先行できることが望ましいと考えております。

4点目の平成22年10月の中学生模擬議会における町道の改善についての質問に対する答弁内容についてのご質問ですが、要約いたしますと、ご質問の道路は通学路として安全を確保すべき道路と認識しているが、この道路は町の市街地から南部地区へ連絡する道として歩道を含めた整備計画があるため、当面安全性が高められるよう注意看板等、必要な安全対策を検討していきたいとお答えしております。

次に、2点目の馬橋地区の盛り土崩落についての1点目の排水路に関するご質問ですが、事業者に対し、排水路の早期復旧について口頭での指導に加え、文書にて通知をしており、直近では平成29年11月29日付で復旧について文書で通知したところです。現状としましては、抜本的な改善は図られておらず、町側要求する復旧計画書の提出もない状況です。引き続き、事業者に対し早期復旧を要請してまいります。

2点目の町道の通行どめに関するご質問ですが、町道と排水路は一体であり、排水路と同様に事業者に対し、是正通知をしているところですが、原因者としての責務はいまだ実行されておられませんので、事業者に対し、早期復旧を要請してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは3点目の残土問題についてお答えさせていただきます。

初めに、町内で行われている県、町の許可した土砂等の埋め立て事業の状況でございますが、現在町の許可した事業が3件で、県の許可した事業1件がそれぞれ行われております。また、協議中のものが県の事案で1件と聞いており、町の事案では2件でございます。

次に、県、町が許可した埋め立て事業で完了を受けていない件数でございますが、県の事案については、柏木区、伊篠区2カ所、本佐倉区、馬橋区、上岩橋区の計6カ所と聞いており、町の事案については馬橋区において1カ所となっております。

次に、県、町の許可した埋め立て事業で改善命令が出されている事業については、町は該当がございません。県についても該当はないと聞いております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは4点目の青少年交流の家の建設問題につきましてご答弁申し上げます。

青少年交流の家についてですが、町で調査しました推計の変更設計金額21万円に対しまして500万円の請求があり、また出来高精算金額、これも推計ですが、875万円に対し、完成もしていないのに当初請負金額の約2倍の2,400万円を請求されている状況でございます。この状況からも、町には非はないものと考えてございます。

それから、2点目でございますが、意見書に係る取り組みということでございますが、現有施設を利

用しているB-Netに対しまして、町と協力して避難計画の作成と避難訓練の実施をお願いしているところでございます。また、青少年交流の家の完成までの間、暫定的に別の施設を借用して運営を行うことができないかB-Netと協議をしているところでございます。今後とも青少年交流の家の出来高精算による目的物の引き渡しについて顧問弁護士と協議をいたしまして、早期解決を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） まだ答えていません。4点目の問題。町長に質問しているんですよ、これ。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいまですね、生涯学習課長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、道路問題ですが、いわゆる006号線の28年度の予備修正設計ということで、これだけの完成資料がコンサルタントから町に上がりました。私も、さきの議会でも取り上げましたけども、何せ膨大なものですので、なかなか目が通せなかったの、さらに読み返しましてですね、そしてさきの9月議会での町の答弁に基づいて再質問をいたします。きょうは、私、担当課長にはこれをお持ちになって答えてほしいということでお願いしてありますので、課長もお持ちだと思いますので、質問いたします。

まず、この路線の最初の設計は26年度、契約金額が529万2,000円で、26年の9月の16日に契約をしております。それで、006号線ほか3路線。3路線というのはどれかという、私聞きましたら、いわゆる中央台1丁目から消防署へ抜ける道路、そしてもう一つは東酒々井のいげたサイクルからつける、いわゆる調整池のときに作成した道路、そしてもう一つはいわゆる先ほど言いましたが、東酒々井の2丁目の動物公園を通して新しい道路に接続する道路という、この3つのほか3路線の道路の予備設計業務委託、これが最初に行ったのが26年度です。そのわずか1年もたたないうちに、27年度に同じ3路線の今度は予備修正設計業務委託ということで49万6,800円で契約しております。わずか1年もたたないときに予備修正設計を行い、ここで修正された主なのは、いわゆるこの報告書にもありますように、報告書の18ページにありますけども、27年度の検討でのコントロールポイントということで、町道02-006号線の終点取り付け位置の変更、バスターミナル計画位置に合わせ過年度計画、いわゆる26年度に設計した計画より取り付け位置を変更した。26年度の設計では51号から国道296、直接つけるという設計がなされておりました。しかし、わずか1年たたないうちに修正設計を委託しまして、その報告書で今言われたように、バスターミナル位置に合わせて取り付け位置を変更したという。なぜバスターミナル位置に合わせて町は道路線形を変更しなければならなかったのか。このことについて私は9月議会で伺いました。先ほど課長、いろいろインター云々という話でありましたけども、9月議会では町はこう答えております。「バスターミナルの計画でございますが、具体的な計画はなくインターチェンジも近いこと

から、一つの構想として打ち合わせたものです」。このように9月議会でお答えになりましたものから、私、今議会で、じゃ誰と誰、いつ打ち合わせをしたのかということで質問しましたが、答えておりません。もう一度、9月議会で答弁、そして何よりもですね、こういう重要な道路を町は計画する上で、なぜバスターミナルに合わせて計画を変更する必要があるんですか。そのためにどうなったかといいますと、この報告書にもありますが、町道02—006号線の終点部分は傾斜地と。そのために大規模な盛り土を極力避けるため設計速度を40キロと計画したと。曲げたために、そこが傾斜地なためにですね、盛り土を避けるために、町道につけるのに大きくカーブをして町道につけると。そのために速度も40キロと。当初は60キロじゃないですか。私は、町は道路つくる上での一番大事なことは、まずは安全な道路、そして利便性の高い道路を設計する責任があるんじゃないですか。それをわざわざカーブをつくって60キロの当初の速度の道路を国道に直接つけると。曲げるために40キロに落とすと。利便性ないじゃないですか。そして何よりもですね、さきの議会で答えたようにですね、インターに近いから一つの構想としてこんなばかな形のことです、こんなことです、取り付け位置を変更すること自体、不自然じゃないですか。いつ、誰と誰が打ち合わせしてバスターミナル位置計画したんですか、お答えください。

それから、2点目ですが、道路問題ですが、先ほども言いましたけども、東酒々井の2丁目、動物公園を直進する道路計画では、交通量はこの報告書によりますと一日500台から1,500台ぐらいというような計画、報告書が書かれております。何よりもさっきも言いましたけども、動物公園は2丁目地域住民の全体にかかわる問題です。動物公園は。そして、公園には自治会の防災倉庫も設置されております。交通量の増大、住民の不安を解消するためにも自治会からの説明会を求められたら応えるべきだと思いますけども、町の考えを伺います。さきの答弁では関係機関と協議して決まってから報告するということでもありますけども、決まってから報告じゃなくてですね、住民の生活道路をつくるわけですから住民の意見を聞いてつくっていく。これが当然ではないでしょうか。住民からの、自治会からの説明会の求めがありましたら説明しますかどうか、改めてお尋ねいたします。

次に、道路問題の3つ目についてお尋ねします。調整池が先行して行うという、この報告書にあります。先ほどの答弁では「18年から計画している。先にできることが望ましい」、こういうようなお答えでありましたけれども、この町の計画に対して議会で否決されたわけですよ。これについてですね、やはり重く受けとめなければならないと思います。それはともかくとしてですね、先にできるという、その根拠を、報告書にこのように出ているんですから、町からの資料で何らかの資料を出しているわけですよ。じゃなかったら、設計屋さん描けませんよ。じゃ、お尋ねしますけども、財源の見通しについてお答えください。財源は、当時18年のときには調整池5億円という事業費でありましたけれども、この財源の見通しについて改めてお尋ねします。それと見通しについて、根拠についてあわせてお尋ねします。この報告書でもですね、96ページにこう書いてあるんですよ。この道路の数量算出方法の中にですね、96ページに、道路工事に先行して調整池の工事を行う予定であるので、道路を横切る調整池の排水施設整備済みとして計上しないという。整備済みだからやらないというふうに、この報告書になっているんですから、これは町のほうから調整池が先にできることをコンサルタントに資料を出しているからこのような報告書が出ているんじゃないですか。根拠と財源見通しについてお尋ねします。

次に、4点目の交通安全の通学路の問題であります。先ほど私町長に答えてもらおうと思いましたが答えませんし、私、ここに生徒の22年の10月のこども議会の、中学生議会の議事録がございますので、生徒がですね、大変危険だと。ここで町長は、「この道路につきましては現地の状況から考えますと通学路として安全を確保しなければならない道路であることは十分承知しています」、こういうように7年前に子供に、生徒に答えているんですね。先ほどもありましたけど、もう生徒も社会人になっているんじゃないかと思えます。この問題についても、私9月議会でお尋ねしました。「拡幅できない理由は何か」、そうしますと「拡幅計画がないからだ」と。こんなね、ひどい答弁ありますか。町長がここでですね、子供たちに危険だと認めて約束したんですよ。拡幅でもですね、民家を動かすところがあるか、ないでしょう。両方が田んぼなんですよ。わずか100メートルかそこらですよ。やる気になればすぐできるんじゃないですか。それを放置しておいてですね、9月議会で計画がないからやらない、拡幅しない。こんなですね、私は生徒に約束した町長の責任問われると思えますよ。先ほどの同僚議員の質問でも006号線については、完成見込み、未定だという話ですから、ここの拡幅については、やはりもう学校あるいは生徒、町民も、今、片側通行ですよ。幹線町道でですね、こんな道路ありますか。前町長、町長の前は私も何度も通学路の問題取り上げて、福美造園のところまで拡幅してきたんですよ。ストップしたのは町長じゃないですか。計画のない道路じゃないですよ、計画があるんじゃないですか。狹隘道路の解消、マスタープランにも載っていますよ。一日も早く、やはり何よりも子供たちの通学路の安全確保をしなければならないと思えます。

次に、馬橋問題について。馬橋の土砂崩落問題について。昨年9月に崩落して、私も昨年の12月議会でこの問題取り上げました。排水路の現状回復について業者の責任についてもお聞きしました。業者の責任問題については、現副町長も次のように答えています。「業者は、水路を現状回復する責任を有しているところであります」と、このようにお答えになっている。何度も文書で出したりしているんですけども、全く青少年交流の家と同じ進んでいない。私、これも9月議会でお聞きしたところ、近々計画書が提出されると。きょう聞きますと、まだ提出されていないと。これについては、副町長を先頭に対策本部を立ち上げた。もう少しテンポを上げて解決しなければならない。ましてや上流に開運団地があり、団地の皆さんは「この水路は命綱だ」と。こういうふうには自治会でも言っているし、これまで自治会からも要望が出されておると思いますが、課長のほうから団地の皆さんからどういう要望が出ているのか。1年も経過して町道も交通どめ、水路も現状回復が見通しがありません。私は、町として新たな対応を考えるべきだと思いますが、業者の負担能力、資産等の状況は調査されましたか、お尋ねします。業者は、現状回復する意思が見られるかどうか。この1年間の対応で町はどのように受けとめておるかお答えください。

それから、この発端というのはどこから始まったかといいますと、平成28年の1月から始まっています。ここの田んぼに再生土を埋め立てるといって、農地転用が申請されましたが、県の許可がおりずに至っております。いろいろ町と業者は、28年1月から9月の事項までの間、水路の問題等を協議してきました。私、ここにこれまでの経緯を書いた文書を入手しましたが、ここには28年の7月12日会社の代表と顧問が町長を訪問、担当課長などにこれまでの経過を確認したと。こんなような文書がありますが、町長にお尋ねしますが、28年の7月12日会社の方が、町長、お会いされておりますか。お会いされ

ているかどうかお尋ねします。この資料では、中にはいろいろ水路の問題、あるいは境界確定の確定書について町長の公印を押した確定書もありますが、7月の12日お会いされたかどうかだけお答えください。

残土問題については、1点だけ確認しておきます。先ほど完了していない中に柏木地区とあります。私の地元ですが、以前に埋め立てて完了しないで、その中に産廃が入っていると。県は承知している。私は知らなかった。今回その周辺を新たに残土埋め立てをしようという業者が県に行って申請しようとしたら、柏木地区の前の業者が埋め立てた中に産廃等あるので、それを撤去しなければ新たな許可申請は受け付けないということで、町も県も立ち会って、その産廃の部分、どのくらいあるかという量について確定したようですが、そういう点ではですね、本当に残土の中に産廃を入れる。県はそれを承知していたと。許可した県、町もこれからですね、町の残土の中にもあるかもしれませんけども、やっぱりそういう情報があったならですね、やはり地元でですね、始めるとき説明会やったんですから、こういうものが入っているということで、先ほどの話では改善命令は出ていないということでもありますけども、私、県の担当者に聞いたら、それを撤去しなければ新たな埋め立ては申請は受け付けないということで、今撤去の準備をしているということでもありますけども、そういう情報ですね、やっぱり住民に流して情報を共有しなければならないと思うんですね。ぜひその辺についてですね、町も私担当者に聞いたら、それは承知しているわけですから、やっぱりぜひ住民にですね、ここにはそういうものが入っているということですね、情報を提供するということがやっぱり大事だと思いますので、ぜひ今後そういう点ですね、情報を流していただきたいという。

それから、4点目の交流の家。これについても、私さきの9月議会で聞きました。この間1年以上も動きがありませんでした。これまでの答弁は全くオウム返しで、28年の4月8日から8月9日まで3回弁護士同士の、あるいは弁護士からのやりとりがあったという。28年の8月9日から何もないんですよ。そして、さきの議会でも「弁護士に任せているから」、こういうような町長のお答えで、私はトップ会談すべきだ。そういうトップ会談を行っても解決しなければ、法的な手続に入るべきだと提案したんですけども、弁護士の活動に支障を来すのでトップ会談はやらないという、こういう話でありましたけれども。この問題について町長がね、本当に解決しようというね、全く意思が見られなかった。そして町民への謝罪もない。しかしながら、今回の今議会で同僚議員のこの問題での質問で、副町長は、町民に多大な迷惑をおかけしていることについて謝罪がありました。これが本当だと思うんですね、責任者として。今までに一言もない。これではやっぱり問題解決進まない、こう思います。2回目終わります。お答えください。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私からは、じゃまずですね、課長のほうで答弁ありましたが、1番の道路問題についてということで、道路工事に先行して調整池の施工を行うと。これはですね、この道路工事にかかわらずですね、浸透池を広げるということは、災害の助長になるわけでございますので、まず受け皿をつくと。これは常識な話なんですよ。それでね、参考までに申し上げますが、アウトレットへ行くとところですね、墨・七栄線にもやはりインターのところ調整池2カ所つくってあります。そういうことですから、これについてはいささか竹尾議員がおっしゃられることはもう少し勉強されたほうがよろ

しいということでございます。

それからですね、いわゆる馬橋の残土の話なんです、この残土問題というのは皆さん方よくわかるようにですね、なかなか簡単に一筋縄ではいかないと。その筋の方もよくそういう法的なところを知っているわけでございますので、そういうことですね、ある中でたしか竹尾議員が言いました28年の1月に農地転用という話をやっているようなんですが、こういう話して、これは農業委員会等を経由しますので、これは独立組織である農業委員会がいろいろやっていたんだと思うんですが、私はたしかそのときは6月くらいかな。そのくらいにそういう話があるということをお聞きをしました。あそこを埋めたら開運団地が壊滅すると。何でこんなのが、県の農業事務所がいいと言っているという話あったから冗談じゃないと。そういう話をしたわけです。

○13番（竹尾忠雄君） お会いしたんですね。

○町長（小坂泰久君） だから、そういうときに多分これ7月12日かどうかわかりませんが。

○13番（竹尾忠雄君） お会いした。

○町長（小坂泰久君） 県のOBのほうから話があって、それで、その話は、何かその辺のところが意見言いたいということから言った。そのときにですね、確かについて来た人はいましたが、それが代表者とは思えません。だから、今あなたは代表者と言ったけど、代表者とは会っておりません。それで、いずれにしろですね、そこでもそれは埋めちゃだめだという話をしました。私は、基本的にはもうあそこでそういうのをやるのは無理であると。でありますから、だけでも今までの従前の方法では何の解決もない。だから、どうしたらいいかと。そこで、準用河川にして河川法でやっていこうということで、準用河川の条例を今つくって、今度は指定をしながら、ああいうパイプになっているのも問題があるわけです。そういう意味のきちっと河川法にのっとってですね、対応していくと。そうすれば、今青少年交流の家じゃございませんが、こういうのをちゃんと法をもって相手方に対抗しようと思えば議会に諮らなくてもできるということでございますのでですね、河川法をもってやるほうがいいと。つながるわけですが、青少年交流の家は、竹尾議員なんかの前からの話を聞いていますと、どうみてもですね、わずか21万かそこらの変更でですね、それに対して町を、要するにせいやく最悪施設みたいな形でですね、非難していろいろやると。あげくの果てにはフェイクピラをまくというようなですね、そういうことであれば、これは本当にですね、町民のためを思った議員の質問なのかと。そして、ですから、これから先、先ほどこの前も、那須議員のときでもお話ししましたし、それから酒瀬川議員のところでもお話ししているんですが、基本的には議会の発議をもってですね、町民の代表である議員の皆さん方が発議をもってしっかり解決しろと。第一に、なぜですね、うちは何の手を打たなかったじゃなくて、要するに請求をすると言っていたから、それを1年以上もう静かにお待ちしていたわけですよ。その間に一生懸命に町がそちら側にすり寄るようにですね、いろいろな議員の方が行政をこう攻めていったというのはよくわかりますが、どういう関係があるのか私知りませんがですね、やっぱり町民のことを考えたらですね、そういうような発想自体がどうも信じられない。それで、まして何のためのトップ会談なんですか。行って会ってですね、あなた21万円だよといってけんかやるだけですか。そうじゃないでしょう。だから、そういうこともありましてですね、もう弁護士が出てきたときから、当然そういうことも最悪の場合は、厳しい状態にはなるというのは行政をやっている人間は全てわかるわけですよ。ですから、

しっかりと、いわゆるこの物事には順番を踏まなくちゃいけませんので、向こうが、あといわゆる真摯なですね、向き合い方で増額部分を持ってくるとか、そういう話が、示すと言っているんですから、示していただけなけりゃどうにもならないわけです。だから、何か取り違っていてですね、非常にあれなんです。いずれにしても、議会においては、9月の議会でもですね、意見書出しましたが、進めろという話はもうそれしかないと思うのは、状況判断は皆さんだっただけでわかるわけです。ですから、今度は議会で発議して、そしてやっていただければ淡々と町はですね、進めていくということになろうと思います。だから、要するに最後はですね、もう議会側に渡っているわけです。ですから、議会側のご意思をですね、また心ある議員として町民のためを思ってですね、ぜひお願いいたしたいと思います。あなたが言ったから答えただけです。そういうことです。はい。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の道路問題についての1点目、2点目と、2点目の馬橋地区の崩落の関係でお答えいたします。

まず1点目の関係でございますけども、先ほど竹尾議員のほうから安全な道路が重要だということで終点部の取り付け位置の関係のご質問でございますけども、こちらにつきましては、あくまでインターチェンジへのアクセス道路の延長線である町道へ直接取り付けることで安全性や利便性の向上を図るということで線形の取り付けの変更を行っているところでございます。

それから、2点目の動物公園の周辺の関係でございますけども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。公表できる段階になりましたら、ご報告させていただくというふうに考えてございます。

それから、2点目の馬橋地区の盛り土崩落の関係でございますけども、こちらの事業者に対しましてはですね、町としまして原因者としての責務が実行されるよう事業者に対しまして早期復旧を要請してまいります。

以上でございます。

○13番（竹尾忠雄君） 1点目答えていないでしょうよ。課長、誰といつやったんですか。

○議長（佐藤修二君） 答弁者に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いします。

○13番（竹尾忠雄君） 議長、質問に答えるように言ってください。1点目の道路問題。

○議長（佐藤修二君） 竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） じゃ答えありませんので、時間がなくなりますので、先ほど課長がですね、安全性が第一だ、インターとの取り付けの関係で変更したんだというお話でありますけども、全くこれは詭弁じゃないですか。じゃ、何で1年前、26年にですね、26年度に最初の設計で51号から296へつけたんですか、もうインターはできるのを25年に開通しているんですよ。そんな答弁ないでしょう。ましてや、この報告書でですね、バスターミナルの位置によって変更したと。あわせて変更したというんだもの。バスターミナルの位置、この図面にあるんじゃないですか。バスターミナルの位置については、この1ページにちゃんと示されているんじゃないですか。私はですね、これは町がバスターミナルつくる関係

ないんです。やはりここを開発しようとする業者の皆さんから、そういうあれが上がっているんじゃないですか。それしか考えられないじゃないですか。いわゆるあの地域については旧都市開発が土地を9万平米虫食い状に買収しました。それを引き継いだ業者が今開発しようということで、地権者のそこが動いているんじゃないですか。そして、何よりも私、27年の1月の21日に引き継いだ不動産業者が来庁して、副町長と対応して、現在の副町長じゃありません。前の副町長ですね。27年の1月の21日に不動産会社から、来庁してそこに副町長はそのときに何て答えたかと言いますと、広大な土地、いわゆる9万平米があるということですね。業者のほうから言われて、この広大な土地をどうするかという。この問題についてですね、副町長は1月21日に売り込みに来たということに申しあげましたけれども、そのときは結構いろいろな広大な土地がありました。いわゆる9万平米ですね。まずは、この全部をどうするかということについて議論をしておりましたと。ここで議論しているんじゃないですか、この土地どうするか。今その業者は中央台1丁目に事務所を設けて、今町長の目の前である計画地、土地の買収に歩いていると。開発をするという。町長自身の資産もたくさんあると思いますので、ある町民から疑惑を持たれないよう対応されなけりゃならないと思います。そして、何よりもですね、この道路計画ですけど……

○議長（佐藤修二君） 残り時間が少なくなりました。簡潔にお願いします。

○13番（竹尾忠雄君） はい。

じゃ、いわゆるこれだけですね、15億円強という大きな事業なんですね。前後の道路やったら20億円以上の大きな事業だということで、やはりこの問題町としてはですね、あのプリミエール建設が13億なんですけど、平成14年にやっておりますけども、それ以来の大きなプロジェクトなんですね。事業なんですね。国でも今9兆円のリニア新幹線に国費が3,000億円投入し、今ゼネコン4社がですね、特捜部の捜査を受けてです。このゼネコンが5年間でね、4社で2,700億円のね、献金しているという、そういう問題もあるんですから、大きな事業ですので十分……

○議長（佐藤修二君） 時間が来ました。

それでは、13番議員竹尾忠雄君の……

〔「町長」「1つ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 今、るるですね、竹尾議員が想像的なお話をされていましたが、私はその開発とですね、この道路のやつは関係ないと思っていますよ。それでですね、この何か要するに報告書にいろいろあったようですが、この辺については私も承知はしておりませんが、もともとですね、あの06線がですね、いわゆる小川ピーナッツのところで交通量の多い296に結ぶのがね、また交差点の関係が出てくるわけです。その辺があって、県が今、先ほど内海議員からの請求で出てきた図面、それを検証するためにですね、そこではないところへ振るといっても頭にあったのかなと、私はこう考えているわけです。でありましてですね、これは急に変わったんじゃないでなくて、以前からそういう問題はあったわけです。ただ、今回それをしなくてもいいだろうということになってきておりますが、ただ、その検討の過程のあれで……

〔「議長、質疑時間終わっていますよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） 変更をしたということではないもので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） 御園生議員、ちょっと黙っていて。いや。いずれにしろですね、そういうなんていいですかね、不確実なもとに大声を張り上げてやるのはちょっといかがなことかと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。
ここでしばらく休憩します。

（午前 11 時 12 分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前 11 時 20 分）

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福です。ことし最後の一般質問になりますし、最後になります。きのう、きょうと一般質問を皆さんがされた中で聞いている中で、ちょっと一言言いたいというかな、議員は本当に勉強しなきゃいけない。勉強不足だと町長はおっしゃいましたから、そういう部分もないとは言えません。しかしですね、行政マンはプロですから、当然そこをきちんと説明する責任があるわけですから、この公の場所であなは勉強不足とか、そういうことを思っているでしょうけど、思っても言うべきではないなと思いつつながら、私も言われるかもしれません。

今、安倍首相は憲法第9条を、その中に自衛隊を入れるとかいろいろなことが今安倍首相がされている中で大きな問題が起きています。そんな中で、今回最後の議会となりましたけれど、町長は4期目を迎えました。公約の話も先ほどありましたので、ぜひ公約をしたことを実行に移していただきたいと思うことと、やはり町民の暮らし、どうしていくのか、その責任を持っていますので、十分にお考えかと思いますが、町民の暮らしをしっかり見て、福祉も教育も充実した酒々井町のために今後ともぜひ頑張りたいと思います。これからは苦言を申し上げますが、行政マンとしての力はぜひ発揮していただきたいと思つます。

それでは、今回5点について質問をすることにいたしました。これまでも何度か質問をしている内容でもありますが、町民の暮らしに本当に直結するような内容でもありますので、また再度取り上げたいと思つます。

まず最初に、国民健康保険の県単位化について、これまでも2度ほどですか、聞きました。11月30日に市町村別の標準保険料の試算結果が出されました。最終的には来年のようですが、ほぼ結果、試算が出たということで公表がありました。平成30年、来年4月からこの広域化が進められることとなります。最終結果が具体的に出てからということで何回か担当課からもお話がありましたけれど、これまでの試算結果を見ても酒々井町は引き上がる団体になっています。その上でいろいろ聞くわけですが、全体と

しての結果の具体的な話は、私も資料を取り寄せましたし、担当課ももちろんもっと内容の深いもので持っていると思いますので、その辺の中身については時間ももったいないので、細かくは説明は結構です。時間ももったいないので。全体的にはですね、どこも上がるところが多いんですね。その国の方針で広域化にするということの全体の意味は何なのかとなると、結局は全体でお互いの行政区が支え合っていくということで県広域化になるわけです。そこで、酒々井町は5,861円、5.9%の引き上げになります。しかし、激変緩和措置によってその上昇を抑制する。高くなることには変わらないんですけど、一遍に高くなるとびっくりするから少しずつ上げましょというか、少しお金を入れて、国からのお金を入れて抑えました。抑えても3,161円、3.2%の増になります。引き上げることは全く変わらないんです。これまでもですね、国保税高いと、何とかしてほしいという声は全国でもあるわけですね。払うには大変だと。収入が少ないのに国保のお金は非常に高いという声がありました。そういう中で幾つか伺いたいと思います。

まず最初に、国からの調整基金ですね、激変緩和というか、調整基金、千葉県はどうも68億円から74億円になったということなんですが、酒々井町にはどのくらいの額が来るのかどうか。それと、酒々井町の保険税は増になるということはほぼ明らかになっていますが、個人によって違うのかどうか。全体としてほとんどの人が引き上がるのか、その辺まず聞きたいと思います。3,161円の引き上げと先ほどはお話ししましたが、個々によってどんなふうに変っていくのか。上げ幅はそんなに大したことないというような話を聞きますが、上がることには変わりないんです。その点で個人的にはどういうふうになっていくのか伺いたいと思います。

それとですね、何といても、もともと国保税は高いんだという声があるわけですから、何としても私は少しでも下げてほしいというふうに思っています。これまでも取り上げたことあるんですけど、例えば各世帯1万円引き下げるとはどのくらい必要なのか。これは、単純に実際にはお金が幾らかかるか出てきますけど、まずそこはとりあえず伺いたいと思います。

先ほども何度かお話ししました国保税高い、払い切れない、少しずつなら何とか払うけど、それでもやっぱり支払いの額からすると、収入の割合からすると本当に国保税は高いと。そういう声を聞いているはずなんですが、そういうことに対してどんなふうにお考えなのでしょう。

国保の最後ですが、これまでも高いと言ったことは何度もありましたが、酒々井町は、じゃその点でどういうふうになっているかと。国の減額制度があるわけですね、2割とか5割、7割ですか。それはやっています。やっても高いし、その中で独自の減免、減額制度、酒々井町はなかなか持っていないんです。今回また引き上がるのかと。それでもなくても高いのというような声がある中で、町独自のそういう制度そのものを考えていないのか。その辺をまた改めて伺いたいと思います。

次にですね、教職員の働き方に関して。昨日もそういう質問がありまして、似たような質問になりますが、ちょっと細かく伺います。文科省の白書の16年度版によりますと、そういうような話もありましたけれど、教員の実態調査、勤務の実態調査では非常に勤務時間が増加しているということが出されました。平均勤務時間、小学校で57時間25分だとか、中学校で63時間18分だとか、週6時間以上働く教員の割合が非常に高い。小学校で33.5%、中学校で57.6%、その結果、文科省の白書でも看過できない大変な深刻な状態、実態だとしているんです。そう言われるのは現実に教職員、働いている先生たちは実

感しているのではないかと思います。国も幾ら動いているようですが、その上で伺います。

教職員の長時間過密労働の実態が問題になっている中で実態調査をしているのかという質問をしますが、昨日の回答でしましたと。7月と12月実態調査ということで、7月のたしか調査の結果をきのう回答でありましたけれど、もっと具体的などという質問でどういう調査なのか。具体的なところで伺いたいと思います。その上で、そのためにどんな対策を講じたのか、改善をしたのか、さらにもうちょっと聞きたいなと思います。

2つ目です。忙しさの原因はたくさんあるんですね。実際に、子供たちに教える授業の本来の仕事以外にたくさんあります。実は教職員の何人か、10人ぐらいいたですかね、現職の方とちょっと懇談というか、話を聞いたんですけど、聞けば聞くほど本当に大変だなというふうに思っているんですね。そういう中の一つに、町内や郡内、県内いろんな大会があると。大会があると何カ月前から練習したりしなきゃいけないというのがあって、それがどのくらいあるんでしょうか。なぜ聞くかということ、郡大会とか県大会になると酒々井町だけでは、それは出ませんというわけにはいかないだろうというふうには思うんです。できれば、全県でもそういうことを少しでも少なく押していくという方向に行ったらいいと思います。少なくとも町内でやる大会、どんなものがあるのか伺いたいと思います。

それと、先生に聞くとやっぱりいろんな実務が、事務があると。それは報告書を作成しなきゃいけないとか、それを出さなきゃいけないというのもあるというふうなのを聞きました。今回は、酒々井町は子供たちの学校給食費は先生が集めなくてもいいようになって本当によかったと思うんですね。給食センターがやることになりまして、これもよかったというふうに思いますが、直接学校教育、子供たちに対する教育に関係ない集金の会計のことだとか、報告書作成など教職員が行っている事務はどんなものがあるんでしょうか。一部は聞きましたけれど、酒々井町ではどんなことがあるんでしょうか。

次、小中学校の部活について伺いたいと思います。部活というのは、うちの娘もバスケットボール、女子バスケやっていましたけれど、非常に大変でした。土日休みないのというようなことを聞いたことがあるんですが、全ての教職員が顧問にならなくちゃいけないんでしょうか。それと、少なくとも週1回の休養日、休みを必ずとっているのかどうか。また、とっているかどうかのその調査も行っているのでしょうか。3つ目ですが、部活の外部人材活用。昔も何かスポーツ部で部外、外部人材活用はしたことはあると思うんですけど、これはもっともっと進めなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。先生は、本来の子供たちの授業に力を入れていくということもありますから、なるべく部活の外部人材活用は進めていただきたいと思うんですけど、今実態はどうなっているのか。今後どうしようとしているのか、それを伺いたいと思います。顧問の先生というのは、昔の話ですから言いますが、女子バスケ、娘はやっていましたけれど、顧問の先生は本当にバスケ大好きな先生で、すごく指導力もあって、子供たち本当についていくとって頑張っていました。休みなしで。朝練、午後練、土日練習、練習試合と。もうとにかくよく出ていました。そんなに出て大変なんじゃないのと言ったことがあるんです。先生は新婚さんでしたから。そんなに休みなしじゃ奥さんかわいそうだというふうに言ったことはあるんですが。このようにですね、部活の顧問になってそれが指導できる人ならいいんですけど、全然全く門外漢の人が部活の顧問になるということもあるんでしょうか、その辺も伺いたいと思います。

次にですね、新たに学校の授業がふえるんですね。既に酒々井町も全国的にも英語教育進めています。今度は、正式な授業として今度入ってくることになります。その英語の授業について、今後酒々井町として教員なんかですね、どのようにしていくのか。一般の先生がにわか研修をして英語を教えるのか。どのようにしていくのか伺いたいと思います。

6点目、最後ですが、道徳教科書というのがあります。国が示した道徳、こんなふうに教えましょうというようなことがあるわけですが、その道徳教科書というのは必ずしも使用しなければならないというようになっているのかどうか、酒々井町ではどうしていくのか伺いたいと思います。

次に、学校給食費の無償化の充実について伺いたいと思います。酒々井町においても第3子が無償になったということについて大変評価するものです。少しずつですね、進めていただきたいというふうには思います。給食の無償化は、2017年度新たに20市町村で始まったということです。今83市町村、私が調べた段階ですけれど、83市町村になっているということなんです。学校給食費の無償化が市町村で急速に進んだ背景、それにはやはり子供の貧困と少子化対策にあるということはもうご存じのことだと思いますが、その点を考えますと子育て支援や少子化対策、若い世代を町に迎えるための施策としても有効であって、本来の教育は無償に大きく進めることとなります。町は、学校給食法のもとで行っていることもあって財源がないとなかなか見出せないと回答しています。しかし、不要不急の道路よりもこの教育の無償化を進めていくことこそ、町民の暮らしを守ることであり、文化的、教育的なことではないかというふうに思います。きのうも、きょうも、先ほども竹尾議員から道路問題いろいろ出されました。生活道路、それから10億から20億もするような道路など質問をされていますが、私は何のためにこんな道路が必要なのか全く理解できません。そんなに混んでいる道路でもありませんし、生活道路として何とかしてほしいという町民からの要求もないんです。なぜ行うのか全く理解できません。10億とか、20億とか借金をしながら少しずつ返しながら多額のお金を使うのなら、私は福祉や教育のほうに回してほしいというふうに本当に思います。この学校給食費無償化、一遍にはできると私も思っていない。少しずつでも拍車をかけてですが、第2子に対してより無償化を進めていただきたいというふうに思います。今第3子が無償になりましたが、少なくとも第2子について減額するとか、あるいは生活の実態に応じて必要な免除措置をすとか、そういう形ででも進めるべきではないでしょうか。ぜひこの点について少しずつでも考慮しながら、財源を確保しながら考えていただきたい。減額したり、あるいは必要な免除措置で行う中で何億もかかるわけではありませぬので、ぜひ考えていただければと思います。

今回、議案の中に町では学校給食費のみならず、使用料などを対象とする支払督促制度を導入することが出されています。学校給食センターから出されるということはですね、やっぱり給食費をそれは徴収が主な目的のようです。支払ってもらえないことは、実務を担う職員にとっては困る大きな問題であろうとは私も思いますが、また払っている人に対しても公平性、透明性に欠けるということもわからないわけではありません。十分理解できる点もありますが、しかし負担能力があるのに払わない人がいるのも現実だとは思いますが、食い逃げは許さない。ほかではいいものを食べているじゃないか。いろんな意見がありました。しかし、それも現実かもしれませぬが、私は根本的に学校の中で子供たちに対する策、施策であるわけです。払える払えないという問題ではなくて、別の問題だと私は思っています。

先ほどお話ししたように、子供の貧困、少子化対策ともつながるものですが、今、国においても教育の無償化話が出ているようですが、子供の貧困も大きな問題になって、この貧困の問題でも国も千葉県もその方策を考えている一応制度らしきものをつくってはいます。給食費は毎月の支出としては非常に大きいんです。小学生で4,200円ですか、中学生で五千幾らですか、2人いれば1万近く毎月なるわけですから、年間で12万ぐらいにはなるわけです。さらに、完全な無償化ではないのが今の日本の教育、学校教育です。ですから、いろんな費用が、お金を集めなければ先生もいけませんし、学級費だとか教材のお金だとか、いろんなことがあるわけです。支払わなきゃならない細々としたお金があるんです。結局月に1万円近く、あるいは1万円を超える教育費が各家庭の負担になっていることは否めません。当面生活の実態に応じて必要な免除措置など、学校給食費においてもぜひ先ほど言ったように進めていただきたいと思います。貧困の世代間連鎖と少子化を改善する、これも施策ではないでしょうか。公教育の無償化は、地方公共団体が国に先駆けて実施することは可能であります。また、学校教育においてぜひ必要なことでもあると私は思います。一気に進むとは私も残念ながら考えられませんが、町長の子育て支援を進めるという思いで少しでも行っていただきたいと思います。先ほど触れました今回の議案になっております支払督促制度については、私は賛成できないものです。

次に、空き家対策について。これも何度か伺いましたけれど、今回協議会ができるというようなことを伺いました。この空き家対策、どこの市町村でも大きな問題になっていますし、酒々井町も、私の周りでも空き家がどんどんふえています。もうこの空き家対策をこれからの世代、若い世代を取り込むこととか、そういうことも含めて考えていく、活用していく必要があるというふうに思います。実態調査などは何度か伺いましたが、改めて伺いたいと思います。その空き家対策の進捗状況、そして協議会なるものがどんなふうに進めていかれるのか伺いたいと思います。

最後に、JRの酒々井駅の駐輪場は何度も説明がありましたが、ここで一般質問をするほどでもないかなとも思いましたけれど、全員協議会の中でも意見が出ました。私も同様に思います。もう大きな額で2億円という駐輪場の話が出て、それは何ともすごいものをつくるんだということで、1度は取り下げることになりまして、また今回駐輪場の問題がありまして、説明が担当課から2度ほどありまして、今度は半額になる。ただ、機械式だということには変わらないということで説明がありました。昨日もありましたけれど、私は何とんでも利用している人の声はどうなのかということが一番気になりました。私もたまにしか自転車に乗りませんが、夫は使います。3,600円払って京成を利用しているんですが、利用している人の思いはどこにあるのか。いろんな地域の市の佐倉市とか四街道市、今回は市原の利用料なんかも出ていましたから。でも、市の行政規模と酒々井町、町は違いますし、そして人口が少しずつ減っていくという中で、現在利用している定時、いつも利用している人たちのアンケートをとっていただきたいというふうには思っていたんですね。その利用者の声をまず聞いたのかどうか。どうも聞いていないというふうに思いました。そして、私は多額のお金を使うという点で本当に町民から何とかしてほしいという駐輪場、声を聞いて過去にも駐輪場、屋根をつけた駐輪場をぜひやってほしいと過去にも一般質問いたしました。機械を使って、あの利用料がすごく高くなるような駐輪場を望んだわけではありません。少なくともきれいに、ラックがあって整理して入れられる。そして雨に打たれない、屋根がしっかりついた駐輪場をつくってほしいということで要求しました。そういう中で、やっぱ

り利用する人たちの声を聞く。そしてですね、今までただで使っていたのを今度は少しは取ろうということなんでしょうけれど、私は今回の駐輪場の機械化というのは余り望んでおりません。いろいろあると思いますが、駐輪場の半分になった件は、何でそうなったのか。その辺がよく私はわかりませんが、その点でもしお答えがあればと思います。まずは、住民の利用者のアンケートをとること。これをまず最初にやってほしいと思います。

ということで、第1回の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、5点目のJR酒々井駅の駐輪場についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

JR酒々井駅の駐輪場の整備につきましては、現在運営している京成酒々井駅駐輪場での現状、問題、課題を整理した上で、問題解決を念頭に自転車の盗難事件や放置自転車等の散乱がなく、安全・安心できれいな町となるよう高品質なまちづくりを目指し、あらかじめ対策を施すことが重要と考えております。これらの運営上の課題を解決し、利用者が安心して利用できる駐輪場の運営管理が求められているところであります。

また、さきの6月議会におきまして、駐輪場整備に関する補正予算案を取り下げたことにつきましては、常任委員会でのご議論等を踏まえ、改めて費用対効果などについて説明の工夫など精査したところでございます。

なお、平成28年度の人口1万人当たりの犯罪件数を見ますと、酒々井町は県内でワースト6位であります。特に窃盗件数では東金市に次いでワースト2位という大変不名誉な記録であります。行政としては、安全・安心なまちづくりの観点から防犯対策に積極的に取り組むのは当然のことと考えております。

また、受益者負担の観点から申し上げますと、現在JR酒々井駅前駐輪場は無料ですが、駅前の一等地を無料で使うということは、利用しない町民の立場から考えますと、受益者負担の原則からして問題があると考えております。このため、防犯に配慮し、必要な整備を行った上で適切な対価を徴収することが駐輪場運営の基本的な考え方であり、この考えに基づき今回議案を提出させていただいたところであります。まず、工事費用ですが、工事費5,000万円のうち町の一般財源は300万円であります。国費が4割、起債についても一定割合が交付税措置がされるため大変有利な財源となっております。京成酒々井駅の駐輪場は、国の補助を受けないでつくったために全額町民負担でありました。この経費を考えますと、国の補助を活用することで工事費及びそのもの、管理費を十分補うこととなり、大変な有利なものとなっております。

また、防犯対策として機械警備により24時間安心して駐輪できるシステムを導入いたします。なお、利用料金につきましては、別途条例の議決が必要であります。当面は京成酒々井駅前の駐輪場の利用料相当額程度を検討しているところであります。

以上、賢明な議員の皆様にはご理解いただけるものと信じております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、1つ目の国民健康保険の県単位化における影響についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の酒々井町への配分額についてのご質問についてですが、11月30日に国からの仮係数による30年度予算ベースでの試算結果が公表され、千葉県には約74億円が配分されました。この約74億円のうち約61億円については、納付金の引き下げに充てられ、当町には約6,300万円が配分されます。残りの約13億円については、特例基金約5億円、県繰入金約102億円と合わせた約120億円が激変緩和措置分に充てられ、当町には約6,000万円が配分されることと公表されたところでございます。

2点目の町の国民健康保険税への影響についてですが、11月30日に発表のあった県の試算結果によりますと、平成28年度と比較して1人当たり年額3,161円上がることが示されております。今後、年内に国から示される確定係数をもとに、県が平成30年度標準保険料率の算定を行い、1月に町に算定結果が通知されます。当町の国民健康保険税率等につきましては、平成18年度から据え置いており、資産割を採用していること、高額所得者に係る限度額が千葉県内で一番低い金額であること。応益、応能のバランス調整が必要なことなど、総合的に町国保運営協議会の意見などを踏まえながら、被保険者の税負担に考慮し、町国民健康保険の安定した財政運営を見きわめながら保険税率等を決定していきたいと考えています。

3点目の各世帯につき1年当たり1万円保険税を引き下げるには幾ら必要かということにつきましては、ことし6月の本算定時における被保険者世帯数が3,511世帯なので、3,511万円が必要となります。

4点目の国民健康保険税は高いとのご質問につきましては、平成28年度の当町の1人当たりの保険税負担率は県内54市町村中29番目ですが、ご承知のとおり、被保険者の年齢構成が高いこと等により医療費水準が高くなっています。国民健康保険は、国、県等の負担を受けながら、加入者の相互扶助のもと国民皆保険としての基盤的な役割を果たしております。国民健康保険財政の安定的な運営を図り、町民の皆さんがいつでも安心して医療を受けられるようにしていくことが重要であると考えております。

5点目の一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、当町では行わず国民健康保険の財政運営を行ってきたところでございます。県内では平成28年度で23市町が法定外繰り入れを行っていますが、現在、県で作成中の千葉県国民健康保険運営方針には法定外繰り入れの計画的な解消、削減に努めることとされております。また、町独自の減免、減額制度については、現在所得の少ない世帯の軽減措置として、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置と、会社都合など非自発的理由で失業した場合の軽減措置がありますので、今後の県広域化の中で他市町村と統一的な運営を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私からは、2つ目の教職員の働き方についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問にお答えいたします。教育委員会では、本年度多忙期間に当たる7月と12月を重点的に決めまして勤務状況の実態調査、これは先ほどのご質問で言うと出退勤の時間でその確認ですね、そ

れから持ち帰りの仕事をしたときの時間数もここで確認しております。それと業務改善に向けた意識調査を行っており、その結果の考察から今後も定時退勤の奨励や勤務状況を継続的に無理なく把握できるタイムレコーダーを導入してまいりたいというふうに考えております。

2点目です。大会の数に関するご質問にお答えいたします。本来どの大会に参加するかは学校側の自由であり、校長はその責任において学校教育活動の一つとして参加させることとなります。印旛地区の運動競技団体である小中学校体育連盟印旛支部が主催する、いわゆる春のブロック大会、夏の郡大会、秋の新人戦、そして駅伝大会ですね、それらについては全ての中学校が参加しております。小学校についてはですね、小学校陸上大会というのがございまして、本町だけでなく印旛管内の全ての小学校が参加しております。小中学校体育連盟以外の主催の大会もたくさんありますが、学校によっては参加が非常にまちまちであり、年によっても異なります。また、大会に参加し勝ち進めれば、次の県大会とか、もう全国大会というふうになっていきます。参加の機会がふえていきます。本年度は、酒々井中学校がこれまで参加した大会と参加予定の大会数の合計はおよそ70大会ほどになっています。

3点目の教職員の事務に関するご質問にお答えします。学級担任が行う学習、生徒指導に関する事務を除いたものとして代表的なものは会計事務が挙げられますが、主なものは教材費や募金活動のその集金、そして部活動保護者会の会計報告などが挙げられます。

4点目の部活動のご質問で、全ての教職員が顧問になるのかというご質問ですが、顧問就任については、本来教職員の自由意志によるものです。酒々井中学校の場合、教育的意義や特定の教職員に大きな負担がかからないよう全員が何らかの部活動に入って顧問を行っています。

休養日については、小学校は原則として土日の部活動はありません。中学校は、原則的に土日のいずれかを休養日に充てています。土日に大会がある場合は、月曜日が休養日となります。それについては管理職が指導管理しております。

外部人材についてですが、町内小中学校ではそれぞれの必要に応じて校長の責任において人選し、ボランティアとして主に技術指導に携わっていただいております。

5点目になります。小学校英語の授業に関するご質問にお答えいたします。学習指導要領の改定に伴いまして、平成32年度から3、4年生は新たに外国語活動を週1時間、5、6年生は外国語活動を週2時間実施することになります。酒々井町ではそれを2カ年前倒しして実施するとともに、1年生、2年生も隔週で1時間外国語活動を実施する予定で現在準備を進めております。今後ますます進展する国際化の対応として児童生徒の英語力向上は極めて重要な課題であり、教育委員会としては先生方の指導力向上に向けた研修会を行ったり、今年度から各学校に1人ずつ配置させていただいておりますALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーでしたか、の活用をさらに充実させていきたいというふうに考えております。十分な体制づくりに努めてまいります。

最後に道徳の教科書ですが、文部科学省の検定に合格した教科書を使用しなければいけないことになっております。これは、学校教育法の第34条にございます。

以上となります。

○議長（佐藤修二君） 教育次長、大崎智行君。

○教育次長（大崎智行君） 私からは、学校給食費の無償化の充実についてお答えをいたします。

町のほうでは多子家庭の保護者の負担軽減や安心して子育てができる環境整備を図るため、平成29年度本年9月から第3子以降の学校給食費を免除しております。学校給食費につきましては、学校給食法で、いわゆる食材費は保護者負担となっていること。また、免除制度を開始して間もないことや多額の一般財源を伴うものとなることから、現時点では本制度の拡充については検討いたしておりません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは4点目の空き家対策についてお答えさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定により、市町村は個々の事情に応じて空き家等の対策に関する基本的な指針などを定めて地域の実情に合った対策を講じることとなりました。その対策の基本事項を定める計画が空家等対策計画となります。

当町の空き家対策の進捗状況としましては、平成28年度に実態調査を実施し、現在酒々井町空家等対策計画を年度内の策定に向け作業を進めているところでございます。同計画の策定に当たりましては、酒々井町空家等対策協議会を設置し、協議会において計画作成に関する協議を行うこととなっており、去る11月9日に第1回目の協議会を開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子さん） じゃ2回目の質問を。国保について、まず再質問をしたいと思います。大体予想される回答なので、繰り返しになってしまうんですが、一番ですね、高いとこれまでも言われているということを何度か申し上げました。町内の比較対象からすると低いとかいろいろおっしゃいますけれど、一番54番目に安いとなったとしてもですね、今の暮らしの情勢からすると決して安いわけではないということがあるんですね。そういう中で、何とか減免制度、減税制度、町独自でですよ、やっていただきたいということを何度かこれまでもお話ししましたが、やはり2割軽減、あれは国の制度で行っていますから、十分に既に行われていると思うんですね。そういう中で何とか引き下げようとしている自治体は制度がえ繰り入れを確かにやっています。酒々井町はやっていません。今回、国の指導でなるべくそれはやめるようにというようなことが指導ではあるようです。しかし、絶対だめだというふうにはなっていないんですね。繰り入れをして引き下げるとは、要は可能だということなんです。それで、ちょっと私、きょうは持ってこなかったんですが、これまで一般会計からの制度がえ繰り入れをした団体の額を全部トータルすると150何億だったかな、なんです。その額は、今度は国へ要求をして、国からもっと出しなさいよと。45%に戻せば十分それをクリアできるということが現実にあるんです。それで何度かお話をしましたけれど、国へどうして45%に、国庫負担ですね、国の負担を引き上げないのか、要求どうしてしないのかということを何度か聞きました。再度伺います。これを行えばですね、もう少し酒々井町の国保税、どの市町村もですね、国保税が少し下がる可能性もあるわけです。その点どうお考えなんでしょうか。要求するかしないか。それと制度がえ繰り入れは、絶対しないと。そういう指導があるからしないのか。これは、絶対してはならないというふうになっているはずじゃないです。なっていないはずなんですね。そうでもしなければ国保税は下がらないんです。今回また上がるということですから。その点、もう一度伺いたいと思います。これは来年の4月からですから、すぐやってくるわ

けです。そうすると、それぞれの国保税払っている、うちもそうですけれど、また高くなるのかということになってしまいます。そういうことになるのは目に見えている中で独自の減免制度、これからも全く考えないのかどうか、再度伺いたいと思います。

そしてですね、酒々井町の資料によりますとね、国保に加入している世帯の7割ぐらいが総収入が200万以下なんです。200万以下の世帯が7割いるんです。そういう人たちが重い国保税をずっと払っているわけですね。このことをどう見て、町はいるんでしょうか。200万あれば十分暮らしはできるというふうにおっしゃるとは思いませんけれど、生活はできないわけではありませんが、国保税だけ払っているわけではありませんから、いろんな税金払っているわけですよ。そういう中で比率としては国保税が一番重いという中で、大体国保加入者の総所得200万円以下の世帯が7割という現実をどう見ているのか伺いたいと思います。

繰り入れ、先ほど言いましたけれど、45%にしてほしいという要求をなぜしないんでしょうか。その点を再度伺いたいと思います。

次に、教職員の点について伺いたいと思います。調査をしたということで、本当によかったとは思いますが、実態調査の明細をぜひいただければというふうに思います。今現実にはいろんな大会があったり、いろんな集金もしなければならぬ。非常に多忙な教職員です。本来の教育に専念することができない一面も持っています。そういう点で教育委員会を初め学校関係者が何とか長時間学校にいなければならぬ状態を改善しようという思いはあるんだろうと思いますが。じゃ結果ですね、昨日の質問の、同僚議員が質問した中で回答をされていましたね。7月の実態調査の中で平均57時間51分、全国平均が63時間だから少しは少ないというふうに言っていました。しかしですね、その平均が多いわけですから、現実には非常に長時間労働だということの現実をはっきりしているわけです。では、そのために具体的に何をどう改善をしようとしていくのかというところが、いま一つ私が聞いたところによると余りはっきりしていない。どういうふうにしていくのかというところが、改善策がどういうところにあるのかという努力をしていくといっても、その努力の内容が具体的にどうしていくのか。抽象的じゃないかなというご回答だったと思います。平均57時間51分というのは、58時間ぐらいですよ。今度はタイムレコーダーを入れるということで聞きました。佐倉市ではタイムレコーダーを導入しているようですが。ただですね、先生方の、平たい話でタイムレコーダーは、それは第一歩かもしれませんが、実際にタイムレコーダー打った後も仕事をしているということがあるので、本当にその辺はしっかりと見ていかないとならないというふうに思うんです。一番先生がやりたいことは子供と向き合いたい。当たり前のことです。先生ですから、子供たちの授業の準備の時間が欲しい。そのためにはもっともっとプラスアルファの仕事を減らしてほしいというのが調査の悲鳴として聞こえてきます。ここに調査の結果あるんですけど、中間集計ということで教職員組合が行ったものです。ここにはいろんなことが書かれてあります。その点で、改善するために具体的に何をどうしようとしているのかももう少し伺いたいと思います。それでですね、調査の結果をぜひ提出していただきたいというのですが。

あと、部活の問題なんですが、先ほどボランティアで技術指導をしてもらっているというふうに聞きました。どういう部活で行っているのか。ボランティアということはお金が出ていないということですよ。全くのボランティア。どういう部活で行っているのかをもう少し詳しく教えてください。

それと英語教育についてですが、研修をして、あるいはALTをさらに充実させるという回答でした。教職員の方々からすると、また1つ仕事がふえるというような意見も、感想もありましたけれど、英語教育を進めるということについては、別に大きな反対はあるわけではないと思いますが、ただその研修とALT充実をしていくということですが、その研修というのは研修するのは一般の先生なんでしょうか。ALTの先生は英語は得意ですからあれですけど、研修というのは一般の英語を教えている先生ではなくて一般の教員ということなんでしょうか、伺いたいと思います。

それと、道徳教科書を必ず使用かということにお答えいただきましたが、先ほどは使用することになっているというお答えでした。実は教職員組合で～（終了5分前のベルの音あり）～県教委……

○議長（佐藤修二君） 地福議員に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、質問は簡潔にお願いします。

○14番（地福美枝子君） 時間がないな。県教委の指導課で、組合で言いましたら、強制するつもりはないということを明言しているんですね。必ずしもそれを使わなきゃいけないということではないということも明言しています、県の教育指導課では。その先生の指導能力というのかな、自由に教えていくことはできるということも明言していますので、酒々井町においてもそのようにしていただきたいと思いますが、それについてお答えいただければと思います。早口で回答をお願いします。

○議長（佐藤修二君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 教職員の働き方に関する質問がたくさん出ておりましたけども、既に行っていることも、先ほど課長が申し上げました。そのほかにもいろいろ考えていることはありますけれども、諸般の事情がありまして、今この場で言うことは控えさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、国保についてお答えさせていただきます。

まず、国への要望の関係でございますが、周辺自治体の状況等を見きわめてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、200万以下の世帯についてというふうなご質問でございます。こちらにつきましては、地福議員からもお話がありまして、現在、制度上7割、5割、2割の軽減措置を実施しておりまして、その範囲もここ数年拡大しているところでございます。

あと、制度がえ繰り入れと独自の減免制度の関係でございますが、こちらにつきましても、今の回答とダブってしまうんですが、世帯の所得の状況によりまして、今申し上げました7、5、2の軽減を実施しておりまして、その範囲も拡大しております。また、会社の倒産とか会社の都合によりまして退職などには、非自発的理由で失業したということで保険税も減免しているところでございます。

あと、国保法の第77条では猶予というふうな言葉がございますが、減免の関係なんですけど、条例では規定してございませんが、実際に納付が難しい方につきましては、分納誓約をしていただきまして、分納での納付もしていただいておりますのでございまして、分納もある程度この中の猶予というふうな中に入るのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 議長（佐藤修二君） それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。
ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。
これで一般質問を終了します。
ここでしばらく休憩します。

（午後 零時19分）

-
- 議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時20分）

◎議案第1号ないし議案第14号総括審議

（委員長報告及び質疑・討論・採決）

- 議長（佐藤修二君） 日程第2、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、平澤昭敏君。

〔総務常任委員会委員長 平澤昭敏君登壇〕

- 総務常任委員会委員長（平澤昭敏君） 総務常任委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号委員会担当分野、以上5議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、12月15日に本委員会委員全員、副町長、関係課長、会計管理者の出席を得て開催しました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤修二君） 次に、教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

- 教育民生常任委員会委員長（御園生浩士君） 教育民生常任委員会に付託されました議案第7号、議案第8号委員会担当分野、議案第9号、以上3議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、12月15日に本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長、参事及び関係課長の出席を得て開催いたしました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

- 議長（佐藤修二君） さらに、経済建設常任委員会委員長、小早稲賢一君。

〔経済建設常任委員会委員長 小早稲賢一君登壇〕

- 経済建設常任委員会委員長（小早稲賢一君） 経済建設常任委員会に付託されました議案第2号、議案第8号委員会担当分野、議案第10号、議案第11号、以上4議案につきまして審議の経過と結果を報告い

たします。

本委員会は、12月15日に、本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得て開催しました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

審議の結果につきましては、議案第2号、10号、11号につきましては全員賛成。議案第8号につきましては、委員長採択で可決ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

（午後 1時25分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時35分）

◎議案第8号の修正動議

○議長（佐藤修二君） ただいま齊藤博君ほか1名から議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議が提出されました。この際、提出者の説明を求めます。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 修正案についてご説明と私の考えを申し上げたいと思います。

本修正案の内容でございますが、議案第8号中、土木費、項で道路橋りょう費、その中の目、道路維持費の補正額3,111万1,000円をゼロ円に削減するとともに、関連する歳入もあわせて減額をしようとするものでございます。

その内容としては、JR西口駐輪場の設置工事費を削減しようとするものでございます。理由を申し上げます。私も、JR西口の駐輪場を整備するという自体に否定をするものではございません。ただ、整備手法について利用者の均衡性、そういうものを考えたときに再度検討をしていただきたいと、そういう意味で修正案を提出をさせていただきました。以下、意見を述べます。

町の場合には盗難防止、あるいは料金不払いの防止のため24時間の管理にし、また自転車等もロック状態において管理するというところでございました。そのため工事終了後には年管理費として年間5,000万円、これが5年間支払いをされるということで説明を受けました。単純計算でいきますと、1台当たり1万円程度の使用料になると思います。それだけの使用料を支払うことに利用者は納得するのでしょうか。

駐輪を避けて、結果として不法投棄がふえてしまうことになると思うのであります。仮に3,600円という京成と同じ料金といたしました場合、その差額は町が負担をするという形になるわけでございます。そういう中で、私は今回の駐輪場の設置に当たっては24時間体制でなくてもいいのではないかと。屋根、夜間照明、監視カメラ、これがセットされることで足りるのではないかと考えます。町長は、町の自主的な負担、これは300万円で済む大変有利な事業であるから、ぜひ理解をしてほしいというふうに言われましたが、それは当初の工事費であって年間の5年も続く、また更新後の管理費の金額については補助等はありません。また、私はこの利用者負担がJRだけにはおさまると考えておりません。京成利用者は、3,600円を払いながら同じような待遇は受けられません。必ずJR利用者と同等の町の負担が求められてくるはずであります。また、東口、加えてJR西口、そして町全体の利用者平均を考えますと、平等を考えますと、京成駅もそのような建てかえをせざる得なくなる。私は、そのように考えます。それが、自転車を駐輪する、それをセットする町の責務でもあらうと思えます。そう考えたときに、町がそれだけの財政負担、これをする。そういう覚悟を持った上での発案だとは、あるいは提案だとは思えないのです。私は、町民は同じ自転車を預けたことによって同じ利益を受けると。それが基本でありまして、酒々井町の表玄関だからとか、そういうことでは差はつけられないものだと思います。そういったところ、財政負担も総合的に考えていただいて再度ご提案をいただきたいと。これが正直なところでございます。したがって、今回の提案については修正をさせていただいて、新たな提案をお待ちをしたいと、そういうことで今回修正案を提出をさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐藤修二君） これから齊藤博君ほか1名から提出されました議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正（第6号）に関する修正案に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

酒瀬川議員。

○3番（酒瀬川健一君） ただいま齊藤議員のほうから修正動議が提出されましたが、私のほうから2点ばかりちょっとご質問させていただきます。

その1点目ですが、修正動議を出されました齊藤議員に1点目でちょっとお尋ねいたしますが、先ほどですね、町長のほうからも発言がありましたが、町執行部の提案はですね、駐輪場を利用している町民と全く利用していない町民との間にですね、不公平感を是正するためにやはり受益者負担は必要であるという考えであります。そのことにつきましてどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

2点目はですね、町執行部にお尋ねいたしますが、今回補正が認められない場合、どのような問題が生じるのかお聞きいたします。

以上、2点についてお伺ひします。

○議長（佐藤修二君） 齊藤議員、どうぞ。

○7番（齊藤博君） 酒瀬川議員からのご質問ですが、町長の言われていることはわかります。今までは設備的に整っていないから無料という扱いをしてきたんだということだと思ふんです。けれど、こういうふうにする以上は、受益に応じてお金をもらわないわけにはいかないということだろうと思って、これはごく当然のことだと思いますよ。ええ。私が言っている、そういうことは同じ条件の中で今度駐輪場を、同じ条件じゃないですけど、駐輪場を管理する形の中で利用する。その人たちに受益者負担で

求めたら大きな差が出てくる。逆に、それを料金を平等にするのであれば、結果的に町の負担がふえていく。そういうことを申し上げている。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） では、今回補正が認められない場合、どんなことになるのかということでございますけども、補助金をお返しするということになりますんで、相当の期間、同種の補助金を酒々井町が交付いただくということはできなくなるんだろうと考えております。

そうしますと、先ほど申し上げました町長の発言の裏返しですけども、防犯対策ですとか、受益者負担という公平性の観点からですね、それについて行政の不作为というご指摘もあろうかと思えます。

以上でございます。

○3番（酒瀬川健一君） はい、ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） それでは、質疑なしと認めます。

これで齊藤博君ほか1名から提出されました議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に関する修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、議案第8号及びその他の議案に分割して行います。さらに、議案第8号は、それぞれの修正案と原案に分割して行います。

初めに、議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に関する修正案について討論を行います。

討論のある方。初めに、反対者の討論から受けます。

越川議員。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております修正議案につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

駐輪場は、町民の通勤、通学等の利便性のもとに整備をされたものでございます。今回の予算は、今までの駐輪場の運営状況を検討に検討を重ねた上で安心、安全に暮らせる町が少しでも酒々井町から犯罪をなくそうという、そういったために防犯力の強化、そして利用者の受益者負担の公平性を図るためにも今回整備をしようとするものでございます。歳入につきましても、既に県と何回も協議をしながら国の交付金のお願いをしておるところでございます。もし、これが本事業が削減された場合は、今後の事業につきまして、交付金に対する国、県の影響を与えるものと思えます。また、今回は本件につきましても、議会前の事前説明をも受けており、その後の実施に向けた協議をもしない中で反対をすることは許すことはできません。よって、修正案につきまして反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 私は、ただいま提案されました第8号議案、平成29年度の一般会計補正予算に対する修正動議に賛成の立場で討論いたします。

この駐輪場の問題については、さきの6月議会で提案されました。そのときの説明では2億円の駐輪場ということで大変びっくりしました。わずかたたないうちに、本議会に駐輪場の補正予算が出され、説明を聞きますと、半分の1億円、今回の西口整備については5,000万という話であります。ただ金額が少なくなったからそれでいいというものでなくてですね、やはりまず何よりも住民の利用者の皆さんの意見を聞くというのが大前提だと私思います。利用者のやっぱり意見を聞かずに何か駐輪場整備ありきという、そして国からの補助金があるからという。国からの補助金も町の一般財源も原資は税金なんですね。やはり税金を使う上では十分納税者の納得を得るような使い方をしなければ私ならないと思います。今回の町が西口を整備する5,000万、舗装の打ちかえ、フェンス、駐車ラック、屋根、照明、防犯カメラというようなことでありますけれども、私も先日見てきましたが、既に舗装はされておるし、駐輪場の駐輪のラックも325台のラックが設置されております。屋根を設置するということでありますけれども、私は屋根と照明、それぐらいやれば十分だと思います。わざわざ今ある駐輪場のラックを撤去し、今舗装されている舗装を廃棄する。まさに税金の無駄遣いではないでしょうか。

先日、私見に行ったときに若い方が駐輪場へ入ってきましたけれども、話をしてみましたら、今度利用料金、使用料取られるとなれば、とめる人が少なくなるんじゃないですかと。こんな話もしておりました。何も5,000万もかけて税金を使ってやらずに屋根と照明、そして、取るんならば低料金の料金設定なりすれば済むことではないでしょうか。こんなやり方では、いわゆる利用者から使用料を取って駐輪場を委託した会社にその料金を支払うという、そんなやり方では私は町民の皆さん、そして利用者の皆さんの合意は得られないと思います。ぜひ今回の修正案、皆さんのご賛同で可決して当局におきましては、さらに検討していただきたい。

以上をもって討論といたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありませんか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に関する修正案についての討論を終わります。

次に、議案第8号の原案について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

原案ですね。

内海和雄君。

〔8番 内海和雄君登壇〕

○8番（内海和雄君） 8番議員の内海でございます。議案第8号、補正予算、私は全て反対ということ

ではありません。ただいま修正出ました駐輪場関係のみで、あと全ては賛成できるものでございますけれども、駐輪場については先ほど修正動議がありました提出者の意見とほぼ同様の考えでございます。前回、私も委員会でもいろいろ意見も聞きまして、説明がですね、前回と内容、金額は違いますが、前回の修正した、答申上げたのと全く同じ内容で、前回の意見といたしますか、これは全く取り入れていただいております。全く同じ内容で今回出てきております。

それと、今回の説明も第一の目的は、防犯だそうです。2番目が駅前の顔だそうです、の整備だからきれいにすると。それで5,000万もかけて駐輪場整備すると。ちょっと言っている意味が私には理解できないものですから、反対でございます。いろいろ細かいことがいっぱいありますけれども、じゃ防犯、自転車泥棒が酒々井が一番多いと。盗難が多い。泥棒という言葉はちょっと私……盗難が多いと。去年は、あそこで自転車9台、オートバイ1台だそうです。中川のほうはその倍以上があると、だそうです。それで、私は、9台だから、簡単に9台だから、10台の分で5,000万で整備する。防犯という立場からですね、整備する。もっと違った角度からの整備だったらまだ理解はできるんですけども、防犯第一、駅前の顔のきれいにする。それが2番目だそうです。駐輪場を整備する。仮にこれを整備して、東口もやるということ。そしたら、当然先ほど提出者からもありましたけれども、同じ防犯ということが中川のほうが圧倒的に多いわけですから、当然中川のほうもやらないと。3倍くらい向こうのほうが多いんですから、そっちをまず対策を打たないと防犯の意味はないんじゃないかということですね。ですから、行く行くは来年以降は東酒々井あるいは中川やっていくと、この金というのは相当な金になると思うんです。同じ手法でやった場合ですね。それと、駅前の、だからきれいにするというので、これは駐輪場へ行ってもらえればわかりますけれども、現在利用している方々はほとんどきれいにやっているわけですね。ただ、放置自転車とか役場の方かわかんないですけど、駐輪場の脇に古い自転車みんなまとめてロープでこう縛って片づけてあって、非常にあれは見ばえが悪くて、やっぱりあれを見るとききれいじゃないなと思いますけれども、私はあれをきれいにすればですね、あの駐輪場本当にきれい、駅前にふさわしい駐輪場だなと私は思っています。そういういろいろ細かいことと言えば切りはありませんけれども、どっちにしても、ですから私は修正案のほうに賛成で、原案の……

〔「それ修正案の原案のあれじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○8番（内海和雄君） 違うんです。だから……

〔「修正案の賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○8番（内海和雄君） 違う、違う。原案に、だから。だから、言いわけにはなるかと思いますが、駐輪場、駐輪場を除いた案については全て賛成でございます。ただ、駐輪場だけは反対ですから、結局反対になろうかと思いますが、言いわけを。

以上です。

〔「済みません、賛成討論なんですよ。原案の賛成討論ですよ、今」と呼ぶ者あり〕

○8番（内海和雄君） 反対だよ。

〔「修正案が賛成」と呼ぶ者あり〕

○8番（内海和雄君） そしたら、原案だろう。

〔「原案に反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

平澤議員。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

〔何事か呼ぶ者あり〕

○11番（平澤昭敏君） 原案ですよ。こんがらがらないようにしてください。

町の安全・安心のため必要な駅前駐輪場整備につき5,000万円の費用のうち交付金が40%で一般財源が300万で済みます。これを活用しない手はないと思います。駅前の一等地の有効利用と費用対効果も見込まれます。よって、原案に賛成いたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福です。今修正案が出ましたけれど、まず第8号、不思議だと思いますが、第8号原案ですね。それに賛成するというので討論をすることにしました。平成29年度一般会計についてですが、駐輪場の問題だけが出ていたわけではありません。大体補正予算というのはいろいろな項目があって、それについて審議しています。そういう中には駐輪場のほかにもいろいろありました。補正予算の中には賛成すべきものと、これは反対だというのが混在しているわけですよ。ですから、迷うわけです。今回その補正予算の中に、私たち共産党としても、ほかの議員もそうなんですが、要求していました中学校のグラウンドの購入ですね、土地の購入、入っていました。32%ということですから、まだまだ3割ですからこれからです。そういうことで中学校のグラウンドを何とかしてほしい、少しでも早くしてほしいとずっと要求してきました日本共産党としましては、購入をしたこと自体は本当に賛成するものです。ただ、遅々として進んでいないということもありますけれど、でも、少しでも購入をして子供たちの要求に応じてほしいということもありまして、これは反対できないということを考えました。しかしですね、この原案には皆さんがお話したように、駐輪場の件があります。先ほど出ました修正案について、私はこの修正案については賛成するものです。でも、でもですね、そうするとどうなるのかというふうに思いまして非常に困りました。それだけではなくてですね、駐輪場の件だけではなくて、支払い督促のための費用も7万円ですけど入っていました。6世帯ですか、72万だか73万の請求をします。今回支払督促制度は議案として出ていますけども、既に補正の中にその費用が入っています。先ほども一般質問の中にもお話ししましたように、学校給食ほか使用料の支払督促制度、特に学校給食における支払督促制度は賛成できないという表明をいたしました。これが7万円入っています。というわけで、これが入っている中ではこれも反対しなきゃならないというふうに思っていたので、反対すべきか賛成すべきかと非常に悩みましたけれど、でも、グラウンドのこれはやっぱり子供たちに答えるという意味で苦渋の決断で、議案第8号に対して賛成することにいたしました。というわけです。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありますか。

15番議員、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番（小早稲賢一君） 15番議員、小早稲でございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第8号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）について、原案に賛成の立場で討論いたします。原案です。

今回の補正予算については、職員人件費など自然発生的な歳出が主体であり、大きな歳出額としては、社会資本整備交付金事業として朝日橋改修工事費、JR駐輪場整備工事費、また中学校施設整備事業として公有財産グラウンド購入費などがあります。朝日橋改修、グラウンド購入につきましては、前々からの計画でもあり、必須事業でもあります。常任委員会では特段の質疑はなく、問題はないように考えております。しかし、JR駐輪場整備工事に関しては、常任委員会においては質疑が集中し、慎重審議の結果、賛否2対2の同数となり、委員長裁決により可決となったことから、あえてということで賛成討論をさせていただきます。

駐車場整備につきましては、先ほど地福議員の一般質問に対して、町長の答弁に尽きるというところではありますが、私個人といたしましても、常日ごろから安定した町政、住みよい地域づくり、まちづくりを提唱してまいりましたので、そのような観点からJR駐輪場整備は当然賛成するものであります。まちづくりは、ほかから酒々井へ来た人たちが住んでみたいと思わせるまちづくりが大切です。それには安全・安心、防災、防犯を考慮したまちづくりが必須条件であり、町内の道路網の整備、町の玄関口である駅周辺的美観、近代化、そして生活していく上の利便性の向上は第一として考える必要があります。人口減少の今日住んでみたいという人たちに、住んでもらえるためのほかには負けない魅力のあるまちづくりの一端として駐車場の整備は絶対に欠かせないものの一つであると考えます。ぜひとも議員諸氏の賛成をお願い申し上げまして、議案第8号、原案について賛成討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで議案第8号の原案に対する討論を終わります。

次に、議案第1号ないし議案第7号及び議案第9号ないし議案第14号に対する討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。議案第2号について、賛成の立場で討論いたします。

題は、酒々井町ポイ捨て等防止条例の制定についてということです。条例案によりますと、目的第1条に環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とするとございました。大いに賛成いたします。

さきに成立した景観条例等の整合性をよく図り、看板の大きさ、デザイン、色調などをお考えいただき、ドライバーや歩行者に注意喚起するようお願いいたします。非常に悩ましい作業になりますが、特段の配慮をお願いいたします。担当の経済環境課、芝野課長の説明によれば歩行喫煙について規制をかけておりますが、健康福祉課の分野で担当課同士のすり合わせは十分にできているものと私は解釈しております。東京オリンピックを目途に喫煙に関する条例が全国各地で制定されている折、本議会には受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書も提出されております。健康福祉課、河島課長におかれましては、喫煙に関する条例を速やかに提案いただきますようお願いし、賛成討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて採決をします。

採決の場合、ちょっと時間を置いて立っていただきたいと思います。数を確認しますので。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、酒々井町ポイ捨て等防止条例の制定について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、酒々井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、酒々井町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、酒々井町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、酒々井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

初めに、齊藤博君ほか1名から提出されました平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に関する修正案を採決いたします。

この修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（佐藤修二君） 起立少数。否決です。

したがって、齊藤博君ほか1名から提出されました平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）に関する修正案は否決されました。

次に、議案第8号の原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成29年度酒々井町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成29年度酒々井町水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成29年度酒々井町下水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、酒々井町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第13号、酒々井町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第14号、酒々井町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり同意されました。

◎請願の件

○議長（佐藤修二君） 日程第3、請願の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、10番議員、江澤眞一君の退場を求めます。

〔10番 江澤眞一君退席〕

○議長（佐藤修二君） 請願第3号を議題とし、請願審査の結果について教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（御園生浩士君） 請願審査の報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました請願第3号、NPO法人B-N e t子どもセンター移転に関する請願書審査の経過と結果についてご報告いたします。

請願第3号は、12月15日に本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長、参事及び関係課長の出席を得まして審査をいたしました。

慎重審議の結果、請願第3号につきましては、常任委員会の閉会中の継続審査にすることについて可否同数となったことから、委員長裁決により閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） 以上で教育民生常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

◎常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤修二君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育民生常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出書のように閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。請願第3号、B-N e t子どもセンター移転に関する請願書について、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、請願第3号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

10番議員、江澤眞一君の入場を認めます。

〔10番 江澤眞一君入席〕

◎発議案第1号ないし発議案第3号

○議長（佐藤修二君） 日程第5、発議案第1ないし発議案第3号を議題とします。

発議案第1号の提出者である高崎長雄君から趣旨説明を求めます。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 今、議長のお許しを得まして、発議案第1号の趣旨説明を行います。

発議案第1号、酒々井町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

町行政組織の改編において、国民健康保険、後期高齢者医療の事務が健康福祉課に移管したことにより、税務住民課の事務の性質が総務費の予算であること等から考慮しますと、総務常任委員会の所管に適していると思われることから、教育民生常任委員会から総務常任委員会に所管がえをしようとするものでございます。また、あわせて固定資産評価審査委員会の事務も総務常任委員会に所管がえをしようとするものであります。

なお、提出者は、私、高崎長雄、賛成者は須藤伸次議員、賛成者、御園生浩士議員、同じく賛成者、平澤昭敏議員、同じく賛成者、地福美枝子議員、同じく賛成者、小早稲賢一議員です。

以上、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第1号に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

以上で発議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第1号、酒々井町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） いいですか。ほかに討論ありませんね。

なければ、討論を終わります。

これから、発議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は可決されました。

次に、発議案第2号の提出者である高崎長雄君から趣旨説明を求めます。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 発議案第2号、専決事項の指定について。上記議案を別紙のとおり、酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者は、私、高崎長雄です。賛成者は、平澤昭敏議員、同じく賛成者、御園生浩士議員、同じく賛成者、小早稲賢一議員です。酒々井町議会議長、佐藤修二殿です。

それでは、趣旨説明を行います。発議案の内容については、そこを説明させていただきます。

町長の専決事項につきましては、議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項については地方自治法第180条第1項の規定により指定することができるものになっております。当町では、昭和62年6月19日の議決で、一律100万円未満の損害賠償額の決定に関することが指定されております。今回提案させていただいたものは、1点目につきましては、現行のものと同じ内容であり、文言の整理を行ったものです。2点目と3点目につきましては、地方自治法第96条第1項第12号に規定する町が提起する訴えや和解、調停について、その目的の価額が100万円未満のものに関することについて、町長の専決事項に指定するものです。

町の徴収金については、町税や国民健康保険については、地方税法等により滞納金の債権回収方法が規定されております。しかし、学校給食を初め使用料など滞納金は、その債権回収に当たっては特段の規定がありません。民法が適用されるために民事訴訟法第383条の支払督促制度を活用するなど、適正な債権管理をすることが必要となります。地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況の中、町の歳入を確保する上でも未収金の回収は重要と考えています。法的な定めのない債権回収に当たっては、簡易裁判所を通じた支払い督促を行うことも想定されます。その支払い督促を利用した際、滞納者からの異議申し立てがあった場合、支払い督促の申し立てした時点にさかのぼって訴えの提起があったものとみなされます。また、裁判の中、裁判官から和解、調停案が示されることもあります。このような、町議会の議決も経なければなりません。そこで100万円未満の事案に限り専決事項に指定することにより、円滑で迅速な町の対応が可能となるとともに、町の歳入の確保、受益者負担の公平を保ちながら公的な場で滞納されている方との話し合いもできることにより、一層の個々の実情に合わせた対応も可能になります。

以上のことから、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第2号に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

以上で発議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第2号、専決事項の指定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番議員、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番（小早稲賢一君） 15番議員、小早稲賢一でございます。議長のお許しをいただきましたので、発議案第2号、専決事項の指定について、原案に賛成の立場から討論を行います。

この案件については、町の担当職員や学校の先生方などを悩ませてきた過去からの長い間の懸案事項でありましたが、現在地方自治体を取り巻く環境は景気の先行きが不透明なこともあり、厳しい状況下、町の歳入を確保することは非常に重要な課題であります。特に平成29年度から学校給食費を公費化したことにより、先生方の手を煩わせることなく徴収における一層の公平性と透明性を確保するための適切な徴収管理が求められているところであります。また、平成29年10月末においては学校給食費の収入未済額が現年度分と過年度分を合わせて623万円という大変大きな数字が示されております。このような中で、給食等の受益を受けたにもかかわらず、給食費や使用料など支払わないもの。特に払える金銭的余裕があるにもかかわらず、払わないという者がおり、他の人との公平性を確保する上でも未納金の回収は必須条件となります。町税のような法的には特段の定めのない徴収金について未納者との話し合いを進めることは大変大切なことだと考えております。しかしながら、町からの督促に対して何の応答もなく、未納額がどんどんかさんでしまうような場合などは簡易裁判所を通じた支払督促制度を活用して、公的な場での話し合いの機会を設けることは、有効な解決手段の一つと考えます。

以上のことから鑑み、支払い督促に対する異議申し立てを考慮した制度の運用を考えますと、議会の権限に属するもののうち、軽易な事項として100万円未満の案件については、町長の専決事項として制度の整備を図ることで円滑で迅速な対応が可能になるということでもあります。

以上、発議案第2号、原案に対して賛成の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福です。先ほども一般質問の中でお話をしました。だから、ノー原稿です。ノー原稿ですけど、支払督促制度は賛成できかねますと先ほども話しました。今、子供の貧困の問題、制度としてもね、対策をしようということでも国も県も考えていますし、町もそうだと思います。そういう中で、貧困率が非常に高い中で各家庭の経済的な問題があって大変だということをご承知だと思います。そういう家庭の教育費の中で大きいのが学校給食費なんです。先ほどもお話ししました非常に大きいです。その問題と歳入の増加のために、今度は給食センターでやるということであって、もう収入なんだから払えないのは困るということで今回の支払督促制度は導入されようとしているんだと思います。しかし、やはり学校給食費ですから、今給食費を少しでも無償にしていく方向になる。学校の教育費、義務教育は、本来なら無償ということで学校給食費も無償にすべきだというふうに私はそう思っています。そういう中で、教育現場における子供たちに与える、子供たちが食べる給食の費用は本来なら行政や国が払うべきものだと思っている立場から、今回の支払督促制度、いろんな方、

いろんな家庭があるかと思いますが、学校現場ではこれは相入れないものだとは思ひまして、この支払督促制度については反対をせざるを得ませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、討論を終わります。

これから発議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は可決されました。

次に、発議案第3号の提出者である地福美枝子さんから趣旨説明を求めます。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 年金問題ではいろいろテレビ、ラジオでも報道があります。年金はぜひ老後、食べられる年金にしてほしいというのは誰もが考えていることではないでしょうか。今回出されました年金者組合からぜひ出してほしいということもあって、私も年金者組合の一員でもありますので、取り上げることにいたしました。文言がいろいろ書かれてありますので、読み上げて説明にかえたいと思います。

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書ということで出させていただきました。今回、提出者は私、地福ですけれど、賛成者は那須光男議員、賛成者、齊藤博議員、そしてもう一人、賛成者、竹尾議員の4名によってこの発議案第3号を出すことにいたしました。

厚生労働省は、2013年からことしまでの4年間で『特例水準』の解消による2.5%の削減、『マクロ経済スライド』の発動による0.9%の削減、今年の0.1%削減など3.5%も目減りさせました。年金を受け取っている人は実感していると思いますが、ますます受給額が減っています。

さらに『少子化』と『平均余命の伸び』を口実に、『マクロ経済スライド』を使って、これから30年余も年金を減額させようとしています。年金はそのほとんどが消費に回りますから、年金減額は当該自治体の財政にも大きく影響することは否めません。

同時にマクロ経済スライドを初め、これからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く若者、将来は年金者になるわけですが、その若者にとっても大変深刻な問題となります。

昨年の臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮されました。これは、本当に喜ばしいことではありますが、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりました。私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。もう、この年金、毎月の年金支給要求することですが、今隔月になっていますけれど、前はもっと何カ月もだったようです。

『マクロ経済スライド』の撤回、『最低保障年金制度』の実現にも足を踏み出そうとはしていません。

国は憲法25条2で「すべての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努める」義務を負っています。また国民年金法では、「憲法25条2の規定に立って国民生活の安定が損なわ

れることを、国民の共同連帯によって防止し、国民生活の維持・向上に寄与する」ともしています。

しかし、年金額の実質的低下に加えて、これからあるだろう消費税の増税、10%ですね、公共料金の値上げ、アップ、医療・介護の自己負担の増額、介護保険制度も後退しています。物価上昇などの国民の生活は維持・向上どころか圧迫・疲弊の一途になっています。

よって、国におかれましては、これら国民の命と暮らしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けて、一層の施策の実施が図れるよう強く要望したいものです。ここに後ろにおられます共済の方になるわけですが、うちも、夫も共済ですが、共済においても一般の国民年金においてもいろんな形でどんどん年金額が減っている状況にあります。何とかしなければ国民の暮らし、老後は本当に心配だという状況にどんどんなっています。そのため、次の点でぜひ実現してほしいと思います。

1、年金の隔月支給を国際水準の「毎月支給」に改めてください。

2、年金支給開始年齢の引き上げはやめてください。

3、「マクロ経済スライド」は廃止し、「年金制度改革関連法」（年金カット法）の年金額改定新ルールは実施しないで下さい。

4、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早期に実現して下さい。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。平成29年12月20日。

ぜひ皆さんの賛同を得まして、私たちの年金、誰もがいずれもらう年金が本当に食べていかれる年金にするという、国民全ての人たちの願いです。ぜひとも皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第3号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

以上で発議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第3号、若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（佐藤修二君） 起立少数です。

したがって、発議案第3号は否決されました。
ここでしばらく休憩します。

(午後 2時55分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 3時05分)

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。

ただいま酒瀬川健一君ほか4名より発議案第4号が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎発議案第4号

○議長（佐藤修二君） 追加日程第1、発議案第4号を議題とします。

発議案第4号の提出者である酒瀬川健一君から趣旨説明を求めます。

3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 3番議員の酒瀬川でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、発議案第4号、青少年交流の家問題の早期解決に関する意見書の提出について趣旨説明を行います。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成29年12月20日。

提出者は、私、酒瀬川健一でございます。なお、賛成者は濱口議員、須藤議員、江澤議員、川島議員でございます。酒々井町議会議長、佐藤修二様。

それでは、意見書の案を読ませていただきます。

青少年交流の家問題の早期解決に関する意見書（案）。

青少年交流の家事業の今後の町の対応が、平成29年12月19日の酒々井町12月定例議会本会議の席上、一般質問の答弁で明らかになってきました。

その内容は、町の調査により、本工事の建築確認申請における変更点及び工事の未完成部分を再設計して推計することにより、当初請負金額1,175万5,638円に、変更設計金額21万円を加え、工事の未完成部分と推測される321万円分を減額した出来高精算による引き渡し想定金額が875万円程度であるというものであり、株式会社ヤマロクからの請求額は不当なものと認めざるを得ないというものでした。

また、町では株式会社ヤマロクとの交渉に進捗がないことから、問題解決には、司法の判断が必要と判断を下したところです。

酒々井町議会としては、今回の町執行部の判断を今後の問題解決への大きな一歩と認め、青少年交流の家が多くの町民に広く利用され、青少年の健全な育成に資する施設となるよう、早期供用開始に向けた取り組みに一層努力するよう下記の点について強く要望する。

記

1 地方自治法第96条第1項第12号の規定による「訴えの提起」を3月定例町議会に上程すること。

2 「訴えの提起」に係る費用を平成30年度当初予算に計上すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日。

議員各位の皆様のご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから発議案第4号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 提案者にご質問をさせていただきます。私は、一般質問のときにちょっと意見を申し上げたんですが、裁判ではっきりさせるということは私も言ってきたし、それに反対するものではないです。ただ、このような形で議会で発議をしなければならない。その理由が私にはわかりません。訴えの当事者は町であります。町が本来決定すべきことであろうと私は思いますが、あえてこういう発議をされた、その提案をされたのであれば、町議会として知っておくべきことは知るべきだと。そういう意味から申し上げて、発案者が内容をご存じか、それをお聞きします。

これは、平成28年の10月13日付で中央のグラウンドですね、中央台グラウンドに張り出されたヤマロクの掲示板でございます。その中でですね、これは私は一般質問で聞いたんですが、町はお答えをいただきませんでした。したがって、通常はわからないんだろうと思うんですが、酒瀬川さんはご存じなのかどうか。こういうのを確認した上で、やはり議会と執行部がですね、そういう意味ではいろんな情報を交換し合って、周知した中でこういう議論というのは私は起きてくるべきものだろうというふうに思いますので、その内容を確認をさせてください。知らなければ知らないで結構でございます。というのは、我々は町からの情報はこうやって聞きますけれども、私どもがヤマロクの主張をしたときに、町は答えてくれておりません。これが事実かどうかの確認を我々は少なくとも私はとれておりません。そういう意味で、その確認がとれているかどうかをお聞きするわけです。

1点目はですね、これはヤマロクの文書ですが、平成27年11月10日入札の当該工事は、酒々井町の設計内容に多大な不備があるために、そのままでは新築の建築確認申請が不適合であると千葉県印旛土木事務所より判断されました。そこで、酒々井町生涯学習課の監督員と協議を行ったところ、酒々井町としては必ず設計の内容の変更を行い、それにより必要となる費用については追加にて支払うよう契約を変更するとの申し出があったので、弊社はこれを承諾しましたという項目があります。

それから、酒々井町より酒々井町長の代理人弁護士を通じて現時点でかかっている費用の請求書を要求されましたので、出来高での請求書を作成し、送付いたしましたところ、工事は完成していないので支払う義務はないとの回答が送られてまいりました。このヤマロクが主張している内容については事実

なのでしょうか。確認ができていましたら、教えてください。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 酒瀬川議員。

○3番（酒瀬川健一君） これ金額につきましては、私、きのう一般質問で町に対していたしまして、その中で21万円とか875ですか、そういうのを確認しただけでありまして、直接ヤマロクとのその取り引き内容とか、そういったものの金額、そういったものは私は一切承知していません。きのう聞いた金額でございます。

○7番（齊藤 博君） はい。終わります。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。ほかに。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、質問させていただきます。この意見書の案については、賛成でございます。おっしゃるとおり、そのまんま進めていただきたいなというふうに思います。ただ、議員発議ということですね、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

では、質問をいたします。真ん中あたりになりますが、「町では株式会社ヤマロクとの交渉に進捗がないことから、問題解決には、司法の判断が必要と判断を下したところだ」というふうになっておりますが、そのプロセスを教えてください。判断に至ったプロセスですね。

〔「それは誰に該当するんですか」「提案者」と呼ぶ者あり〕

○5番（御園生浩士君） 提案者ですよ。それから、2のですね、「訴えの提起」に係る費用を平成30年度当初予算に計上する」というふうに書いてございますが、概算でお幾らでしょうか。

以上、2点です。

○議長（佐藤修二君） 酒瀬川議員。

○3番（酒瀬川健一君） 今の御園議員からの私に対する質問でございますが、その辺のところについても、私の一般質問の中で町の執行部のほうから回答をいただいたものでございまして、詳細については承知しておりません。

以上でございます。

○5番（御園生浩士君） あと、それと議員発議の件ですか。見積もり、金額。

○3番（酒瀬川健一君） ですから、見積もり金額に対しても、私も見たことはございません。21万円という金額もきのう聞いたわけです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番（酒瀬川健一君） だから、その辺についても、私は一切承知しておりません。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○3番（酒瀬川健一君） 議員発議はいいですか。

〔「いいです。大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。あとは質疑ありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 意見書なんですけども、私、司法の判断を仰ぐことについては、これまでも議会でも述べてきて、それはいいと思いますけども、議会としてですね、意見書としてですね、この数字なんですけど、21万円とか想定額が875万円というようなですね、議会として提出者が建物の状況、出来高、どの辺まで出てきたか。そういうものは確認されているんですか。それで、この数字を入れたんですか。ただ、いわゆる執行部が出した数字をそのまま載せたということですか。この辺について提案者に質問します。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） 先ほども申しましたように、この金額につきましては、きのう聞いたものをそのまま載せてあるものでありまして、私は一切見積もりとか、そういうできる立場ではございませんので。立場にございませんので、ただ、一日も早くですね、青少年交流の家を町民の皆様に広く使っていただきたいということで議員発議ということになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 内海議員。

○8番（内海和雄君） 私も承知することには、司法の受けるというのを賛成ですけれども、ここに書いてある裁判というのはこれからだから、3月のことになるんでしょうけども、この裁判というのは原点は何ですか。この875万円程度というか、これをもとに裁判を起こすということなんですか。それとも、どういう。裁判というのはどういう訴えを起こす。これは、弁護士だけだということかもしれないですけど、その辺の何ですか。

あと、もう一つは、これは質問じゃないですけど、こういう意見書を出すの議会で全員で出すということであれば、申しわけないですけど、ここへ出す前にこの内容を少し説明してほしかったと思います。全く初めは、ここへ来て、あそこにも出すなんて、ここ見て。その内容については、私は賛成ですけれども、少し。何もわかっていないで、ここでいきなり来てこれを読まれて、くれと言っても、これもちょっと。5分や10分時間あったんですから、やっぱりこういうのをちょっと目を通す時間でもあってくれてよかったのかなという、それはちょっとお願いしたいということ。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番（酒瀬川健一君） 金額については、私わかりませんので。金額については、そういうことでございます。

○議長（佐藤修二君） 酒瀬川議員。

○3番（酒瀬川健一君） それから、先ほど申しましたように法廷にかけようがかけまいが、できれば法廷に、裁判にかけないですね、解決できれば一番いいんですけども、やむ得ない場合は裁判にかけてですね、一日も早い供用開始をしていただきたいという願いでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。質疑、あとありませんね。

14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 質問というか要望。要は、早く解決してほしいというのは、みんな解決してほ

しいと思っているはずで。それには誰も異論がないと。やり方、進め方の問題だと思うんです。議会が……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） いや、そんなことないです。議会が出すのかということに疑問があるんですね。司法の判断が必要だというのは、それもみんな、ああ、ここまで来たらもうそうだろうと。そう思っている人も多いと思うんですが、司法の判断を下すために議会が出さなきゃいけないのかというのは私は理解できません。町がやれることです、町が責任を持ってやれることです、この提案する方には申しわけないんですけど、その数字云々というのがありますが、数字は私は正しいかどうかは全くわかりません。それから、ヤマロクからの請求額は不当なのか、そうじゃないのかもはっきりわかりません。ただ、こんなに長くなってしまったなら、まあ、司法の判断必要だろうというようなことは早く解決するには、そういう方法があるだろうということは一致してはいると思うんですが、議会が出すことはないというふうに思って意見を言いました。答えていただくことがあればいいですけど、あれば。なけりゃないでいいです。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） 要は、物件はね、今町になくてヤマロクにあるわけだから、町としては手出し出せない状況ですよ。だから、これから裁判を起こして金と物件をしてもらって、それを町のほうに譲ってもらわない限り、あれから前に進まないわけよ。ですから、そういった部分で彼は議員の人の意見を今募っているわけだから、僕は賛成ですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○2番（須藤伸次君） いや、彼の意見に賛成です。

〔「討論でやってほしい。討論で」「質疑だから」と呼ぶ者あり〕

○2番（須藤伸次君） いや、法的にはそう。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） それでは、以上で発議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議案第4号、青少年交流の家問題の早期解決に関する意見書の提出について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

齊藤博君。

○7番（齊藤博君） 反対の立場を明確にしておきます。私は、基本的にですね、訴えの提起は執行部がやられること。責任を持ってやられることだというふうに思っております。このように議会が後押しをすると、私はそういう認識でございますが、そういうことにおいては少なくとも町と議会側が同じ情報を共有し、同じ判断を持った上で決定すべきことだと私は思っております。そういう意味で先ほど提案者にお伺いをいたしました。それ以外の方も質疑をされました。しかし、私としては残念ながら提案

者は、そこまでの知識は、あるいは了解、明白にはなっていない。そういうことを感じました。

それから、今までの、きのうあたりの議論を聞いていますと、やりとりが九十何枚あるという議論もありました。そういうものを私どもは一切知らされておられません。我々は、実際の事実を知らないんですよ。町から言われたこと、それだけがある意味で信用している。そういうことだと私も思っております。しかし、今度こういう形で応援する以上はですね、私どもがやはりそれを理解し、そういう前提がなければやるべきことではない。そのように私は思っております。

こういう発議をする。その前提として執行部と議会側が情報を共有する。そういう一つの場合、それをぜひおつくりをいただきたい。今の状況の中ではとてもそういうことは考えられません。したがって、私はこれの意見書に反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかになければ、発議案第4号に対する討論を終わります。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 私も先ほど申し上げましたけども、司法の判断を仰ぐということについては賛成するものでありますから、まだこの発議案の中にもありますように、昨日の19日の議会の執行部の答弁、町長のほうからありましたが、私から心ある議員の発議を望む。町の執行者として起こした問題についてですね、執行者が議会の発議を望むなんてですね、なお、心ある議員という、これはいかがなものかと。そういう立場で、これは執行部が司法の判断を仰ぐ、そのための経費を上程される。執行部が進めるべきものであって、議会が発議で執行部から頼まれてやる、こんな発議案には賛成できません。

○議長（佐藤修二君） あと。

御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、反対の立場で討論させていただきます。

まずですね、記の2番目になるんですが、平成30年度の当初予算に計上するというところでございます。この問題2年前からやっています、時間も長く、期間も長く、それから執行部の答弁を聞いておきますと、全て弁護士と相談をした上でお話になっております。ということは、30年度予算、ここでいいですよと上げてしまうとですね、100万が上がるのか、1,000万が上がるのか、1億が上がるのかわからないですね。それを全体の予算の中で今度予算審議しましょうといったときに、この部分だけについて、全体の予算ですから反対はしにくいと思うんですね。そんなところからですね、これだけの時間があつて概算の金額も出ていないというのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うのが1点ですね。

それから、評価するところはですね、やっとな町長、決断してくれたんだなというふうに思っております。「司法の判断が必要と判断を下したところですよ」というふうにあります、町長がですね、断を下していただいたということは非常に評価したいと思うんですが、この部分ですね、この部分については賛成いたしかねます。

それから、よく議会と執行部は両輪だということでお話を執行部からも何回か聞いておりますが、自分でまいた種はですね、実りの多い種でも、実りが悪い種でも刈り取っていただきたい。そういう思いが私にはございます。その結果を見ましてですね、議会として判断をしていきたいなというふうに思っておりますので、議員発議ということについては反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 発議案第4号に対する討論をこれで終わります。

これから、発議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成29年第6回酒々井町議会定例会を閉会します。

（午後 3時31分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐 藤 修 二

署 名 議 員 酒 瀬 川 健 一

署 名 議 員 那 須 光 男